

令和5年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和5(2023)年6月
西南女学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	48
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	74
基準 6. 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	94
基準 A. 地域貢献	94
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	114
エビデンス集（データ編）一覧	114
エビデンス集（資料編）一覧	115

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

建学の精神 「感恩奉仕」

西南女学院は米国南部バプテスト海外伝道局の宣教師たちにより、キリスト教の宣教と女子教育のために大正11(1922)年に修業年限5年の高等女学校として設立された。「学校法人西南女学院寄附行為」第3条には、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教に基づく女子教育を行うことにより、個性豊かな人間を育成することを目的とする。」と規定している。令和4(2022)年に西南女学院は、創立100周年を迎え、その長い歴史を通して我が国の女子教育の発展に貢献してきた。

建学の精神である「感恩奉仕」は、昭和4(1929)年に第5代院長原松太によって掲げられた西南女学院の教育理念である。「感恩」は、神の恩寵の中に生かされている感謝を、「奉仕」は、隣人に愛をもって仕えることを意味している。これは、学院が目標としている個性教育と宗教教育を具現化する精神である。戦後の新制西南女学院中学校・高等学校においても校訓とされ、昭和25(1950)年に設立された西南女学院短期大学にも継承された。平成6(1994)年の西南女学院大学の設置に際しても「感恩奉仕」を建学の精神として掲げ、今日までこの教育理念を受け継いでいる。

2. 使命・目的

本学は、建学の精神である「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、「西南女学院大学学則」第1条に定める「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成すること」を目的としている。

本学は、この使命・目的を達成するために必要な学部・学科等を設置し、社会に有為な女性を輩出すべく教育を営んでいる。

3. 大学の個性・特色

本学の個性・特色は、キリスト教に基づく女子教育をとおして、建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命・目的としていることにある。本学院は社会的要請の変動に合わせて設置する学校、学部・学科等の構成を変化させ、個性・特色の具現化に努めている。

本学院は、第二次世界大戦中は米国系ミッションスクールゆえに、存亡の危機に瀕したが、戦後は、学制改革により高等女学校は昭和22(1947)年に新制中学校へ、昭和23(1948)年に新制高等学校へ改組された。女子高等教育の発展のために昭和21(1946)年に開設された西南女学院専門学校は、昭和25(1950)年の学制改革にともない、西南女学院短期大学英語科、家政科となった。その後短期大学は、昭和33(1958)年に保育科を、昭和46(1971)年に食物栄養科を増設し、キリスト教の愛の精神と高い知性をそなえた女性を育成する教育機関として発展した。

本学院はさらなる発展のために、建学の精神「感恩奉仕」の実践にふさわしく、社会の

西南女学院大学

変化やニーズに応え得る4年制大学として、看護学科と福祉学科とを統合した西南女学院大学保健福祉学部を平成6(1994)年に開設した。次いで、短期大学の英語科及び食物栄養科を平成14(2002)年に、それぞれ大学人文学部人文学科及び大学保健福祉学部栄養学科に改組転換した。同年短期大学は、家政科を生活創造学科に名称変更し、保育科との2学科体制となり、平成16(2004)年には西南女学院大学短期大学部へと名称変更を行った。

平成18(2006)年には、大学人文学部人文学科の英語教育と国際性をさらにアピールするために、同学科を英語学科及び観光文化学科の2学科に改組転換した。

保健福祉学部の開設当初からの懸案であった実践教育のための福祉施設開設は、平成19(2007)年に社会福祉法人福音会高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」として、また助産師教育の実施については、地域の要望にこたえて平成20(2008)年に助産別科の開設として具現化している。

なお、短期大学部は、与えられた使命と目的を十分に全うしたものであるとの判断に至り平成30(2018)年3月に生活創造学科を廃止し、保育科のみの単科短期大学として教育を続けている。

このような変遷を辿り、西南女学院大学は現在、総合的な人間理解を教育の基盤としながら、保健福祉学部における看護・福祉・栄養の統合教育、人文学部における異文化理解・地域社会理解及び助産別科における自立した助産師の育成をとおして、特色ある教育研究活動を展開している。

西南女学院大学

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

沿 革	
年 月	事 項
大正11(1922)年 3月	J.H.ロウが設立者となり、修業年限5か年の高等女学校として西南女学院設立。 C.H.ロウが初代院長に就任。
昭和10(1935)年 3月	西南家政学院(高等女学校卒業後1か年)設立。
昭和13(1938)年 4月	財団法人西南女学院設立認可。
昭和21(1946)年 3月	西南女学院専門学校設立。英語科、生活科を置く。
昭和25(1950)年 3月	西南女学院短期大学設立。英語科、家政科を置く。マロリー記念館竣工。
昭和26(1951)年 2月	学校法人西南女学院設立認可。
昭和33(1958)年 2月	短期大学保育科に対し保育を養成する学校の指定を受ける。
4月	短期大学保育科増設。短期大学家政科に対し栄養士養成施設(栄養士課程)の指定を受ける。
昭和37(1962)年10月	西南女学院創立40周年記念式典挙行。
昭和46(1971)年 1月	短期大学家政科に対し教育課程の変更の承認を受ける。短期大学食物栄養科設置認可。
4月	短期大学食物栄養科増設。
昭和47(1972)年 4月	西南女学院創立50周年記念式典挙行。
昭和50(1975)年12月	短期大学家政科専攻課程設置認可。
昭和51(1976)年 4月	短期大学家政科専攻分離(家政専攻・被服専攻)。
昭和57(1982)年 4月	西南女学院創立60周年記念式典挙行。
平成 2(1990)年10月	短期大学開学40周年記念式典挙行。
平成 4(1992)年 4月	西南女学院創立70周年記念式典挙行。
平成 5(1993)年12月	西南女学院大学保健福祉学部(看護学科50人・福祉学科80人)設置認可。
平成 6(1994)年 1月	保健婦・看護婦学校の指定を受ける。
3月	西南女学院大学献堂(竣工)式挙行。大学・短期大学図書館竣工。
4月	西南女学院大学第1回入学式挙行。
5月	西南女学院大学開学記念式典挙行。
平成 9(1997)年12月	大学保健福祉学部福祉学科定員増(80人→140人)認可。【平成10(1998)年4月から】
平成11(1999)年12月	大学保健福祉学部看護学科定員増(50人→80人)認可。【平成12(2000)年4月から】
平成12(2000)年11月	短期大学開学50周年記念式典挙行。
平成13(2001)年 8月	大学保健福祉学部栄養学科設置認可(100人)。【平成14(2002)年4月から】
12月	西南女学院大学人文学部人文学科設置認可(200人)。【平成14(2002)年4月から】
平成14(2002)年 1月	大学保健福祉学部栄養学科に対し管理栄養士の養成施設の指定を受ける。
4月	短期大学家政科専攻分離廃止、生活創造学科に名称変更。 短期大学英語科(同一法人の既設する西南女学院大学に新設の人文学部人文学科に改組転換)・食物栄養科(同一法人の既設する西南女学院大学保健福祉学部の新設の栄養学科に改組転換)学生募集停止。
平成15(2003)年 3月	短期大学英語科、食物栄養科廃止。
平成16(2004)年 4月	西南女学院短期大学を西南女学院大学短期大学部に名称変更。
平成18(2006)年 4月	西南女学院大学人文学部英語学科及び観光文化学科開設。人文学科学生募集停止。
平成19(2007)年12月	西南女学院大学助産別科に対し助産師学校の指定を受ける。
平成20(2008)年 4月	西南女学院大学助産別科開設(20人)。

西南女学院大学

平成21(2009)年 3月	大学保健福祉学部福祉学科子ども家庭福祉コースに対し指定保育士養成施設の指定を受ける。
4月	大学保健福祉学部福祉学科定員変更(140人→80人)。 福祉学科に指定保育士養成施設(子ども家庭福祉コース)開設(福祉学科定員80人のうちの30人)。
平成22(2010)年 3月	大学人文学部人文学科廃止。
平成23(2011)年 3月	西南女学院大学、財団法人日本高等教育評価機構より「評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定される。
平成24(2012)年 4月	大学保健福祉学部看護学科定員変更(80人→90人)
平成26(2014)年 4月	大学助産別科定員変更(20人→16人)
平成29(2017)年 3月	西南女学院大学短期大学部、一般財団法人短期大学基準協会より「適格」と認定。
平成30(2018)年 3月	西南女学院大学、公益財団法人日本高等教育評価機構より「適合」と認定。 短期大学部生活創造学科廃止。
令和 2(2020)年 4月	短期大学部保育科定員変更(150人→100人)
令和 4(2022)年 4月	西南女学院、創立100周年。
令和 4(2022)年10月	西南女学院創立100周年記念式典挙行。

2. 本学の現況

- ・大 学 名 西南女学院大学
- ・所 在 地 福岡県北九州市小倉北区井堀一丁目3番5号
- ・学 部 等 の 構 成 ()内の数字は収容定員数 (単位：人)



西南女学院大学

・ 学生数、教員数、職員数（令和5(2023)年5月1日現在）

学生数

学 部	学 科	入 学 員	編入学 定 員	収 容 定 員	在籍学生 総数	在 籍 学 生 数				備 考
						1年次	2年次	3年次	4年次	
						学生数	学生数	学生数	学生数	
保健福祉学部	看護学科	90	0	360	382	93	84	94	111	
	福祉学科	80	0	320	304	74	76	78	76	
	栄養学科	100	0	400	209	46	37	56	70	
保健福祉学部計		270	0	1,080	895	213	197	228	257	
人文学部	英語学科	60	0	240	135	27	21	36	51	
	観光文化学科	60	0	240	178	32	33	37	76	
人文学部計		120	0	480	313	59	54	73	127	
合 計		390	0	1,560	1,208	272	251	301	384	

別科	入 学 員	編入学 定 員	収 容 定 員	在籍学生 総数	在 籍	備 考
					学 生 数	
					1年次 学生数	
助産別科	16	0	16	16	16	

教員数

学部・学科等の名称	専 任 教 員					助手	備 考
	教授	准教授	講師	助教	計		
保健福祉学部 計	27人	9人	20人	5人	61人	14人	
看護学科	11人	2人	8人	4人	25人	9人	
福祉学科	7人	3人	8人	1人	19人	1人	
栄養学科	9人	4人	4人	0人	17人	4人	
人文学部 計	9人	4人	2人	0人	15人	0人	
英語学科	5人	1人	2人	0人	8人	0人	
観光文化学科	4人	3人	0人	0人	7人	0人	
計	36人	13人	22人	5人	76人	14人	

学部・学科等の名称	専 任 教 員					助手	備 考
	教授	准教授	講師	助教	計		
助産別科	1人	0人	2人	2人	5人	1人	

職員数

	正職員	嘱託	パート アルバイト	派遣	合計
大 学	41人	0人	21人	2人	64人
短期大学部	7人	0人	3人	0人	10人
計	48人	0人	24人	2人	74人

3. 本学現況の説明と補足

本学では、併設の西南女学院短期大学が、平成 16(2004)年に西南女学院大学短期大学部へと名称変更を行った際に、大学及び短期大学部の運営体制の一元化を図った。学内においては、短期大学部を学部の一つとして取扱うことによって、効率的な管理運営を行っている。現在、事務組織及び委員会組織等は、大学及び短期大学部で共通のものとしている。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、建学の精神である「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、目的として「西南女学院大学学則」第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成することを目的とする。」と定めている。この大学の使命・目的を踏まえ、学部、学科及び別科の教育目的を学則第2条の3に具体的かつ明確に規定している。【資料1-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-1】西南女学院大学学則（第1条、第2条の3）

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命である建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を踏まえた目的及び教育目的については、「西南女学院大学学則」第1条に大学の目的を、第2条の3に設置する学部、学科及び別科の教育目的を規定しており、その文章は、具体的かつ明確であり、簡潔な表現となっている。また、これらの基本的事項は、キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）のみならず、入学案内及び本学ウェブサイトで公表しており、広く社会への周知を図っている。【資料1-1-2】【資料1-1-3】【資料1-1-4】【資料1-1-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-2】西南女学院大学学則（第1条、第2条の3）

【資料1-1-3】キャンパスライフ2023（学生生活ガイドブック） p.4, p.86

【資料1-1-4】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2024 p.7, p.9

【資料1-1-5】本学ウェブサイト 建学の精神に関する箇所

<https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/foundingspirit>

本学ウェブサイト 教育目的に関する箇所

<https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/object/>

1-1-③ 個性・特色の明示

本評価書「I」(p.1-2)で述べたとおり、本学の個性・特色は、キリスト教に基づく女子教育をとおして、建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命・目的としていることにある。自分が生かされているということを感じ、周囲の人々に感謝する気持ちをもって、目の前にいる相手のため、あるいは世界の誰かのためにできることを自ら考え、一生懸命に行動する女性を育成することが、本学の教育の要である。【資料1-1-6】

本学は平成6(1994)年の開学以来、常に個性・特色の具現化に努めてきたが、現在は、2学部、5学科、1別科を設置し、医療・保健・福祉の分野をはじめ、国際社会や地域社会が求める幅広い知識や専門技術を持った自立した女性の育成を行っている。学部、学科及び別科の教育目的は、建学の精神を礎にそれぞれの専門性を大学の個性・特色として明確に反映するものとして「西南女学院大学学則」第2条の3に規定している。【資料1-1-7】

本学での学びの仕組みで個性・特色といえるものは、学院創立以来一貫して行ってきたキリスト教教育を教育課程の主軸に置いていることである。キリスト教教育は、本学の教育の根幹をなすものであり、建学の精神の基本であるキリスト教を学び、学院の歴史及び建学の精神である「感恩奉仕」を展開させることができる素養を身につけ、自らの倫理観を形成するために不可欠なものである。【資料1-1-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-6】 学校法人西南女学院寄附行為（第3条）

【資料1-1-7】 西南女学院大学学則（第2条の3）

【資料1-1-8】 シラバス「キリスト教学（旧約聖書）」「キリスト教学（新約聖書）」

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的は、開学以来一貫しているが、令和3(2021)年度は、「学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026)Mission『要』」及び「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画『要』Transformation (2022-2026)」策定にあたり、建学の精神を踏まえ、使命・目的及び教育目的が社会情勢に対応したものとなっているかの検証を行った。【資料1-1-9】【資料1-1-10】

教育目的の点検については、全学的な教学の方針を検討することを目的として設置している「教学マネジメント会議」において行うシステムとなっている。平成28(2016)年度には、教学マネジメント会議の前身である「教学マネジメント検討会」において、平成30(2018)年度入学生から適用される教育課程について、社会の変化や人材ニーズの変化に対応するため、「西南女学院大学学則」第2条の3に規定している学部、学科の教育目的の点検を含めた検討のうえで全学的な教育課程の改正を行った。令和5(2023)年度には、この改正の検証及び次なる教育課程の改正に向けた教育目的の検証を行っていく。【資料1-1-11】

令和3(2021)年1月、大学・短期大学部の中期計画策定の際に設置した「将来計画検討プロジェクト」は、中期計画策定後も目標達成のための具体的なアクションプランを実行に移す役割を持たせ、これからの時代に求められる（地域の要となる）人材を育成することを重要な論点の一つとして、教育改革に関する検討を継続して行っている。【資料1-1-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-9】学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026) Mission 「要」

【資料1-1-10】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部
中期計画 「要」 Transformation (2022-2026)

【資料1-1-11】令和4(2022)年度第1回教学マネジメント会議議事録

【資料1-1-12】将来計画検討プロジェクトに関する資料

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に表現して伝えながら教育を進めているが、「将来計画検討プロジェクト」による教育改革に関する検討を進める中で、建学の精神を踏まえた使命・目的及び教育目的について不断の検証を行う。

大学の個性・特色を具体的に明示し、かつ関係法令等との適合性を図りながら、時代や社会情勢の変化に応じて、継続的な見直しを行うことで、その「強み」と「特色」を社会に分かりやすく発信していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的に関する事項は、寄附行為、学則、入学案内、本学ウェブサイト及びキャンパスライフ（学生生活ガイドブック）等に明示しており、その重要性は役員及び教職員が理解している。

本学の歴史的建造物である「マロリー記念館」の1階には、聖書の世界を描いたステンドグラスが設置された「マロリーホール」がある。「マロリーホール」では、学生対象の「チャペルアワー」、教職員対象の「学院聖書学課」を開催するなど、キリスト教に深く関わる営みの空間として用いている。【資料1-2-1】【資料1-2-2】【資料1-2-3】【資料1-2-4】

「チャペルアワー」は、本学の教育プログラムの中で、特に重要な意味を持っている。キリスト教の真理と福音に触れる時間であり、学生のみならず教職員は、ともに聖書の御言葉に耳をかたむけ、学校や社会で真理を実践するための方法を学ぶ。また、「感恩奉仕」の建学の精神を再確認する時間でもある。

「学院聖書学課」では、牧師による奨励（説教）が行われる。教職員にキリスト教の根幹を多角的に理解できる機会を提供することにより、「キリスト教教育の理解力が高い教職員」の成長につながる良い機会となっている。

「職員朝礼」は、各建物・各室に配置される教職員がマロリー記念館3階の会議室に集い、讃美歌と聖書、祈りによって始められており、キリスト教と建学の精神に対する日々の確認・共有の場にもなっている。

事務組織全体を統括する事務部長は、学長の政策、運営方針その他重要事項の意思決定への参画といった職責を有することから、事務職員が一体となって本学の使命・目的及び教育目的の達成に結び付く運営体制となるよう各課長と情報共有を行っている。

使命・目的及び教育目的の実質化は、学長が議長となり副学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長が構成員となる「大学評議会」が最終的な確認を行うことで担保している。

例えば、使命・目的及び教育目的の検証を含む教育課程の改正は、学長が議長となる「教学マネジメント会議」によって全学的な方針の検討を行い、教務委員会による教授会上程に係る審議、教授会による審議（教育課程の編成に関する事項の審議）、さらに大学評議会による審議（学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項の審議）を経て、最終審議機関の意見を参酌し、学長が学内での最終決定を行う。理事会の専権事項については、法人の常任理事会及び理事会に上程し、その審議を経て承認される。【資料1-2-5】【資料1-2-6】【資料1-2-7】【資料1-2-8】【資料1-2-9】【資料1-2-10】

このように、本学では、重層的かつ連続的な審議・意思決定の体制において使命・目的及び教育目的の検証が行われており、役員、教職員の理解と支持を得られる仕組みとなっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-1】 マロリー記念館の銘板

【資料1-2-2】 キャンパスライフ2023（学生生活ガイドブック） p.17

【資料1-2-3】 チャペルアワーに関する資料

【資料1-2-4】 学院聖書学課に関する資料

【資料1-2-5】 学校法人西南女学院寄附行為（第3条）

【資料1-2-6】 学校法人西南女学院常任理事会規程（第2条）

【資料1-2-7】 学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則
（第2条～第6条）

【資料1-2-8】 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則（第5条、第16条）

【資料1-2-9】 教学マネジメント会議規程（第3条）

【資料1-2-10】 学校法人西南女学院 令和4(2022)年度第1回理事会議事録（抜粋）

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的を明示し、本学ウェブサイト、入学案内などにより広く社会への周知を行っていることは、「1-1」で述べたとおりである。教職員は、それらに加え、学内情報ポータルサイトに掲示している「学校法人西南女学院規程集」「西南女学院大学規程集」をはじめ、「広報 西南女学院」「西南女学院月報」などにより、それらを確認することができる。また、新任教職員のオリエンテーションにおいて、本学の使命・目的について説明を行っている。「チャペルアワー」「学院聖書学課」「職員朝礼」は、「キリス

ト教に基づく女子教育」を営む学校法人としての自主・自立性・公共性・永続性への誓いのもと、先人の祈りと建学の精神を堅持する姿勢を確認し、さらに理解を深める場となっている。【資料1-2-11】【資料1-2-12】【資料1-2-13】

学生に対しては、入学式、入学式後のオリエンテーション及び創立記念式において、本学の使命・目的について説明を行っている。さらに、1年次の必修科目として「キリスト教と西南女学院のあゆみ」を開講しており、学院の歴史を知り、創設者をはじめ主要な宣教師たちの働きや精神を学ぶことから、建学の精神「感恩奉仕」について理解を深め、「西南女学院生」としての自己形成を深める機会としている。【資料1-2-14】【資料1-2-15】

「マロリーホール」のステンドグラスは、キリスト教に初めて接する新入生や聖書をまだ十分に知らない学生が、神の愛による聖書の世界を視覚的に体験することができるよう、平成7(1995)年度から21年間かけて短期大学の卒業生によって卒業記念品として毎年一枚ずつ捧げられたものである。学生、教職員は、毎週行われるチャペルアワーに出席するために「マロリーホール」に集い、旧約聖書の世界の始まりから、イエス・キリストの誕生、イエスの福音を視覚的に学びながら、礼拝の講師の話聞き、建学の精神である「感恩奉仕」を日に日に身に付けていく。また、「キリスト教センター」においてこのステンドグラスについて解説したリーフレットを作成し、学生・教職員に配付し、さらに理解を深められるように努めている。【資料1-2-16】【資料1-2-17】

本学院はクリスマスを祝う行事を行っている。クリスマスイルミネーションは、本学院が地域に仕えるミッションスクールであることを「光をもって街を照らす」姿勢によって、地域の方々に再認識していただくためのものである。毎年、学生・教職員の参加者全員で讃美歌を歌ってイルミネーションを点灯し、クリスマスを祝っている。また、毎年12月中旬に大学・短期大学部合同で北九州ソレイユホールにおいて、地域の方も参加できる「クリスマス礼拝」を行っている。講師を迎えてクリスマスについて深く考えるとともに、ページェントやパイプオルガンを使った音楽プログラム、学生・教職員全員で歌うハレルヤコーラスなどによって厳かにクリスマスを迎えている。令和4(2022)年度は、100周年を記念して中学校・高等学校も合同でクリスマス礼拝を執り行った。【資料1-2-18】【資料1-2-19】

令和4(2022)年9月に、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーから信頼・支持を得るため、また高い公共性を有する高等教育機関としての社会的責任を十分に果たすことができるよう「ガバナンス・コード」を定め、公表した。さらに、建学の精神に基づく「諸活動に関する方針」を定め、公表している。自己点検・評価の際には、この方針に基づいて教育・研究活動の向上及びその活性化を目指していく。【資料1-2-20】【資料1-2-21】

令和5(2023)年3月には、創立100周年記念事業の一環として、学院のために貢献した多くの宣教師の働きを憶え、これからも後世へ語り継いでゆくべく、総勢134人の宣教師の名前を刻んだ「歴代宣教師記念碑」をマロリー記念館の前に建立した。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-11】 本学ウェブサイト 建学の精神に関する箇所

<https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/foundingspirit>

本学ウェブサイト 教育目的に関する箇所

<https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/object/>

【資料1-2-12】 「広報 西南女学院」及び「西南女学院月報」

【資料1-2-13】 2022(令和4年度)新任職員オリエンテーション「学院の宗教教育について」

【資料1-2-14】 本学公式YouTubeチャンネル

【建学の精神】 西南女学院の歴史とキリスト教教育

https://www.youtube.com/watch?v=rV3EpC_uCwQ

【資料1-2-15】 シラバス「キリスト教と西南女学院のあゆみ」

【資料1-2-16】 西南女学院キリスト教センター規則

【資料1-2-17】 マロリーホールのステンドグラスに関するリーフレット

【資料1-2-18】 クリスマスイルミネーション点灯式に関する資料

【資料1-2-19】 クリスマス礼拝に関する資料

【資料1-2-20】 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 ガバナンス・コード

【資料1-2-21】 西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の諸活動に関する方針

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、令和3(2021)年度に令和4(2022)年度からスタートする中期計画の検討を法人及び大学・短期大学部でそれぞれ行った。

法人は「西南女学院将来計画委員会」において、学院の全教職員は、自らの教育活動が建学の精神を踏まえた使命・目的及び教育目的の実現に向かっているか否かを不断に確認しなければならないことに留意しながら、3つのMissionからなる「学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026)Mission『要』」を策定した。大学・短期大学部では、「将来計画検討プロジェクト」を学長が設置し、本学の使命・目的を再確認したうえで、11の基本方針を定めた「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部中期計画『要』Transformation(2022-2026)」を策定した。使命・目的及び教育目的を具現化するためのこれらの計画による具体的施策が、全学を挙げて実行に移されている。【資料1-2-22】【資料1-2-23】【資料1-2-24】

【資料1-2-25】

なお、それぞれの中期計画の名称にある『要』は、第7代院長W.M.ギャロット（在任：昭和37(1962)年～昭和47(1972)年）による「西南女学院は『西女』すなわち『要』となる。神のみこころを『かなめ』とすればするほど西南の魂が生きてくる。」「西南女学院という文字をよく見てください。西と女をつなげれば『要』という字になります。皆さんの一人一人が置かれた場所で、それぞれが、扇の要の役割を果たせる生徒になってほしい。」という西南女学院を象徴する言葉であり、マロリー記念館前にはギャロット院長本人の筆による碑がある。神のみむねを心から受け入れ、神が用いようとするかぎりいつまでもその恩に感じ、そのみこころによる奉仕に生きるという建学の精神「感恩奉仕」の礎となるものである。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-22】 西南女学院将来計画委員会内規（第3条）

【資料1-2-23】 中期計画の策定・検証に関する資料

①令和3(2021)年度第1回西南女学院将来計画委員会議事録

②令和3(2021)年度第16回大学評議会議事録（抜粋）

③令和3(2021)年度第17回運営協議会議事録（抜粋）

④令和3(2021)年度第18回運営協議会議事録（抜粋）

⑤令和3(2021)年度第20回運営協議会議事録（抜粋）

⑥令和3(2021)年度第3回評議員会議事録（抜粋）

⑦令和3(2021)年度第4回理事会議事録（抜粋）

⑧令和4(2022)年度第13回大学評議会議事録（抜粋）

⑨令和4(2022)年度第1回西南女学院将来計画委員会議事録

⑩令和4(2022)年度第20回運営協議会議事録（抜粋）

⑪令和4(2022)年度第3回評議員会議事録（抜粋）

⑫令和4(2022)年度第6回理事会議事録（抜粋）

【資料1-2-24】 学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026) Mission 「要」

【資料1-2-25】 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部
中期計画 「要」 Transformation (2022-2026)

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神、使命・目的及び教育目的からディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを体系的なものとして一体的にとらえ、三つのポリシーとして策定している。【資料 1-2-26】 【資料 1-2-27】

ディプロマ・ポリシーについては、建学の精神、使命・目的及び教育目的に沿って学生が身につけるべき資質・能力を明確にする方策として、平成 26(2014)年度から観点別到達目標を導入している。ディプロマ・ポリシーを実現するためのカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえた内容となっており、一貫性・整合性のあるものとなっている。【資料 1-2-28】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-26】 学則第2条の4に定める西南女学院大学の三つの方針

【資料1-2-27】 キャンパスライフ2023（学生生活ガイドブック） p.87-101

【資料1-2-28】 平成28(2016)年度第2回DP・CP・AP検討会議事録

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、時代の変遷にあわせて教育研究組織（学部・学科・別科）を充実・発展させてきた。教育研究組織として、保健福祉学部（看護学科・福祉学科・栄養学科）、人文学部（英語学科・観光文化学科）、助産別科、附属図書館、保健福祉学部附属保健福祉学研究所、看護キャリア支援センターを設置している。いずれの組織も、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために適切に構成・整備されている。教育研究組織の構成との整合性については、教学 IR(Institutional Research)によるエビデンスベースの不断の検証を行う。【資料 1-2-29】【資料 1-2-30】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-29】 本学ウェブサイト 大学概要、組織図に関する箇所

<https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/outline/>

【資料1-2-30】 教学IR推進室内規（第2条）

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の有効性については、「将来計画検討プロジェクト」による教育改革に関する検討を進める中で、今後も不断の検証を行い、役員、教職員をはじめ学生、ステークホルダー等に理解と支持が得られるよう、さらに効果的な情報発信の方法を検討し、周知を図っていく。

中長期計画については、履行状況の検証を行い、教育の質の確保と向上に向けて着実に履行する。

「教学 IR 推進室」については、教務部で構成していた室員に入試部及び学生部を加える。全学的に収集・分析する情報を整理することにより教学 IR の機能向上を図り、三つのポリシーを踏まえた取組みの適切性に係る検証に努める。

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神である「感恩奉仕」に基づき、学則にその目的を明確に掲げている。そして、これに基づいた教育研究組織を設け、教育研究活動を推進している。大学全体、学部・学科及び別科について、建学の精神に基づき、それぞれの目的を明確に定めている。

以上のことから、「基準 1 使命・目的等」を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神「感恩奉仕」のもと、「西南女学院大学学則」第 1 条及び第 2 条の 3 に規定する教育目的を基盤とする本学全体のアドミッション・ポリシー及び学部、学科及び別科の各教育目的に沿ったアドミッション・ポリシーを表 2-1-1 のとおり策定している。受験生が本学の教育目的や特色等に応じて、自らに適した大学を選択する際の参考となるよう、本学が求める入学生の要素について観点別項目で示し、受験生に求める能力や適性を明確に表現するようにしている。

また、毎年開催している「入学者選抜説明会」において、アドミッション・ポリシーを高等学校教員及び中等教育学校教員等に対して直接説明を行っている。さらに、アドミッション・ポリシーは、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内」及び「学生募集要項」に明示するとともに、本学ウェブサイトで公表している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】

年数回開催する「オープンキャンパス」（高校生・保護者対象）では、模擬授業・体験等を通じて学部、学科及び別科の教育内容・特色説明等と併せてアドミッション・ポリシーを周知している。その他、近隣高等学校等に年間複数回訪問する際や「進学相談会」等の機会を積極的に利用しながら、本学が求める学生像について適切かつ効果的な周知を図っている。

表 2-1-1 アドミッション・ポリシー

大 学	1) 人と社会に関心をもち、その発展に貢献する意欲のある人。【関心・意欲】 2) 基礎学力を備え、目的に向かって努力する人。【知識・理解】【態度】 3) 協調性や他の人々を思いやる心をもつ人。【技能・表現】
保健福祉学部	1) 人間の健康や生活の向上に関心をもち、人々を支える意欲のある人。【関心・意欲】 2) 基礎学力を備え、自ら学び続ける努力をする人。【知識・理解】【態度】 3) 地域や社会で活動できるための基本的な協調性や人を思いやる心をもつ人。【技能・表現】
看護学科	1) 生命と健康を支えたいという意欲をもち、看護を学ぶために必要な基礎学力がある人。【知識・理解】【関心・意欲】 2) 人に尊敬の念をもって接し、他者と協調して行動ができる人。【態度】【技能・表現】 3) 看護の実践を通して、社会貢献をしたいと考えている人。【関心・意欲】

福祉学科	<p>■福祉・養護教諭コース</p> <p>1) 人々の生について広く深く学ぶ意欲のある人。【知識・理解】【関心・意欲】</p> <p>2) 豊かな人間関係を築く努力ができる人。【技能・表現】</p> <p>3) 人々への支援を通して社会貢献をめざしている人。【態度】</p> <p>■子ども家庭福祉コース</p> <p>1) 人々の生について広く深く学ぶ意欲のある人。【知識・理解】【関心・意欲】</p> <p>2) 豊かな人間関係を築く努力ができる人。【技能・表現】</p> <p>3) 子どもと家庭の支援を通して社会貢献をめざしている人。【態度】</p>
栄養学科	<p>1) 栄養と健康の問題に強い関心を持ち、人々の健康に貢献したいと考えている人。【関心・意欲】</p> <p>2) 人とのコミュニケーションが円滑にとれ、協調性のある人。【技能・表現】</p> <p>3) 栄養の面から、多様な分野で活躍したいと考えている人。【知識・理解】</p>
人文学部	<p>1) 日本の社会および国際社会に関心を持ち、将来、社会で積極的に活動しようとしている人。【関心・意欲】</p> <p>2) 基礎学力を備え、向上心を持ち、目的に向かって努力する人。【知識・理解】【態度】</p> <p>3) 他の人々を思いやる心を持ち、協調性に富んでいる人。【技能・表現】</p>
英語学科	<p>1) 英語力の向上に強い関心を持ち、自主的に学習する姿勢を身につけている人。【知識・理解】</p> <p>2) 英語力を活用して他国の人々と積極的に関わり、異文化理解を深め、自国の文化を発信する意欲のある人。【関心・意欲】【技能・表現】</p> <p>3) 世界の出来事に関心があり、かつ地域社会の活性化にも貢献する意欲のある人。【関心・意欲】</p>
観光文化学科	<p>1) ツーリズムまたは地域活性化の分野で活躍したい人。【関心・意欲】【態度】</p> <p>2) 基礎学力とコミュニケーション力があり、向上心・向学心がある人。【知識・理解】【技能・表現】</p> <p>3) 地域や社会に関心を持ち、貢献しようという意欲がある人。【関心・意欲】</p>
助産別科	<p>1) 生命への尊厳と他者への思いやりのある人。【関心・意欲】</p> <p>2) 助産師を志す強い意志のある人。【関心・意欲】</p> <p>3) 助産の基礎を学ぶための看護の基礎学力と技術がある人。【知識・理解】【技能・表現】</p> <p>4) 責任をもって行動ができる人。【態度】</p>

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 学則第 2 条の 4 に定める西南女学院大学の三つの方針

【資料 2-1-2】 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 入学案内 2024

【資料 2-1-3】 令和 6(2024)年度学生募集要項

【資料 2-1-4】 本学ウェブサイト アドミッション・ポリシーに関する箇所

<https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/course/>

【資料 2-1-5】 入学者選抜説明会案内文書・式次第

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は、アドミッション・ポリシーに沿った多様な能力を持つ学生を受け入れるため、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「特別選抜」の大きく 4 つの形態の入学者選抜を実施している。表 2-1-2 のとおり、各選抜形態に応じて選抜区分を細分化しており、アドミッション・ポリシーに照らし、選抜区分ごとに選抜方法と評価基準を明示・公表し、各人の適性に合った選抜制度で受験できる仕組みを整備している。また、アドミッション・ポリシーに沿った学生受入れのため、面接試験を行う選抜形態においては、質問・評価項目に各学科のアドミッション・ポリシーを反映させている。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施に関する検証については、次年度の学生募集要項案を策定する際、入学試験会議においてアドミッション・ポリシー、選抜方法及び出願書類等の見直しを行っている。「入学試験会議」は、学長が議長となり、副

西南女学院大学

学長、各学部長、入試部長、事務部長、各学科長、別科長、入試課長、各学科及び別科から選出された代表者各 1 人で組織している。【資料 2-1-6】

入学者選抜問題の作成については、入試部において、学長が委嘱した入学者選抜試験問題出題者の協力のもと、大学が自ら行っている。作題、校正、その他取扱いについても厳重な管理を行っており、具体的には、選抜教科ごとに作題責任者と校正責任者を決め、厳正な環境下での作成に努めている。高等学校学習指導要領に基づく適正な出題か否かを含めた複数回の校正・検証を行っており、選抜ミス防止体制を整備している。

選抜の実施にあたっては、入試部作成の実施要領に沿って、職員による試験会場設営や受験者誘導、教員による面接試験・学力試験監督等、教職員による教職協働体制をとっている。

合否判定については、入学試験会議を経て、学長は教授会・別科会の意見を参酌し、最終的な決定をしている。

表 2-1-2 学部・学科・別科の選抜制度

選抜形態	選抜区分	概要
①総合型選抜	総合型選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の学生として適格か否かを多面的に検討して合否を判定する入学者選抜制度。 ・ A 方式（保健福祉学部は特別技能・キャリア募集タイプ、人文学部は自己アピール・技能・キャリア募集タイプ）又は B 方式（両学部共通：スポーツ活動優秀者募集タイプ）の 2 方式。 ・ 入学者の選抜にあたっては、調査書、自己推薦文、面接試験等に基づいて、これまでの勉学・活動実績、志望動機、適性、入学後の抱負等について、総合的に評価。
②学校推薦型選抜 ※基礎学力を保證するため、出願資格として評定平均値による学習成績の基準を各学科で設定。	指定校推薦選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学が指定する高等学校等出身者を対象とし、受験者に面接試験を課して、本学での学習目的のほか、理解力、思考力、意欲、態度、表現力等を評価。これに書類審査を加えた総合評価。
	公募推薦選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の学力を保證するための筆記試験（小論文）に加え、面接試験と書類審査の総合評価。
	卒業生子女推薦選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西南女学院中学校、西南女学院高等学校、西南女学院大学短期大学部、西南女学院大学いずれかの卒業生の子女を対象とし、筆記試験（小論文）に加え、面接試験と書類審査の総合評価。
	キリスト教信者推薦選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学が指定するキリスト教会・教派の信者を対象とし、筆記試験（小論文）に加え、面接試験と書類審査の総合評価。
	併設校推薦選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 併設高等学校の生徒を対象とし、指定校推薦選抜と同様、面接試験に書類審査を加えた総合評価。
③一般選抜	助産別科推薦選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筆記試験（小論文）と面接試験及び書類審査の総合評価。
	一般選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科の学力試験により選抜する選抜制度で、調査書も参考にして合否判定（保健福祉学部の後期日程は、面接試験も実施）。
	大学入学共通テスト利用選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科の学力試験により選抜する選抜制度で、調査書も参考にして合否判定。
④特別選抜	助産別科一般選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筆記試験（看護学）と面接試験の結果により合否判定。
	社会人選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筆記試験（小論文）に加え、面接試験と書類審査により合否判定。
	外国人留学生指定校推薦選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定日本語学校の外国人留学生を対象とした選抜で、面接試験と書類審査により合否判定。
	転入学・編入学選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面接試験及び書類審査により合否判定。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-6】 大学入学試験会議規程、大学入学試験会議実務細則

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員及び収容定員は「西南女学院大学学則」第 2 条第 2 項に規定しており、過去 5 年間の入学定員充足率・収容定員充足率は、表 2-1-3-1～表 2-1-3-3 に示すとおりである。収容定員は、教員組織や施設等の規模、教育環境の確保、教育の質保証等の観点から、修学支援、学生生活支援、進路支援を十分に行うことができる適切な学生数としている。学部、学科及び別科の入学者については、当該年度の在籍者数や良好な教育環境の確保を考慮しつつ、入学者選抜の進行に沿って入学試験会議を経て、学長は教授会・別科会の意見を参酌し、最終的な決定をしている。

令和 2(2020)年度の学部ごとの入学定員充足率は、保健福祉学部 0.93 倍及び人文学部 1.10 倍で、概ね入学定員に沿った適切な学生を受入れているといえる。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近の令和 5(2023)年度、令和 4(2022)年度及び令和 3(2021)年度の入学定員充足率は未充足の状態が続いている。

保健福祉学部看護学科は、入学定員及び収容定員に沿った適切な在籍学生数を確保している。福祉学科は概ね入学定員を満たしている状況であるが、栄養学科においては、過去 5 年間定員を充足していない状況である。栄養学科においては、厚生労働省が推進する地域包括ケアの一翼を担い、地域社会で活躍できる管理栄養士の養成を目指すため、令和 5 (2023) 年度入学生から教育課程の改正を行った。今後、国家試験合格率を向上させ、志願者の増加に向けて引き続き教育内容の検証を行っていく。

人文学部英語学科、観光文化学科については、直近 2 年間の入学者数が 5 割前後まで落ち込んでいる。このような状況から、学生が幅広い選択肢の中から留学先を選択できるよう新たな海外協定校との締結を検討しており、人文学部の魅力である海外留学や海外研修等の留学プログラムを充実させ、入学者の確保につながるよう取り組んでいる。

入学者を安定的に確保するため、学長直轄の「将来計画検討プロジェクト」において、学部学科の再編成や各学科の教育コースの変更なども含めた組織改編を含む抜本的な改革を検討している。当該プロジェクト内には戦略的學生募集ワーキンググループを組織し、高校訪問の体制・方法等の刷新を含む学生募集全般の徹底的な改善について提案している。また、毎年法人本部の指示により、学長が各学科に対して定員管理計画の作成を求め、改善にいかしている。【資料 2-1-7】

また、本学はオープンキャンパス参加者からの出願率が高く、オープンキャンパスへの動員数向上が出願数増加と比例するため、オープンキャンパスの告知広報を見直し SNS を活用した新たな広報活動に取り組んでいる。広報活動の拠点となる本学ウェブサイトは、令和 5(2023)年 4 月にリニューアルし、高校生や高等学校教員等のステークホルダーにとって、情報が探しやすい構成に全面的に刷新し、スマートフォンやタブレットでも見やすいデザインとした。

西南女学院大学

高校生や高等学校教員に本学の魅力を伝えるため、出張講義のテーマや内容等を高校訪問時や本学ウェブサイトで紹介し、本学での学びの内容や教員の研究を模擬授業で体験することにより、高校生が本学に興味や関心を持つきっかけとしている。

表 2-1-3-1 過去 5 年間の入学定員充足率・収容定員充足率一覧（保健福祉学部）

各年度 5 月 1 日現在

学部	学科	項目	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
保健福祉 学部	看護学科	入学定員	90	90	90	90	90
		入学者数	93	104	98	90	93
		入学定員充足率	1.03	1.16	1.09	1.00	1.03
		収容定員	360	360	360	360	360
		在籍学生数	424	413	397	388	382
		収容定員充足率	1.18	1.15	1.10	1.07	1.06
	福祉学科	入学定員	80	80	80	80	80
		入学者数	78	76	87	80	74
		入学定員充足率	0.98	0.95	1.09	1.00	0.93
		収容定員	320	320	320	320	320
		在籍学生数	304	310	315	318	304
		収容定員充足率	0.95	0.97	0.98	0.99	0.95
	栄養学科	入学定員	100	100	100	100	100
		入学者数	52	71	61	37	46
		入学定員充足率	0.52	0.71	0.61	0.37	0.46
		収容定員	400	400	400	400	400
		在籍学生数	290	268	262	218	209
		収容定員充足率	0.73	0.67	0.66	0.55	0.52
	学部計	入学定員	270	270	270	270	270
		入学者数	223	251	246	207	213
		入学定員充足率	0.83	0.93	0.91	0.76	0.79
		収容定員	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
		在籍学生数	1,018	991	974	924	895
		収容定員充足率	0.94	0.92	0.90	0.86	0.83

表 2-1-3-2 過去 5 年間の入学定員充足率・収容定員充足率一覧（人文学部）

各年度 5 月 1 日現在

学部	学科	項目	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
人文学部	英語学科	入学定員	60	60	60	60	60
		入学者数	41	57	36	22	27
		入学定員充足率	0.68	0.95	0.60	0.37	0.45
		収容定員	240	240	240	240	240
		在籍学生数	187	201	191	152	135
		収容定員充足率	0.78	0.84	0.80	0.63	0.56
	観光文化学科	入学定員	60	60	60	60	60
		入学者数	69	74	36	34	32
		入学定員充足率	1.15	1.23	0.60	0.57	0.53
		収容定員	240	240	240	240	240
		在籍学生数	244	263	240	209	178
		収容定員充足率	1.02	1.10	1.00	0.87	0.74
	学部計	入学定員	120	120	120	120	120
		入学者数	110	131	72	56	59
		入学定員充足率	0.92	1.10	0.60	0.46	0.49
		収容定員	480	480	480	480	480
		在籍学生数	431	464	431	361	313
		収容定員充足率	0.90	0.97	0.90	0.75	0.65

表 2-1-3-3 過去 5 年間の入学定員充足率・収容定員充足率一覧（助産別科）

各年度 5 月 1 日現在

別科	項目	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
助産別科	入学定員	16	16	16	16	16
	入学者数	16	16	16	16	16
	入学定員充足率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	収容定員	16	16	16	16	16
	在籍学生数	16	16	16	16	16
	収容定員充足率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-7】 将来計画検討プロジェクト検討内容一覧

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

すべての学科における入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に向けて、入学者数の定員未充足状況を改善し、大学の健全な発展を目指すため、以下の改善策を講じている。

- ① 学長直轄の「将来計画検討プロジェクト」において、今後も地域社会で活躍できる人材を育成するための学部・学科の組織改編や教育課程の改正について検討していく。
- ② 入試情報と学生に関する情報とを紐づけた IR 分析を行い、その結果について全学で共有し、学生確保につなげる。
- ③ 学生数の確保や経費削減に関する具体的な到達目標を立て、実行に移す。
- ④ 近隣（北九州市内）の高等学校を中心とした、きめ細やかで戦略的な高校訪問を開始する。訪問については、高等学校の要望に応じて在学生の修学状況やトピックス等を報告し、高等学校教員との信頼関係強化を図る。また、学内で定期的に高校訪問ミーティングを開催し、高等学校における現状や学び、課題について情報共有を行うことで、高校訪問の質を向上させる。
- ⑤ 本学ウェブサイトや SNS を効果的に活用し、大学での学びや取り組みについて常に新しい情報を発信できるような体制を構築する。
- ⑥ 前述したように、本学はオープンキャンパス参加者からの出願率が高い。そのため、内容の充実や開催回数を検討していく。具体的には、短期大学部と共同で開催する全学オープンキャンパスのほか、春のオープンキャンパス（3月）を実施し、今後はナイトオープンキャンパス（6月）、大学祭と同日開催のオープンキャンパス（10月）を計画し、本学の魅力を発信する機会を増やしていく。
- ⑦ アドミッション・ポリシーに合致した高校生が志願しやすいように、新しい視点で入試形態（推薦評定、試験科目、試験日、試験会場など）の見直しを実施する。
- ⑧ 進路への意識や進学意欲がある受験者の進学機会を確保できるよう、授業料等の納入金のうち、入学年次の納入金を低額にして入学年次の経済的負担を軽減する。
- ⑨ 上記の改善・向上方策を遂行するために、令和 4(2022)年 4 月に設置したアドミッションオフィスに、職員 2 人を配置し、特に学生数の定員充足のため、入学者選抜改革や戦略的な学生募集にかかる企画立案を進める。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

ア 学修支援体制の基盤について

組織的な学修支援体制に、委員会組織として教務委員会、事務組織として教務課を設置している。教務委員会は、教務部長、教務課長及び各学科から選出された代表者各1人で組織する。教務委員会は、教職協働のもと、円滑な学修支援体制の構築について検討を行う。委員会で決定した方針については、各学科及び教務課を中心とした事務組織で共有する。【資料 2-2-1】

イ 学修支援システムの運用について

本学では、細やかな学修支援を実現するために本学ウェブサイトを活用した各種システムを運用している。

「WEB サービス学生支援システム Universal Passport」(以下、「UNIPA」という。)では、履修登録、シラバスの閲覧、成績・GPAの確認、出欠状況の確認など学修に関する情報を学生・教職員がそれぞれの立場で利用、取得することができるようになっている。特に学生は、学内や自宅のパソコンだけでなく、スマートフォンのアプリからもシステムを利用できるようになっており、上記機能に加えて大学からの連絡の確認など、時間と場所に縛られない支援を行っている。また、教職員についてはこのシステムを活用し、履修登録の状況等から学生の状況を把握し、教職員間で情報を共有したうえで必要に応じて履修指導を行うなど、学修支援に役立てている。【資料 2-2-2】

教務課では、コロナ禍のなかで令和 2(2020)年度から遠隔授業の基盤として活用してきたクラウドツール「Google Workspace」を対面授業でも活用できるよう、すべての授業ごとにクラス管理ができる「Google Classroom」の利用を継続して支援している。このシステムを利用することにより、教材の配付、課題の提示・提出、小テストの実施など、学生の学修支援と教員の教育活動の支援を両立させている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-1】教務委員会規程

【資料2-2-2】WEBサービス学生支援システムに関する資料

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

ア 情報系科目における SA(Student Assistant)について

情報系科目において、受講者が 50 人を超える科目に対して、教員の要望により SA(Student Assistant)を配置し、授業の運営上必要な教員のサポートや、履修学生の質問

等に対応するなど、授業の支援を行っている。コロナ禍となった令和 2(2020)年度からは、遠隔授業の実施や、学生間の感染リスクの軽減のため SA の採用を見送っていたが、令和 5(2023)年度から募集を再開している。なお、SA の応募がない期間については、情報システム管理課の職員がアシスタントとして授業支援ができる体制を整えている。【資料 2-2-3】

イ オフィスアワーについて

オフィスアワーは、あらかじめ設定された時間帯に教員が研究室に待機し、学科の枠を超えて学生が自由に授業内容等の質問や学生生活全般の悩み等を相談できる時間として全学的に設定している。専任教員は週 1 コマ (90 分) 以上、非常勤講師は担当授業の前後等に対応することにより全学的な実施体制を整備している。各教員のオフィスアワーは、各学期の始めに教員の連絡先メールアドレスを併記し、UNIPA で公表している。【資料 2-2-4】 【資料 2-2-5】

ウ アドバイザー制度について

アドバイザー制度は、学生一人ひとりが大学生活を円滑に進められるよう、専任教員がアドバイザーとして 10 人程度の学生を担当している。アドバイザーは授業や成績、進路、サークル活動、留学、健康や人間関係の悩みなど学生生活全般に関する相談に応じ、担当する学生の最も身近な支援者として助言や指導を行っている。相談内容によっては保健室や学生総合支援室と連携し、組織的な修学・生活支援に努めている。学年進行によりアドバイザーの変更もあるため、各学科では特にサポートの必要な学生を中心に学生情報の共有を行い、学生支援の連続性を保つようにしている。【資料 2-2-6】

エ 障がいのある学生への配慮について

「障害学生支援に関する基本方針」を定め、専任の専門職員 2 人（臨床心理士、社会福祉士・精神保健福祉士）を配置する学生総合支援室を中心に、部局横断的な体制で修学上必要な合理的配慮の提供に努めている。障がいのある学生本人の要望をもとに学科や関係部署との調整を経て作成された支援計画書は、室長のほか、学長、学部長、教務部長、学生部長、学科長、別科長、教務部・学生部の各課長を構成員とする学生総合支援室運営連絡協議会において共有、決裁を経て、科目担当教員や関係部署に文書により配慮要請が行われる。【資料 2-2-7】 【資料 2-2-8】

支援開始後は 1 か月以内を目途にモニタリングを実施して支援内容の修正、調整を行うほか、各学期末にも振り返りの面談を実施し、状態や環境等の変化を把握している。【資料 2-2-9】

支援実績は表 2-2-1 のとおりで、座席の配慮や講義内容の録音、パソコンの持ち込みの許可、課題の提出期限の延長、休憩場所の提供等を行っている。また、医療ケアが必要な学生に対応するために、関係する学科及び希望教員向けに医学的緊急対応についての講習会を開催し、各講義室には常に迅速かつ適切な救急対応ができるよう、緊急時の連絡先リストを掲出している。令和 4(2022)年度職員研修懇談会において、教職員を対象に医療ケアが必要な学生に対応するため、医学的緊急対応をテーマにした講演・演習（エピペン注

射等)を実施した。【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】【資料 2-2-14】

表 2-2-1 これまでの支援実績

困難な事例	支援の内容
周囲の人の存在が気になって 授業に集中できない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座席の配慮 ・ 授業中の頓服薬の服用許可
先生の声が聞こえにくい (聞こえない)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座席の配慮 ・ 講義内容の録音の許可 ・ ノートテイク
小さい文字が見えにくい	<ul style="list-style-type: none"> ・ レジユメの拡大コピー
音や光による刺激を 受けやすい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座席の配慮 ・ イヤーマフの使用許可 ・ サングラスの使用許可
体調を崩しやすい/ 発作等への対応が不安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座席の配慮 ・ 授業中の途中退出の配慮 ・ 授業中の服薬の許可 ・ 休憩場所の提供 ・ 救急対応マニュアルの整備 ・ レポート等の提出期限の延長の許可
スケジュール管理が苦手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己管理スキル指導 ・ レポート等の提出期限の延長の許可
話を聞きながらノートをとる が難しい	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンの持ち込み許可 ・ 講義内容の録音許可
文字を書くのが苦手	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンの持ち込み許可 ・ 講義内容の録音許可
対人関係がうまくいかない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理カウンセリング

オ 退学、休学、留年防止のための取組みについて

退学、休学の防止対策として、教務委員会において各学科共通の様式で「退学防止のための学科における取組み状況」を取りまとめ、学科ごとに原因分析と改善方策が毎年度確認されるよう運用している。【資料 2-2-15】

また、年間を通じた学生の学修支援のなかで、退学、休学、留年につながる機微を察知できるように、表 2-2-2 のような様々な確認を行っている。

表 2-2-2 退学、休学、留年防止のための学修支援上の確認事項

確認事項	確認・対応者	確認内容
履修説明 履修登録	教務課	新入生の履修登録について、学科ごとに情報処理演習室に集め、教務課の履修説明のもとで実施し、欠席した学

		<p>生についても、後日教務課で個別に対応を行っている。 教務課への早期の履修相談や、友人と履修計画を立てる機会を作ることにより、その後の学修や学生生活を円滑に進められることを期待している。 また、履修登録時に履修科目の「Google Classroom」の登録作業も行い、各種システムに馴染めるよう指導をしている。</p>
履修状況	教務課 各学科教務委員	<p>履修登録の状況から、全学生の履修登録エラーを確認し、卒業に向けた単位の修得状況の確認、資格の取得に向けた履修状況の確認、履修登録を行っていない学生の早期発見などを行っている。 エラーの内容により、教務課と各学科の教務委員が連携して学生の状況に合わせた対応を行う体制を構築している。【資料 2-2-16】</p>
出欠状況	科目担当教員 アドバイザー 教務課 各学科教務委員	<p>UNIPA を活用し、科目担当教員、アドバイザーが学生の授業の出欠状況を確認できるようになっている。また、非常勤講師の担当する授業については、同システムを利用した出欠管理とは別に、学生が授業を 4 回欠席した時点で教務課に報告し、教務課から当該学科の教務委員をとおして情報が共有される仕組みが作られている。【資料 2-2-17】</p>
身体的・精神的に特別な支援を要すると判断した場合	保健室 学生総合支援室	<p>身体的、精神的理由により修学の継続に不安を持つ学生については、保健室、学生総合支援室につなぎ、学生のケアを早期に行えるよう対応している。</p>
退学、休学の希望時	アドバイザー ゼミ担当教員	<p>退学、休学を希望する学生については、事前にアドバイザーもしくはゼミ担当教員と面談を行うこととしている。 アドバイザー、ゼミ担当教員は、学生の意志を確認し、状況の整理、学生の今後について一緒に考える時間を作るようにしている。退学願・休学願を提出する際は、その経過が分かるように所定の様式で記録を残し、退学や休学の要因を把握できるようにしている。退学等について本人の意向が最善と判断される場合は、学生に不利益が生じないよう学長が許可することとしている。【資料 2-2-18】</p>

カ 転学部・転学科について

「西南女学院大学学則」第31条及び「転学部・転学科規程」に基づき、転学部・転学科を実施している。この制度は、学生が入学後の学修過程において、将来の進路変更や学修に対する興味・関心の変化に本学として柔軟に対応することにより、本学での学修の継続を目指すものである。転学部・転学科は1年次終了時、もしくは2年次終了時からの転籍を原則としている。転学部・転学科を希望する学生にはアドバイザーへの相談を課しており、アドバイザーはその指導内容を所属学科長及び教務委員に報告のうえ、「転学部・転学科願」に所見を記載することになっている。転学部・転学科は、保健福祉学部福祉学科「子ども家庭福祉コース」及び保健福祉学部栄養学科を除く全ての学科間で可能としていたが、令和3(2021)年度からは収容定員が充足している看護学科では実施を見送っている。【資料 2-2-19】【資料 2-2-20】

キ ピアサポートについて

在学生による1年生への学生支援活動として、ピアサポートを実施している。ピアサポーターは、2年生以上の有志の学生で構成され、主に履修登録のサポートや生活面の相談に応じている。ピアサポーターには、各学科の学生委員と教務委員が事前指導を行い、各学科のカリキュラムの特性を踏まえた説明内容の検討や実施方法の工夫が行われている。

この取組みは、1年生の大学生活への不安を緩和するだけでなく、ピアサポーター側の学生の自主的成長を促し、学生同士が支え合う経験を通して他者を思いやる人間性の涵養にもつながっている。なお、令和4(2022)年度から、新入生オリエンテーションプログラムの一つとして全学的に実施している。【資料 2-2-21】【資料 2-2-22】

ク 学生自主活動グループ「STEP UP」による履修計画支援活動について

学生による、学生のための自主活動グループ「STEP UP」が平成28(2016)年度に設立され、学生が目線での履修計画の支援活動が行われている。平成30(2018)年度に整備した活動拠点「WEST」において、在学生が新入生を迎えて履修相談を行うほか、YouTubeにて履修登録及び「Google Classroom」の使い方の解説動画を制作・公開している。活動拠点「WEST」は、自習スペースと個別ブースを備えた多機能型の学びの場として運営しており、学生の居場所づくりとしての役割を果たしている。

「STEP UP」の活動は、正課外教育の場として、学部学科、学年を超えた学生のつながりの形成、学生の企画・運営力の育成など、多くの効果が期待されており、学生たち自身で居場所を作ることにより退学防止対策の一つになっていると評価している。【資料 2-2-23】

ケ その他の学生支援「フリースペース」について

集団内で過ごしにくさを感じる学生や静かな場所での休養が必要な学生のために、複数の個別ブースを備えたフリースペースを新設し、学生総合支援室の管理・運営を開始している。この取組みは、大学生のメンタルヘルスケアの充実に寄与する事業に対して交付される「令和3(2021)年度北九州市大学生のメンタルヘルスケア事業」の補助金を受けて実施した。学生に対して利用に関するアンケートを実施し、学内の居場所等を必要とする

学生がより利用しやすくなるよう改善を図っている。【資料 2-2-24】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-3】 SA(Student Assistant)に関する資料

【資料2-2-4】 キャンパスライフ2023（学生生活ガイドブック） p.58

【資料2-2-5】 令和5(2023)年度前期オフィスアワー一覧

【資料2-2-6】 令和5(2023)年度アドバイザー一覧

【資料2-2-7】 障害学生支援に関する基本方針

【資料2-2-8】 学生総合支援室規程

【資料2-2-9】 修学支援振り返りチェックシート

【資料2-2-10】 本学ウェブサイト「障害学生支援」

https://www.seinan-jo.ac.jp/school_life/s-shien/

【資料2-2-11】 看護学科での「医学的緊急対応（エピペン注射等）」に関する案内・資料

【資料2-2-12】 緊急時の連絡先

【資料2-2-13】 職員研修懇談会に関する資料

【資料2-2-14】 令和4(2022)年度職員研修懇談会報告書

【資料2-2-15】 退学防止のための学科における取組み状況

【資料2-2-16】 学生の履修状況について

【資料2-2-17】 学生の出欠状況の把握について（お願い）

【資料2-2-18】 退学願及び休学願の様式

【資料2-2-19】 西南女学院大学「転学部・転学科規程」

【資料2-2-20】 「転学部・転学科」に関する資料

【資料2-2-21】 令和5(2023)年度オリエンテーション日程

【資料2-2-22】 ピアサポート報告書

【資料2-2-23】 STEP UPに関する資料

【資料2-2-24】 フリースペースの利用案内

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学生の休学・退学の減少につながるよう、各学科の支援体制、学生の学修意欲の変化の察知、身体的・心理的問題の早期ケアなど、多角的な対策を拡大していく。

学生の視点で支援できるピアサポーターの学生が教職員の指導を受けながら仲間を支援する活動に従事し、支援される側の学生とともに学び合い成長し合う仕組みとなっている。ピアサポーターに対する研修の充実と、自主活動グループ「STEP UP」との連携を強化し、ピアサポートプログラムの充実を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学での教育は、社会に出る直前の教育段階であることから、卒業後の社会的・職業的自立を見据え、入学から卒業までを見通したキャリア教育を行っている。

ア 教育課程内でのキャリア支援

教育課程内でのキャリア支援は次のとおり展開している。【資料 2-3-1】

(ア) 初年次セミナー

入学初年次における、高校からの円滑な接続や学びへの意欲を向上するための教育上の配慮の観点から、教養教育課程「総合人間科学」の1年次にキャリア形成の基盤を培う「初年次セミナーⅠ・Ⅱ」を必修科目として配置している。初年次セミナーでは、大学での学びの質を高めるために必要なスタディ・スキルズを身につけさせることで、学生に学ぶ目的意識を持たせ、学習意欲の向上につなげている。

(イ) キャリア教育

a. 全学共通

「総合人間科学」の1年次に「キャリア開発」を必修科目として配置している。地域社会が求める自立した女性を目指すためのキャリア形成の基本を学び、各学科のキャリア形成発展科目との連動により、実践的態度及び技術修得を図っている。

b. 保健福祉学部・助産別科

保健福祉学部看護学科、福祉学科及び栄養学科並びに助産別科については、専門職者を育成する学科（別科）である。1年次から国家試験受験資格あるいは免許状等の取得を目指した講義及び学内外での実習の実施により、自然な流れで知識、技術、実践力及びコミュニケーション能力などを身につけ、キャリア形成ができるように教育課程を編成している。

c. 人文学部

人文学部英語学科及び観光文化学科については、キャリア支援科目として、英語学科2年次に「現代ビジネス人材論」、観光文化学科2年次に「キャリアデザイン論Ⅰ」を必修科目として配置している。いずれの授業も「働くことはどういうことか」「キャリアデザインとは」といった基礎的知識を学び、授業後半に、女性活躍推進やWLB（ワーク・ライフ・バランス）推進に取り組む北九州市内企業の推進担当者等を講師として招き、「社会人交流会」を実施している。学生は、社会人と対話し、グループワークやプレゼンテーションを

体験できるため、就職意識醸成への一助となっている。「社会人交流会」は、北九州市の「地元就職促進に向けた市内大学助成金」を受け、授業科目担当教員と就職課の教職協働で実施している。令和4(2022)年度には、20企業の参加があった。また、「インターンシップ」を選択科目として配置しており、その前半では、インターンシップに向けた業界研究、企業研究及び自己分析シートの作成等の基本的知識を学び、後半には、実際に企業等へのインターンシップを実施している。

イ 教育課程外でのキャリア支援

(ア) インターンシップ

表2-3-1及び表2-3-2のとおり、全学生を対象に夏期・春期の年2回、正課外インターンシップの参加者を募集しており、令和4(2022)年度は、計53人が参加した。インターンシップ先の企業は、主に北九州商工会議所、九州インターンシップ推進協議会及び山口県インターンシップ推進協議会に登録されている企業であり、学生は就職課を通してエントリーする。就職課は、募集説明会、エントリーシート等の添削のほか、インターンシップに参加が決定した学生に対して、マナー講座などの事前研修を実施している。また、インターンシップに参加した学生には、参加後、報告書(インターンシップの内容・企業情報等)及びアンケートを提出させ、次回以降の参考資料として、学生が自由に閲覧できるようにしている。【資料2-3-2】

表2-3-1 学生のインターンシップ参加状況(学科別)

(単位:人)

学 科	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	備 考
看 護	0	2	0	0	4	
福 祉	2	7	0	0	0	
栄 養	4	3	0	0	2	
英 語	7	15	5	24	15	
観光文化	27	20	21	66	32	
保 育	0	0	0	0	0	
合 計	40	47	26	90	53	

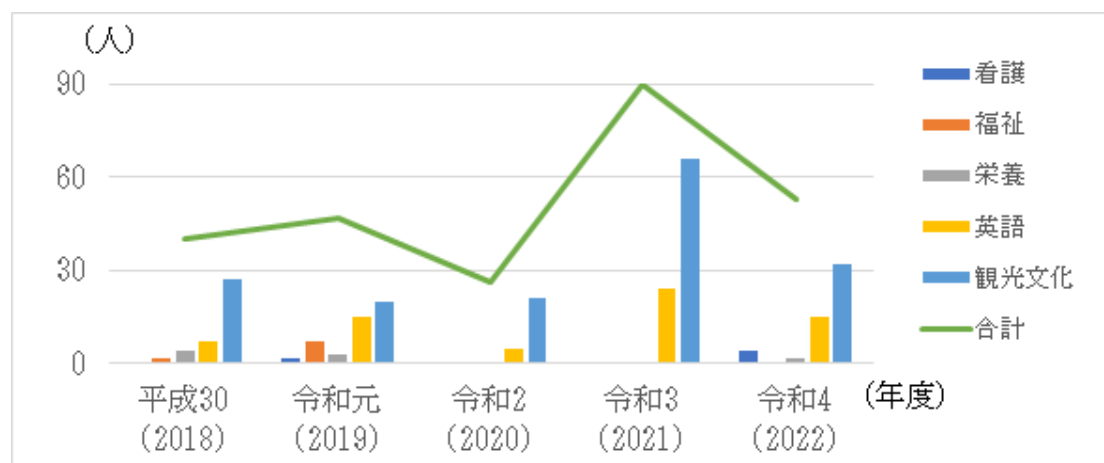
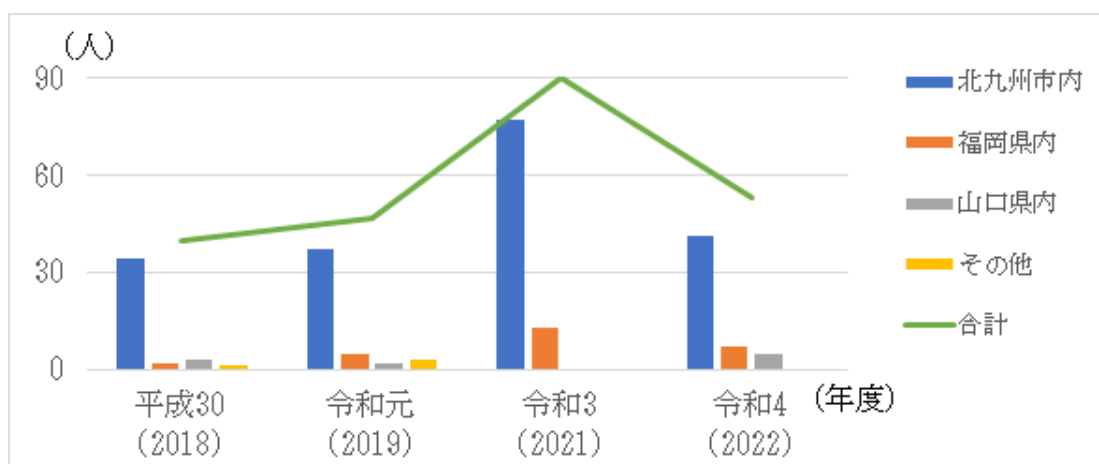


表2-3-2 学生のインターンシップ参加状況（地域別）

（単位：人）

地 域	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	備 考
北九州市内	34	37	19	77	41	
福岡県内	2	5	3	13	7	北九州市を除く
山口県内	3	2	4	0	5	
そ の 他	1	3	0	0	0	
合 計	40	47	26	90	53	



ウ 就職・進学に対する相談・助言体制について

社会的・職業的自立に関する支援体制に、委員会組織として就職委員会、事務組織として就職課を設置している。就職委員会は、学生部長、就職課長及び各学科から選出された代表者各1人で組織する。教員及び事務職員が協働して、きめ細やかな支援を行っている。

就職課では、学生への求人情報の紹介、エントリーシート・履歴書の添削、書き方指導をはじめとした就職・進学に関する相談・助言を行っている。また、希望者には、採用試験前に模擬面接を実施している。令和4(2022)年度の在学生との面談件数は、大学と短期大学部を合わせて3,191件（延べ件数）、卒業生との面談件数は34件（延べ件数）であった。【資料2-3-3】

学生には、就職活動開始時に希望する業種、職種及び地域等を記載した「進路登録カード」を作成させている。記載内容については、ゼミ担当教員又はアドバイザーが確認し、学生個々の状況を共有した後、就職課に提出させている。提出する際は、事前に予約をしてもらい、学生と就職課スタッフが1対1で面談を行ったうえで受領している。「進路登録カード」は、学生に求人を紹介する際の参考資料とするほか、学生と面談するごとに「就職活動状況一覧（学籍番号・氏名が入った一覧表）」とあわせて面談内容等を記録することで課内での情報共有に役立っている。

就職課資料室には、業種・職種・地域ごとにファイリングした求人票、採用試験受験報告書、進学に関する資料及び就職に関する書籍等を設置しており、学年を問わず利用できるようにしている。さらに、求人情報、セミナー案内、説明会案内、インターンシップ情

報などを「Google Classroom」の就職課のクラスに情報を掲載し、学生だけでなく教員も最新情報を得る環境を整えている。【資料 2-3-4】

卒業（修了）予定者の進路を把握するため、進路が決定した学生には、「就職（進路）報告届」を提出させている。学生の状況（個人名・内定先企業名・活動状況等）については、10月以降、毎月1回、就職委員を通じて各学科（別科）に情報を共有して、教職員間での就職・進学支援に役立っている。【資料 2-3-5】

その他の就職・進学に対する取組みについては、次のとおりである。

（ア）就職支援行事

3年次の5月頃から学科ごとに就職ガイダンスを開催している。就職を希望する業界や職種によって就職活動時期が異なるため、学部学科の状況に合わせて、適切な時期に複数回開催している。就職ガイダンスは、授業終了後の講義室で開催するなど、学生が出席しやすいように工夫しており、就職活動の準備から採用試験受験までの適切な進め方、行動及び考え方などの全行程について説明をしている。【資料 2-3-6】

また、学生には、3年次に全学生に対して「就活手帳」を配付している。「就活手帳」には、卒業年度まで利用できるスケジュールダイアリーと就職活動時に役立つ情報が掲載されている。【資料 2-3-7】

前期の就職ガイダンスは、就職意識の向上につなげるために、インターンシップ参加に向けた内容に重点を置き、後期以降は、本格的な採用試験対策として、より実践的な内容として、自己分析やエントリーシート対策、企業・業界研究、筆記試験対策、面接対策及びグループディスカッション対策等を実施している。

保健福祉学部・助産別科については、就職ガイダンスのほか、学科（別科）ごとに国家試験受験手続き方法等の説明会を開催している。なお、各国家試験受験に係る事務手続きは、就職課が取りまとめを行っている。

（イ）学内合同企業説明会

低学年からの就職意識向上を目的として、平成28(2016)年度から、スタッフ募集に応募した1・2年生の学生が運営スタッフとなる「学内合同企業説明会」を開催している。学生スタッフは、開催年度の10月から約5か月、毎週ミーティングを行い、開催に向けた準備を進めていく。学生スタッフは、3年生を対象にアンケート調査を行い、その結果をもとに、参加してもらおう業界や企業を検討する。企業の採用担当者には、「学内合同企業説明会」の趣旨及び内容を説明し、承諾を得られた企業に参加をお願いしている。参加交渉から説明会当日の運営まで、学生スタッフ1人につき1～2社を担当する。コロナ禍の2年間は、オンライン開催となったが、令和4(2022)年度は対面で開催し、14社の参加があった。【資料 2-3-8】

(ウ) 求人開拓

北九州市、福岡県内、山口県内に拠点を置く企業等を中心に訪問し、関係の強化、新規求人の開拓に努めている。採用担当者と大学就職担当者の情報交換会等には、積極的に参加し情報収集を行っている。また、来学のうえでの求人依頼については、採用担当者から詳細を聞き取り、課内で情報共有し、学生に正確な情報を伝えるようにしている。【資料 2-3-9】

(エ) 公務員試験対策講座

公務員試験対策講座を開講している。オンライン・オンデマンド授業を取り入れることで、出席しやすいように工夫している。

(オ) 障がいのある学生に対する就職支援

障がいのある学生に対して、職場実習などに参加するように促している。また、外部関係機関への求職登録や就職相談会に参加する場合には、職員が同行するなどの支援を行っている。

(カ) 卒業生アンケート

就職に関する実態を把握するため、卒業生及び就職先の事業所を対象としたアンケートを毎年実施している。具体的には、卒業後 3 年目の卒業生を対象とした「卒業生アンケート調査」及び本学卒業生が入職して 1 年目の事業所を対象とした「就職受け入れ先から見た西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート調査」の 2 つである。アンケート調査の結果は報告書としてまとめ、教職員で共有する。各学科においては、その結果を踏まえて学生の支援体制を見直している。【資料 2-3-10】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料2-3-1】 キャリア支援に関するシラバス
- 【資料2-3-2】 インターンシップ関連
- 【資料2-3-3】 学生との面談記録
- 【資料2-3-4】 「Google Classroom」掲載情報
- 【資料2-3-5】 就職（進路）報告届・受験報告書
- 【資料2-3-6】 就職支援行事
- 【資料2-3-7】 就活手帳
- 【資料2-3-8】 学内合同企業説明会
- 【資料2-3-9】 企業との連携記録
- 【資料2-3-10】 卒業生アンケート報告書

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、北九州市、福岡県内、山口県内に拠点を置く企業等を中心に訪問し、関係の強化、新規求人の開拓を進める。また、地元北九州市への就職者を増やすことを目指す。

インターンシップについては、担当教員と就職課職員が協力して、事前・事後に学生との面談を行い、その内容を分析して評価することにより、当該学生及び次学年の学生の成長を促すためにいかしていく。また、就職ガイダンスに学生が積極的に参加する仕組みを構築する。

障がいのある学生に対する就職支援については、卒業年次を中心に就職課と学生総合支援室が連携して実施してきたが、今後は、低学年から、個々の学生にあった支援体制を整備していく。外部関係機関との連携、協力を強化して進めたい。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

ア 学生サービス、厚生補導のための組織について

学生生活の安定のための支援体制に、委員会組織として学生委員会、事務組織として学生課を設置している。学生委員会は、学生部長、学生課長及び各学科から選出された代表者各 1 名で組織する。学生委員会は、学生の学業指導・生活指導、課外活動、奨学生・授業料減免、厚生施設・厚生事業、保健管理、その他厚生指導等に関する事項について審議している。また、学生課は、学生委員会のほかにキャンパス・ハラスメント防止・対策委員会、学生個人情報保護委員会、国際交流委員会、宗教委員会の事務を掌理している。【資料 2-4-1】

大学と保護者の相互理解を深め、学生が充実した学生生活を送ることができるよう、学科ごとに保護者懇談会を実施している。保護者懇談会では、学科カリキュラムや学修に関する本学の取組み、学生生活、資格、就職活動等に関する情報を提供する説明を行い、希望者には個別面談を実施している。保護者の不安を解消し、大学と保護者とのつながりを強化することで、学生をサポートする体制づくりに取り組んでいる。【資料 2-4-2】

イ 学生の課外活動への支援について

サークルの団体については、学友会傘下の部・愛好会 43 団体と公認学生団体 4 団体の 47 団体で活動している。これらの活動に対しては、体育館・テニスコート・部室等の使用を認める施設・設備面での支援やサークル運営費補助等の経済的支援、サークル顧問（専任教職員）の活動支援・指導等により学友会活動の活性化を図るほか、外部から指導員を招き、活動の充実を図っているサークルに対しては指導員謝礼金及び遠征費の補助も行っている。サークル活動を行う際には、「部活動届」、「部活動報告書」、「施設・物品使用（借用）許可願」等の届け出を学生課に提出するようしており、学生の活動内容について把

握している。さらに、年間の活動実績に応じて、各サークルに対し学友会から適切な予算配分を行っている。【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】

新型コロナウイルス感染症流行下においては、課外活動における本学の行動指針を定め、令和 2(2020)年度後期以降は、申請内容やヒアリングにより感染防止の取組みが十分に実施できると認められた学生団体に活動再開を許可してきた。活動日ごとに参加者全員について当日の体温や体調を聴取して作成した「健康チェックシート」の提出を求め、感染対策に努めた。令和 5(2023)年度からはコロナ禍前と同様に課外活動を許可している。【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】

また、令和 3(2021)年度は 2 年ぶりに大学祭を開催し、令和 3(2021)年度、令和 4(2022)年度と来場者を学内関係者に限定して屋内ステージプログラムやキッチンカーによる食品販売、展示等の催しを行った。コロナ禍の大学祭開催という前例のない状況の中、大学祭実行委員会が中心となり、開催中の感染対策の徹底や SNS を活用した大学祭広報の実施等、様々な工夫を行い、学生の力によって無事に開催を実現することができた。令和 5(2023)年度の大学祭は、コロナ禍前と同様に 2 日間の開催で予定し、学外からの来場者を受け入れる方針で進めている。【資料 2-4-7】

また、ボランティア活動については、大学に依頼のあったものの中から精査した募集案内を学生課横の掲示板に掲示し、学生の参加を促している。福祉学科ボランティア相談室では、福祉学科に直接依頼のあったボランティア活動について Google Classroom「ボランティア案内」に掲出し、随時学生に案内している。【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】

ウ 海外留学支援について

本学の学生が海外で学修する場合、「派遣留学プログラム」、「短期研修プログラム」、「休学しての留学」の 3 つの方法がある。本学における「派遣留学プログラム」とは、姉妹校、協定校、認定校等、教育課程が教育上有益であると認められた大学等に学長の許可を得て留学し、そこでの学修成果を卒業に必要な単位の一部として認定している。「短期研修プログラム」は、夏期休暇中を利用して異文化交流体験ができるプログラムで、本学教員が引率を行っている。海外渡航時には、学科及び学生課が、本学で作成した「海外安全対策ガイドブック」に沿って、学生が海外で災害や事故、事件等に遭った場合の対応について説明を行っている。特に新型コロナウイルス感染症流行下においては、外務省「海外安全ホームページ」の「感染症危険情報」等のレベルに応じた本学の対応方針を示し、渡航に伴う感染リスクや現地での様々な状況に対して適切な行動がとれるよう、情報収集をはじめ必要な準備を行うことを所定様式により誓約させている。【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】

令和 5(2023)年度からは、これまでの留学に係る誓約書を見直し、本学も加盟している海外留学生安全対策協議会 (JCSOS) 作成の雛型を参考に作成した誓約書で対応することになっている。【資料 2-4-13】

また、留学希望者への経済的支援として、前年度 GPA (単年度) が 3.0 以上の者を対象に留学期間中の本学授業料を 75%、実験実習料、施設充実費を 100%免除している。【資料 2-4-14】

エ 保健室について

保健室については、看護師・保健師資格を有する職員 1 人が、病気やけがの応急処置や休養、病院の紹介等のほか、心身の健康や性に関する相談にも応じている。令和 3(2021)年度の利用状況は入構制限により少なかったものの、COVID-19 対策班の方針のもと、新型コロナウイルス感染症に関する相談・連絡窓口として、予防啓発のほか陽性者・濃厚接触者の行動歴調査や自宅待機中の健康観察等に従事した。令和 4(2022)年度は、対面授業が全面再開となり、COVID-19 感染者や濃厚接触者はもとより、有熱者やかぜ症状を呈する学生の相談・連絡窓口は継続して行った。同時に通常の健康管理業務を実施しており、心身の健康上の相談には、学生総合支援室と連携して対応している。【資料 2-4-15】【資料 2-4-16】

オ COVID-19 対策班について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いていた令和 2(2020)年 9 月、本学における新型コロナウイルス感染症対策において、迅速かつ機動的に対処し、当該感染症に対する本学の方針を決定するための組織として、「COVID-19 対策班」を設置した。対策班は、機動性を持たせるために医師、保健師の免許を持つ教員を中心に、少人数で構成している。対策班の主な任務は、感染状況等を踏まえ、感染状況の程度に応じた活動制限レベルを定める行動指針（BCP）を策定し、諸活動及び施設利用等の制限の範囲等を関係者に周知するとともに、感染症対策の具体的な施策を実行に移すことである。対策班は、対応マニュアル（緊急連絡体制を含む）の作成、授業や各種学事の実施方法のチェック、クラスター発生時の緊急対応（学内での PCR 検査の実施を含む）、課外活動の段階的な活動の再開許可等、リスクを最小限に抑えつつ学業や研究を続行するための施策を行った。【資料 2-4-17】

カ 学生総合支援室について

専門的な学生相談・支援にあたる組織として、障害学生支援窓口を併設する学生総合支援室がある。看護学科教授（小児科医）を室長とし、カウンセラー（臨床心理士）、キャンパスソーシャルワーカー（精神保健福祉士・社会福祉士）各 1 人が必要に応じて関係部署や精神科医師のスーパーバイザー、学外の専門機関と連携しながら、年々多様化・複雑化する学生からの相談に応じている。学生総合支援室は、図 2-4-1 のとおり、「なんでも相談窓口」、「障害学生支援窓口」、「ハラスメント相談窓口」の 3 つの相談窓口が設置されており、すべての面談は原則対面で行い、必要に応じて電話やオンライン等の遠隔相談にも対応している。

また、本学では、入学予定者及びその保護者を対象に、障害学生支援に関する入学前の事前相談にも応じている。大学で授業や実習を受けるうえでの漠然とした心配事から具体的な要望に至るまで、丁寧に聴き取りを行い、修学上必要な支援や配慮内容について確認、検討を行っている。このように、学生が入学後、早期に支援を受けられる体制を整備し、心の支援と環境整備の両面から障がい及び疾病のある学生の円滑な大学生活への移行をサポートしている。【資料 2-4-18】

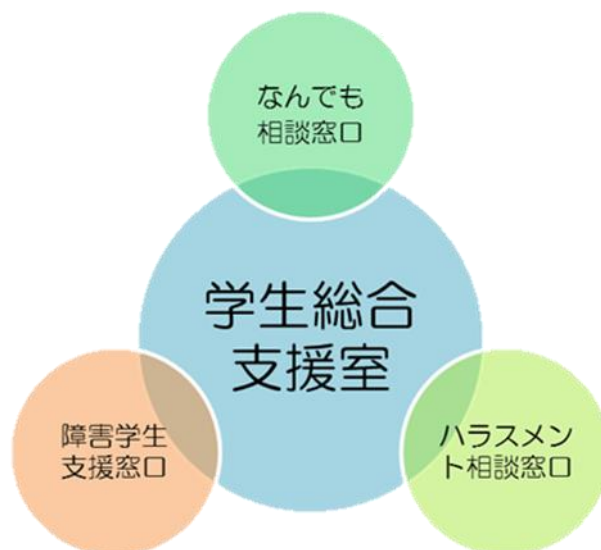


図 2-4-1 学生総合支援室 3 つの相談窓口

キ キャンパス・ハラスメント相談窓口について

本学では、セクシャル・ハラスメントや優位な立場を利用した言動や態度、人格権・プライバシーの侵害などの嫌がらせを受けた際に、相談を通じて、キャンパス・ハラスメントにあたるかどうかを整理するとともに、今後とるべき方法を自分で意思決定するための必要な助言を受けることができるよう、キャンパス・ハラスメント相談窓口を設置している。

相談窓口は、学生総合支援室のスタッフのほかにも、専任教職員がキャンパス・ハラスメント相談員として相談に応じている。相談員は各学科及び事務職員から選出され、相談員の氏名、連絡先を毎年 4 月に UNIPA 及び学内掲示板に掲示し、学生に周知している。相談員は事前にキャンパス・ハラスメント講習会を受講し、ハラスメントが疑われる事案が発生した際の問題解決の手続きについて説明を受け、学生の意思に沿った最善な方法で解決ができるようサポートする体制を整えている。

また、毎年学内において「キャンパス・ハラスメント防止セミナー」を開催している。令和 4 (2022) 年度はグループワーク形式により、「教員と学生の適切なコミュニケーションの在り方」をテーマとした様々な事例をもとに、対応方法や思いがけず自身が加害者にならないための留意点等について意見交換を行った。【資料 2-4-19】

ク 学生に対する経済的支援について

本学独自の主な奨学金制度として、入学者選抜と連動した「特別奨学生制度」「特待生制度」と在学学生を対象とした「大学学業奨励奨学生制度」(表 2-4-1)がある。「大学学業奨励奨学生制度」は、令和 5 (2023) 年度から名称及び募集要件を改正し、採用人数を実質 2 倍に拡大してより多くの学習意欲のある学生に受給のチャンスを提供する奨学金制度とした。一人でも多くの向学心溢れる優秀な学生に奨学金の給付を行うことにより、周囲の学生の学びと成長の模範となるべく、なお一層の学業の伸長を奨励することを目的としている。

また、令和 2(2020)年度には、コロナ禍で遠隔授業を受講する学生の通信環境整備のため、全学生を対象に 1 人あたり 50,000 円の遠隔授業支援金を支給した。【資料 2-4-20】

表 2-4-1 「大学学業奨励奨学生制度」概要

申込時期	・ 4 月下旬～5 月上旬
給付額	・ 年間授業料の半額相当額を上限とする
申込資格	・ 大学 2～4 年次又は短期大学部 2 年次に在籍する学生で、前年度の学業成績基準 (GPA) を満たす者
備考	・ 申込年度の前期に休学又は留学、申込年度の前年度に休学している場合は応募不可 ・ 特待生、特別奨学生、その他本学独自の経済的支援との併用制限あり

経済的に困窮した学生に対する支援策として、従来から実施している学納金の延納・分納のほか、経済的事情により提携先の教育ローンを利用した際、入学年度から卒業年度までに支払う金利相当額を奨学金として給付する「西南女学院教育ローン金利助成奨学金」を開始した。また、日本学生支援機構給付奨学金（予約採用）採用候補者対象の入学時納入金（入学金・前期学納金）の納入猶予、日本学生支援機構貸与・給付奨学金（予約採用）採用候補者を対象とした奨学金の交付早期化に取り組んでいる。【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】

日本学生支援機構給付奨学金（予約採用）採用候補者対象の入学時納入金（入学金・前期学納金）の納入猶予は、採用候補者に配慮したもので、高等教育修学支援制度がスタートした令和 2(2020)年度から実施し、令和 2(2020)年度は 30 人、令和 3(2021)年度は 15 人、令和 4(2022)年度は 12 人、令和 5(2023)年度は 20 人の新入生が利用している。

日本学生支援機構貸与・給付奨学金（予約採用）採用候補者を対象とした奨学金の交付早期化は、入学前に進学先へ必要書類を提出することにより、入学月の 4 月から奨学金の振込みを開始することを容易にするもので、書類不備等により一定数は 5 月にずれ込むものの、令和 3(2021)年度は採用候補者の 88.0%、令和 4(2022)年度は 83.3%、令和 5(2023)年度は 75.0%が交付早期化を実現している。

ケ ウクライナ避難学生の支援

ロシアによるウクライナ侵攻に関して、学長は、令和 4(2022)年 3 月 17 日付で、一日も早い戦争の終結を祈り、対話による平和的な解決を求める世界中の人々との連帯を表明する旨の声明を発表した。ほぼ時を同じくして、ウクライナから避難してきたウクライナ人の学生 2 人が本学での学修を希望したため、主に人文学部英語学科が提供できる教育プログラムを提示し、単位の修得が可能な科目等履修生として受け入れた。避難民である学生の受け入れにあたっては、従来の規定によることができないことが想定されたため、特例として臨時的措置を学長決定し、履修料等の徴収は行っていない。また、避難学生に対する自治体の公的支援だけでは、生活費を含む学修の継続が危ぶまれるため、「ウクライナ学生支援募金」の活動を行っている。令和 4(2022)年度の募金総額は、2,678,882 円となって

いる。さらに、学生有志が、キリスト教センター直轄の学生ボランティアグループ「Lighthouse」を立ち上げ、学内での学修や他の学生との交流、生活全般のサポートなどを行っている。【資料 2-4-23】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料2-4-1】 学生委員会規程
- 【資料2-4-2】 保護者懇談会に関する資料
- 【資料2-4-3】 サークル活動の手引き（令和5(2023)年度版）
- 【資料2-4-4】 令和4(2022)年度サークル別決算額一覧表
- 【資料2-4-5】 課外活動の行動指針
- 【資料2-4-6】 活動再開に係る掲出文書
- 【資料2-4-7】 令和4(2022)年度大学祭の開催案内
- 【資料2-4-8】 福祉学科ボランティア相談室「ボランティア案内」について
- 【資料2-4-9】 学生課「ボランティア」掲示について
- 【資料2-4-10】 学生の海外渡航等に係る判断基準について
- 【資料2-4-11】 新型コロナウイルス感染症の流行下における海外渡航に係る誓約書
- 【資料2-4-12】 海外安全対策ガイドブック2023
- 【資料2-4-13】 改訂版「(留学者用)誓約書」(令和5(2023)年4月から)
- 【資料2-4-14】 西南女学院大学「学生海外留学規程」、
キャンパスライフ2023（学生生活ガイドブック） p.49
- 【資料2-4-15】 保健室規程
- 【資料2-4-16】 令和4(2022)年度保健室利用状況
- 【資料2-4-17】 COVID-19対策班についての資料
- 【資料2-4-18】 学生総合支援室に関する資料
- 【資料2-4-19】 キャンパス・ハラスメントに関する資料
- 【資料2-4-20】 遠隔授業支援金案内文書
- 【資料2-4-21】 学納金の延納・分納の状況について（2018～2022）
- 【資料2-4-22】 西南女学院教育ローン金利助成奨学金
- 【資料2-4-23】 ウクライナ避難学生の受入れに関する資料

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生の課外活動や海外留学の実施が制限されていたが、引き続き学生の健康を守りながら、有意義な大学生活が過ごせるよう、課外活動における学生支援や海外研修プログラムの充実等、多様な取組みを検討していく。

学生総合支援室では、精神科医師のスーパーバイザーの効果的な活用を促進するために、教職員を対象に、対応に苦慮する事例についてコンサルテーションを行い、学生支援能力を高める研修を実施する。

学生生活支援については、学生の権利に配慮しながら、関係教職員で相互に情報共有し、協力しながら当該学生を引き続き支援する体制を強化していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学のキャンパスは、北九州市の中心部小倉北区の街並みを展望できる高台に位置し JR 小倉駅・戸畑駅からバスで約 20 分圏内の市街地にありながら、四季折々の表情をも楽しむことができる緑豊かな教育環境を有している。キャンパスマップ及び校地・校舎配置図は、図 2-5-1 及び図 2-5-2 のとおりである。

キャンパスの各所には、建学の精神「感恩奉仕」や歴史を象徴する書やプレート、月間聖句が掲げられ、毎年 12 月には正門にクリスマスツリーを模したイルミネーションが設営される。また、米国南部バプテスト婦人伝道部総主事を努めた K. マロリー女史が退職を機に功労として受けた慰労金を西南女学院に寄附されたことによって建てられたマロリー記念館などキリスト教に基づく女子教育機関として相応しい雰囲気や建物が守られている。

併設短期大学部と共用する校地 (81,980 m²) 及び校舎 12 棟 (延べ床面積 34,547 m²) は大学設置基準を満たしている。教育目的の達成のため、校地、運動場 (4,028 m²)、校舎、図書館、体育館 2 棟 (延べ床面積 3,990 m²)、情報処理演習室等の施設設備を整備し、適切な管理のもとで教育研究・各種行事・課外活動等のために運営している。

12 棟の校舎には、400 人を収容できる大講義室をはじめ、計 106 室の講義室、演習室、実験・実習室を配置している。ICT (情報通信技術) 教育に対応できる電子黒板やアクティブラーニング設備を整備した講義室・演習室を設置し、学生の能動的学修を支援している。看護学実習室には室内カメラ及びモニター等の機器を設置するなど、専門技術を習得できる環境を整備している。【資料 2-5-1】

安全で快適な教育環境を提供するために、建築物環境衛生管理基準に基づく換気、照明、採光、空調の管理をはじめ、日常清掃に加えた樹木・植栽・緑地部の手入れ、床面の洗浄ワックス塗布、ガラス清掃等を定期的実施している。電気、ガス、給排水、消防設備、エレベーター、自動ドアについても、法令を遵守しつつ適切に管理している。

快適な学生生活を送るための施設等として、7 号館 1 階に談話室・食堂を整備し、3 号館 1 階に大学生協が運営する売店を設置している。その他、学内に適宜、椅子やテーブルを配置するなどして、授業時間外の学生の居場所に配慮している。

安全面については、本学が通常の講義や実習等で使用している建物は、耐震補強改修工事を実施した建物を含めて全ての建物が耐震性能を有している。また、建物の非構造部材の耐震対策においても専門家による調査結果を基に補強改修を計画中である。

西南女学院大学



図2-5-1 キャンパスマップ



図2-5-2 校地・校舎配置図

【エビデンス集・資料編】

【資料2-5-1】校地・校舎の概要図

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

ア 図書館について

附属図書館は、大学と短期大学部の共用図書館であり、開館時間は学期中の平日は8時45分から20時まで、土曜日は8時45分から16時30分までとしている。学生閲覧室の座席数は308席だが、令和5(2023)年5月1日現在は、新型コロナウイルス感染防止のため、使用可能な座席を84席としている。令和5(2023)年5月1日現在で、蔵書数267,601冊、視聴覚資料741点、学術雑誌タイトル数290種を有している。契約データベースは、11種である。【資料2-5-2】【資料2-5-3】

大学と短期大学部を合わせた学生の令和4(2022)年度貸出総冊数は約1万4,000冊、学生1人当たりの年間貸出冊数は、10.0冊となっている。令和元(2019)年度は、18.2冊であったが、令和2(2020)年度からのオンライン授業の影響で令和2(2020)年度は2.9冊、令和3(2021)年度は6.3冊であった。令和4(2022)年度からは対面授業に戻ったため、徐々に利用状況が回復してきている。

館内には、閲覧室のほかに情報検索コーナーを設置し、学生の学修環境の整備を行っている。また、館内に可動式のパーテーションによって最大で3つの空間に仕切ることができるラーニング・コモンズ・スペースを設置し、可動式の机、椅子、ホワイトボードを配置し、学生の自主的な学習やディスカッションやプレゼンテーションなどのグループ学習ができるよう整備している。ラーニング・コモンズ・スペースの利用申し込みは不要で、人数に応じて机や椅子を自由に組み合わせて使用できる。個人での利用のほか、図書館の資料を利用するゼミや少人数の授業、ゼミ発表の準備等複数人で話し合いながら行う学習や作業などにも利用されている。【資料2-5-4】

学生の学修を支援するために、教員選定による指定図書を1階の「指定図書コーナー」に学科・教員別に配置している。指定図書の整備にあたっては、毎年度、図書館から全教員に対して選定を依頼し、常に最新の資料を学生に提供できるようにしている。令和5(2023)年5月1日現在の指定図書は教員62人(大学55人、短大7人)、総冊数5,735冊であり、所蔵総冊数の2.1%を占めている。令和4(2022)年度における指定図書の年間貸出総冊数は大学2,806冊、短期大学部61冊、合計2,867冊で図書の貸出総冊数の21.7%であり、指定図書制度は授業とその前後の自学自習を支援するシステムとして有効に機能している。【資料2-5-5】

図書館は、全館バリアフリーである。車椅子で利用できる閲覧用の机も備え付けている。

図書館利用方法の説明については、1年生には入学式の翌日から行われる新入生オリエンテーション、1年次の初年次セミナーや3・4年次のゼミなどでの資料検索ガイダンスを論文レポートの書き方と併せ、教員からの要請で授業に組込まれた形で実施している。令和4(2022)年度の学科・授業・ゼミ関連のガイダンス実績は6件7回である。令和元(2019)年度までは、このほかに図書館独自の企画として、論文レポートの書き方のDVD上映会や学生の要望に合わせたガイダンスを実施している。【資料2-5-6】

イ ICT 環境について

ICT 環境として 731 報処理演習室に 112 台、732 情報処理演習室に 112 台、512 情報処理演習室に 56 台、6208MacRoom に 48 台の合計 328 台のパソコンを整備している。これらの演習室で稼働するパソコンの OS には、3 室には Windows10、1 室には MacOS を採用しており、学生が様々なシステムに触れる機会を提供している。

学内 LAN 上には、無線 LAN を整備し、学生は、個人で所有するパソコンやスマートフォンを自由に接続することができる。無線 LAN は、食堂や自主学修のための演習室に加え、1 号館から 8 号館の授業で利用する全ての講義室に展開している。

ICT 環境の活用を促進するための学修システムの基盤には、GoogleWorkspace を採用し、主にメールシステム「Gmail」、授業管理システム「Google Classroom」、ビデオ会議システム「Google Meet」により、遠隔授業の実施だけでなく、対面授業のなかでも教育効果と学修環境の向上を図るために活用している。

これらの ICT 環境の利用にあたっては、学内 LAN の利用、情報処理演習室の利用、情報倫理についての研修を受講することを義務付けており、情報リテラシーについて学んだうえで利用できる環境を整えている。【資料 2-5-7】

ウ 各種実習室について

(ア) 看護学実習室

看護学実習・助産学実習に臨むにあたり、学内において基礎から実践まで学ぶために、看護学実習室として、6 号館に基礎看護学実習室、成人・老人看護学実習室、地域看護学実習室、母性・小児看護学実習室、5 号館に助産・母性看護学実習室を整備しており、看護学科と福祉学科、助産別科の授業で活用している。6 号館の看護学実習室は授業で利用していない時間に学生が予約し、自習をすることができる。

(イ) 模擬保健室

2 号館には模擬保健室として学校現場の保健室を想定した演習室を整備しており、主に看護学科と福祉学科の養護教諭養成のための授業で活用している。模擬保健室の外には掲示板を設置しており、健康教育の啓発活動の一環として、授業や教育実習で作成した保健だより等を掲示している。

(ウ) 調理実習室

調理実習室は 2 号館に給食経営管理実習室と 4 号館に調理実習室を整備しており、栄養学科の授業で活用している。給食経営管理実習室は衛生管理を特に重視し、HACCP（危害分析重要管理点方式）に基づいた設備となっている。調理実習室は、ゼミ活動による商品開発や献立考案にも活用しており、地域貢献活動につなげている。

(エ) 観察室

観察室は、子どもの遊ぶ様子を観察できる演習室として保育系の授業の演習、地域の子育て家庭への支援活動などに活用している。地域の子育て家庭への支援活動としては、保健福祉学部 3 学科の合同プロジェクトとして病気や障がい入院する子どもたちを支援す

る「ほほえみ project」の活動に活用している。【資料 2-5-8】

エ 演習室について

5号館、6号館、7号館には定員15人程度の演習室を整備している。演習室は合計で23室あり、平日の9時から20時まで、学生は予約して自由に利用することができ、ゼミ活動や自習、グループ学習などで利用されている。

オ 学修コンセプトルーム「SWITCH」について

学修意欲を高める環境の創出を目的に、各種コンセプトに基づいて設計された学修空間を整備している。平成27(2015)年度に第一弾としてアクティブラーニングに特化した講義室を整備（平成27(2015)年度私立大学等改革総合支援事業及び平成27(2015)年度私立大学等教育研究活性化設備整備事業採択）し、その愛称を公募のうえ、学生による「SWITCH (Seinan Women's Inspiring Technology and Collaborative Heart)」の名称を選出した。その後、平成30(2018)年度に第二弾として創造性を刺激するMacRoom「iSwitch」、令和2(2020)年度に第三弾として理想の自分に近付くための自主学修空間「SWITCH Café」を整備している。【資料 2-5-9】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料2-5-2】 附属図書館利用内規
- 【資料2-5-3】 附属図書館の基本情報に関する書類
- 【資料2-5-4】 ラーニング・コモンズ・スペースについて
- 【資料2-5-5】 令和5(2023)年度指定図書関連資料
- 【資料2-5-6】 令和4(2022)年度図書館ガイダンスに関する資料
- 【資料2-5-7】 情報処理研修に関する資料
- 【資料2-5-8】 ほほえみprojectに関する資料
- 【資料2-5-9】 学修コンセプトルーム「SWITCH」に関する資料

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学校地は丘陵地に位置するものの、手続きを経て自動車で校内に入れば、すべての校舎出入口に接近でき、それぞれにスロープ通路及び手摺を設置しているため、体の不自由な方がある程度の範囲まで移動することは可能である。

また、校地及び校舎には、保安のための夜間照明や非常呼び出しボタンを備えたバリアフリースイッチ、校舎出入口のスロープ通路、手摺、エレベーター操作盤の点字シートを設置して、身体障がいのある人及び高齢者の利便性に配慮している。さらに、学内には貸出用車いすや介助用電動車いすを配置し、AED（自動体外式除細動器）は学生課前、第二体育館に配備し、緊急時に備えている。【資料 2-5-10】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料2-5-10】 貸出用車いす、介助用電動車いす及びAED設置について

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数について、表 2-5-1 及び表 2-5-2 に示すとおり、適切に管理をしている。特に実験・実習科目に関しては、クラス分けや科目担当教員を複数置くことで、教育効果を上げられるよう配慮をしている。

表 2-5-1 大学全体「令和 4(2022)年度授業形態別のクラスサイズ」

授業形態	科目数	総受講者数	平均	備考
講義	356 科目	13,755 人	38.6 人	・令和 4(2022)年度終了時の人数及び状況。 ・同時開講科目は 1 科目 (1 クラス) として計算。
演習	401 科目	8,079 人	20.1 人	
実験・実習	45 科目	2,485 人	55.2 人	
計	802 科目	24,319 人	30.3 人	

表 2-5-2 助産別科「令和 4(2022)年度授業形態別のクラスサイズ」

授業形態	科目数	総受講者数	平均	備考
講義	10 科目	160 人	16.0 人	・令和 4(2022)年度終了時の人数及び状況。 ・同時開講科目は 1 科目 (1 クラス) として計算。
演習	9 科目	144 人	16.0 人	
実験・実習	4 科目	64 人	16.0 人	
計	23 科目	368 人	16.0 人	

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

併設短期大学部と共用する校地及び校舎は、大学設置基準を満たしており、教育目的の達成のため、法令を遵守しつつ適切に管理している。学生生活を支援するための施設としては、学生の能動的学修を支援するアクティブラーニング設備 (SWITCH)、専門技術の習得を支援する看護学実習室・調理実習室及び ICT 環境を支援する情報処理演習室等を整備している。学内の全ての建物は耐震性能を満たしており、大きな問題はないが、開学から月日が経過し、経年劣化が進んでいる箇所もあり、機器の不調などトラブルが生じた際には安全確保の観点・緊急度などを勘案して、必要な対応を行っている。今後も学生が充実・安定した学生生活を送ることができるように更なる学修環境の整備に努めていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見・要望等をくみ上げる継続的な取組みとして、毎年12月に「学生生活に関する実態調査」を実施している。令和3(2021)年度から、従来の学修行動や学修時間の把握に加え、メンタル面や経済面をはじめとする学修支援体制及び学修環境に対する満足度調査項目を充実させて設問に自由記述欄を設けたことによって、学生の意見・要望をより具体的に把握することができるようになった。集計結果は本学ウェブサイトに公表するとともに、報告書は全教員及び全部署に配付しており、教育方法の改善や学生サービスの改善・向上のための参考材料としている。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

このほか、1・7・8号館に「意見箱」を設置し、日頃困っていることや不便に感じていることなどを投函させている。意見用紙は原則記名式とし、必要に応じて投書者とヒアリングを実施し詳細を確認している。教務課・学生課・就職課は週1回程度投書状況を確認し、意見・要望への対応は該当する学科・部署等の責任者が主体となって当該投書者に回答している。【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】「令和3(2021)年度学生生活に関する実態調査」調査結果報告書

【資料 2-6-2】「令和3(2021)年度学生生活に関する実態調査」回答

【資料 2-6-3】意見箱ポスター

【資料 2-6-4】各課意見箱への回答について

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

ア 健康管理カルテについて

学生が自身の健康状態に関心を持って自己管理を行い、健やかに大学生活を送れるよう、保健福祉学部3学科の教員を中心に「健康管理カルテ」を作成した。「健康管理カルテ」には、健康診断結果やお薬手帳といった自身の健康に関する資料が保管できるとともに心身の健康諸問題についての情報提供冊子が綴じられている。情報提供冊子には、女子大学生の健康管理に役立つよう、主に若年女性に起こりやすい健康障害や心身のトラブルについて掲載している。令和3(2021)年度から「健康管理カルテ」を保健福祉学部1年生に提供を開始し、令和4(2022)年度以降は人文学部1年生、短期大学部1年生にも「健康管理カルテ」を配付している。カルテの利用率向上のため、これまでに「健康管理カルテ」を配

付した学生を対象に利用に関する調査を行っており、引き続き全学部学生への健康支援を強化することを目指している。【資料 2-6-5】

イ 健康調査の実施について

学生のメンタルヘルスの実態を把握するための取組みとして、毎年、新入生を対象に健康調査（University Personality Inventory）を実施している。身体的訴え・うつ傾向・対人面での不安等の各自覚症状の得点の総和が 56 点中 30 点以上、ハイリスクが疑われる特定項目該当者及び相談したいことについて記述のあった学生に連絡し、近況を確認のうえ学生総合支援室への来談勧奨を行っている。これら個々の学生の状況や問題に係る情報等は、学生総合支援室長を議長とする学生総合支援室運営連絡協議会において、学長、各学部長、教務部長、学生部長、各学科長、別科長、教務課長、学生課長及び就職課長と共有している。【資料 2-6-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-5】「健康管理カルテ」

【資料 2-6-6】令和 5(2023)年度第 1 回学生総合支援室運営連絡協議会議事録

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学生生活に関する実態調査」では、学修環境に対する意見・要望等について、自由記述で記載できるようになっており、学生から届けられた意見・要望については、関係する学科、部署で共有し、改善に向けた検討がなされている。この改善検討が活用された実例としては、トイレの改修、情報処理演習室以外で利用できるパソコン利用スペースの設置、学内無線 LAN のエリアの拡張などがある。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして毎年 12 月に実施している「学生生活に関する実態調査」については、令和 3(2021)年度から「学修支援」「学生生活支援」「キャリア支援」「施設・設備」に対する満足度を把握するための設問と自由記述欄を大幅に充実させ、調査対象も全学生としている。今後も、調査対象や設問項目等の見直しを重ね、学生の意見・要望を改善にいかしていく。

学生の居場所づくりや無線 LAN エリアの拡張、女子トイレの洋式化など、多くの改善事例があることから、「学生生活に関する実態調査」や常設の「意見箱」、各相談窓口等でくみ上げられた学生の意見・要望を的確に把握し、改善に向けて活用していく PDCA サイクルが有効に機能していると判断できる。今後も引き続き、学生の視点から大学が提供する様々な支援の在り方や学修環境を継続的に見直すとともに、学生の意見・要望に対して大学がどのように対応したかについて、学生だけでなくその保護者をはじめとするステークホルダーに対しても共感してもらえるように広く発信することも検討していく。

【基準2の自己評価】

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを策定・周知するとともに、これに沿って、全学協働体制で公正かつ妥当な方法により入学者選抜を実施している。過去5年間では、学科によって多少ばらつきはあるものの、大学全体の収容定員充足率は0.82～0.97と概ね良好な水準で推移しており、在籍学生を適切に確保している。

学修支援については、障がいのある学生に対する支援を含め、教職協働による全学的な支援体制を整備するとともに、オフィスアワー制度を全学的に実施している。情報系科目におけるSAの活用については、コロナ禍により一時中断していたが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行にともない募集を再開している。中途退学、休学及び留年への取組みに関しては、学科の支援体制、学生の学習意欲の変化の察知、身体的・心理的問題の早期ケアなど、多角的な対策を講じている。

キャリア支援については、大学・短期大学部の全学生を対象に年2回、正課外インターンシップの参加者を募集しており、社会人基礎力やコミュニケーション能力の醸成を図るとともに、就職課と各学科から選出された就職委員が協働して、就職・進学に対する相談・助言を組織的に行う体制を確立している。

学生サービスについては、学生課、保健室、学生総合支援室を設置し、各学科と連携を図りながら、心身に関する健康相談・心的支援・生活相談も含めた組織的な学生支援を行っている。学生課では、奨学金などの経済的な支援やサークル・ボランティアなどの課外活動のほか、海外留学、外国人留学生に対する支援を行っている。

学修環境の整備については、大学設置基準などの各種法令にのっとり、バリアフリーにも配慮した施設・設備を整備している。緑豊かで快適な学修環境を整備し、図書館やICT対応設備・施設も含め、有効活用されている。授業を行う学生数に関しては、科目間で多少のばらつきはあるものの、総じて適切に管理している。

学生の意見・要望への対応については、学修支援・学生生活支援・学修環境・キャリア支援に対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、「学生生活に関する実態調査」「意見箱」のほか、アドバイザー制度や各支援窓口による人的支援体制を整備し、改善に反映している。

COVID-19 対策班の設置により、未知の感染症に対するリスクマネジメントを構築し、迅速・的確に施策を実行することができたのは、大学に医療・保健の専門家を擁する保健福祉学部を設置する本学ならではの特色といえる。また、ウクライナからの避難学生の支援については、社会情勢がめまぐるしく変化するなか、国際社会において起きた問題に対応できる人材を育成する人文学部を大学に設置する本学ならではの特色といえる。

このように本学は、学生の成長を促し、社会で活躍することができるための専門的知識・能力を授けるために必要な組織的環境を整備している。

以上のことから、「基準2 学生」を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、「西南女学院大学学則」第 1 条及び第 2 条の 3 に規定している教育目的に基づき、大学、各学部、各学科、別科ごとにディプロマ・ポリシーを策定している。策定されたディプロマ・ポリシーは、本学ウェブサイト及び「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知している。【資料 3-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-1】西南女学院大学 三つの方針について
(キャンパスライフ2023 p.87-101)

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準及び成績評価については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて「西南女学院大学学則」第 28 条、「西南女学院大学履修規程」第 11 条及び「西南女学院大学助産別科履修規程」第 8 条に規定し、「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知している。【資料 3-1-2】

進級基準については設けていないが、学外実習科目に履修要件を設定することで学生の履修管理を行い、学修の連続性を担保している。【資料 3-1-3】

卒業認定基準、修了認定基準については、学則第 36 条及び「西南女学院大学助産別科規程」第 19 条に定め、「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知している。【資料 3-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-2】単位認定に関する資料

- ①西南女学院大学学則（第 28 条）
- ②西南女学院大学履修規程（第 11 条）
- ③西南女学院大学助産別科履修規程（第 8 条）
- ④キャンパスライフ 2023（p.114, p.214）

【資料3-1-3】実習科目の履修要件に関する資料

【資料3-1-4】卒業認定基準、修了認定基準に関する資料

- ①西南女学院大学学則（第 28 条）
- ②西南女学院大学助産別科規程（第 19 条）
- ③キャンパスライフ 2023（p.109-110, p.212）

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定の基準となる成績評価については、授業科目ごとに評価の基準をシラバスに明示し、その基準に従い科目担当教員が厳正な評価を行っている。評価の基準には、試験・小テスト・レポート・発表（口頭、プレゼンテーション）・レポート以外の提出物を設け、それぞれの評価割合を示すとともに、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明示している。成績評価においてシラバスが重要な役割を担うため、シラバス作成要領を用意している。科目担当教員はその作成要領に従ってシラバスを作成し、学科の教務委員及び学科長、教務部長による点検が行われたうえで、順次公開するように整備している。【資料 3-1-5】

成績評価の指標としては、秀から不可までの 5 段階の評価とは別に GPA を算出し学生に示している。本学では、すべての授業科目の成績を素点により管理していることを活用し、原成績がより厳正に表されるよう素点から GPA を算出する functional GPA を採用している。GPA の算出方法及びその活用については、「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知してきたが、厳格かつ透明性のある学修の評価を通じ、学生の学修意欲を高め、適切な修学指導を推進し、教育の質の向上に資するよう令和 5(2023)年度から「GPA に関する申合せ」の運用を開始する。GPA 制度により、学修状況を把握し、半期ごとに GPA が 2.0 未満となった学生に対しての修学指導を行うことに加え、退学勧告にも活用するよう整備を行った。【資料 3-1-6】

また、公正な成績評価を保つため、学生が成績評価に疑義を持った際に、科目担当教員に対して評価理由について照会をすることができる「成績評価に対する照会」を西南女学院大学「履修規程」第 15 条第 2 項及び西南女学院大学助産別科「履修規程」第 12 条第 2 項に規定している。さらに、その回答で疑義が解消しなかった際に「成績評価に対する申し立て手続き」を行えることを西南女学院大学「履修規程」第 15 条第 3 項及び西南女学院大学助産別科「履修規程」第 12 条第 3 項に規定し、これが受理された場合は、第三者による会議が設置され、厳正な審議を行ったうえで成績を確定することとなっている。【資料 3-1-7】

卒業認定及び修了認定については、教務委員会において、各学科、別科の教育課程の卒業要件及び修了要件を基準として、修得単位及び在学期間を精査したうえで、学長は教授会・別科会の意見を参酌し、最終的な決定をしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-5】シラバス作成要領

【資料3-1-6】GPAに関する申合せ

【資料3-1-7】成績評価に対する照会と申立手続きについて

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学生がディプロマ・ポリシーを意識した学修を積み重ねられるよう周知を図るとともに、ディプロマ・ポリシー自体が変遷する社会に求められる資質に対応したものであり続けるよう検討を重ねていく。

成績評価については、引き続き厳正に取り扱うとともに、令和 5(2023)年度から退学勧告まで活用を広げる GPA について、履修指導の重要な指標として位置付け、退学、休学防止につながる学修支援を展開していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では「西南女学院大学学則」第 1 条及び第 2 条の 3 に規定している教育目的に基づき、大学、各学部、各学科、別科で、それぞれのディプロマ・ポリシーが掲げる人材を育成するためのカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーは、本学ウェブサイト及び「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知している。【資料 3-2-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-1】西南女学院大学 三つの方針について
(キャンパスライフ2023 p.87-101)

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを具現化するための教育課程の編成及び教育方法についての基本的な方針を示している。この関係性による体系的な学修は、カリキュラムマップとして可視化されている。また、シラバスの到達目標にどのディプロマ・ポリシーが関連するか明示することで、その一貫性を確保している。【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-2】カリキュラムマップ
【資料3-2-3】カリキュラムツリー

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ア 体系的な教育課程の編成と実施

カリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーを達成するために一貫性を持って編成されていることをカリキュラムマップで、教育課程の体系性や履修順序をカリキュラムツリーでそれぞれ示している。カリキュラムマップでは、教育課程を編成する授業科目がどのディプロマ・ポリシーに該当するか明示している。

イ 適切なシラバスの整備

シラバスには、ナンバリング、該当するディプロマ・ポリシー、授業概要、学生が達成すべき行動目標、評価と評価割合、評価方法、授業計画を記載するほか、理解に必要な予備知識や技能、授業以外の学習方法・受講生へのメッセージ、達成度評価に関するコメントと課題に対するフィードバックの方法を明示し、学生自身が履修している科目の位置付けを理解できるよう整備している。

シラバスの内容については、第三者による点検で不備が認められた場合は、科目担当教員に記載内容の改善を求め、修正を行ったうえで公開している。【資料 3-2-4】

ウ 単位制度の実質を保つための工夫

学生が主体的に学修に取り組めるよう時間に余裕を持たせ、十分な学修時間を確保するために、すべての学科で1年間に履修登録できる単位数に上限を設定している。履修登録上限単位の対象科目は、学則別表第一に示す科目とし、その他に表 3-2-1 のとおり除外科目を設定している。なお、人文学部については、前年度の GPA が 3.0 以上の場合は、学科での審議によって上限単位数を超えた履修を可能としている。【資料 3-2-5】

表 3-2-1 各学科の履修登録上限単位

学 科	履修登録 上限単位数	上限単位に含まない科目
看護学科	49 単位	①既修得単位認定科目（入学前・転籍・留学） ②再履修科目 ③各学科で定められた除外科目
福祉学科	49 単位	
栄養学科	49 単位	
英語学科	48 単位	①既修得単位認定科目（入学前・転籍・留学） ②再履修科目（必修科目のみ）
観光文化学科	45 単位	

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-4】 シラバス様式

【資料3-2-5】 履修登録上限単位数に関する資料

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、キリスト教を基盤とし、専攻する学問分野の違いを超えて学修するうえでの根本となる総合的視点と豊かな人間性を養うための教養教育課程として、大学に「総合人間科学」を置き、多様な科目を編成している。

「総合人間科学」は、表 3-2-2 の領域で構成している。

表 3-2-2 教養教育の領域

領域	内容
キリスト教教育	建学の精神の基本であるキリスト教を学び、学院の歴史及び建学の精神である「感恩奉仕」を展開させることができる素養を身につける。
初年次教育	大学教育への移行が円滑に図れるための教育プログラムを実施する。
女性と健康	女子大学として女性と健康に焦点をあて、科目を構成する。
基礎教養	専門教育の導入である学問領域に触れ、幅広い教養を身につける。
アカデミックスキル	外国語の学習により異文化理解とコミュニケーションスキルの基盤を養い、IT 活用能力を身につける。
地域創生	全学的取組みとして、地域の現実的な課題を解決するために、必要な基本的姿勢と技術を修得する。
キャリア形成支援	地域社会が求める自立した女性を目指すためのキャリア形成の基本を学び、各学科のキャリア形成発展科目との連動により、実践的態度及び技術修得を目指す。

教養教育の教育課程の編成に関する検討は、教務委員会で行っている。なお、大学では、教務委員会で諮るための事前の検討組織として、教養教育の在り方に関する事項、教育課程の編成に関する事項、履修方法に関する事項、その他教養教育に関する事項について、教務委員会の下に小委員会として「教務総合人間科学小委員会」を置いて検討している。

【資料 3-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-6】教務総合人間科学小委員会内規

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ア 授業内容・方法の工夫

他者と相互に学び合う学修力を育成するために、すべての学科でアクティブラーニングの手法として、グループワークを取り入れる工夫をしている。各学科での学びが個の学びだけでないことを学修の初期の段階で学ぶために、初年次教育の「初年次セミナー」を配置し、共通の達成すべき行動目標を持った学修をグループワークを取り入れながら実施し

ている。初年次セミナーは、前期開講の「初年次セミナーI」、後期開講の「初年次セミナーII」で構成しており、大学での学びの質を高めるために必要なスタディ・スキルズを身につけることを目的としている。【資料 3-2-7】

人文学部では、国際交流や地域連携を通じて学びを深めることを目的として、フィールドワークを取り入れた授業を展開している。令和 3(2021)年度には、商船三井テクノトレード株式会社と協定を締結し、門司港を中心としたエリアで運行を計画する水素とバイオ燃料を利用したハイブリッド型先進船舶のプロジェクト「MOTENA-Sea」に、「地域プロジェクト」を通じて参加した。学生はフィールドワークや市場調査を実施し、商用コンテンツについての企画立案を行い、商船三井テクノトレード株式会社、北九州市職員、本学教職員及び学生を招いてのプレゼンテーションに結び付けており、令和 5(2023)年度まで参画を継続している。【資料 3-2-8】

イ 教授方法の改善を進めるための組織体制

教授方法の工夫・開発及び改善を目的とした組織的な研修を実施するための実務を「点検評価改善会議 FD 部門」で行っている。FD 部門は、教務部長と教務部長が必要と認められた各学部、学科の教員で組織し、FD 研修会の実施と教育改善についての検討を行っている。FD 研修会は、大学及び短期大学部合同での全体研修会を年 3 回、各学科個別の研修会を年 2 回以上実施することとしている。【資料 3-2-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-7】 初年次教育に関するシラバス

【資料3-2-8】 MOTENA-Seaに関する資料

【資料3-2-9】 点検評価改善会議規程

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーの達成のために機能するように、教育課程の編成は継続して見直しを行っていく。教養教育の教育課程については、平成 30(2018)年度に運用を開始しており、今後、教養教育全体の点検・評価を実施し、変容する社会に求められる人材の育成に即していることを確認し、三つのポリシーとの整合性を検証しながら改善・向上に努めていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学における学修の成果は、教育目的に示した人材の育成である。そのための学修成果の測定は、ディプロマ・ポリシーの達成を起点に展開され、学生にはカリキュラムマップやシラバス、授業評価アンケート等、学修に関する様々な指標として周知している。

組織的な学修成果の点検・評価を実現するため、令和 3(2021)年度に教務委員会が先行して教育課程のアセスメントチェックを開始し、令和 4(2022)年度には、「教学マネジメント検討会」を改め、恒常的かつ責任ある会議体として「教学マネジメント会議」を設置し、「アセスメント・ポリシー」を策定した。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、このアセスメント・ポリシーに基づくアセスメントチェックにより行っている。アセスメントチェックの実施状況については、表 3-3-1 に示す。【資料 3-3-1】

アセスメントチェックは「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の3段階に分け、それぞれ点検する項目を「アセスメントチェックリスト」としてまとめたうえで学修成果を点検している。「機関レベル」「教育課程レベル」については、卒業を迎えた当該年度の学生を対象とすることで、同一の教育課程をもってディプロマ・ポリシーの達成度を、「科目レベル」については、ディプロマ・ポリシーの達成を明示したシラバスをもって点検・評価を行うことで、それぞれ三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価につながっている。【資料 3-3-2】

表 3-3-1 アセスメントチェックの実施状況

レベル	点検・評価
機関レベル	教学マネジメント会議において、卒業を迎えた当該年度の学生について、学修状況、資格取得状況、就職状況、「教育課程レベル」及び「科目レベル」のアセスメントチェックの実施状況を踏まえて大学全体の学修成果の点検・評価を行った。
教育課程レベル	教務委員会において、学科ごとに卒業を迎えた当該年度の学生についてカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの達成状況の測定、評価を行うとともに改善点を整理した。
科目レベル	それぞれの授業において、シラバスの点検、授業評価アンケートの実施、授業評価に対するリフレクションカードの作成と公表を行い、点検・評価と改善を行った。

アセスメントチェックで活用される学生調査として、学生から見た授業の質や到達度自己評価を調査する「授業評価アンケート」、学生の生活環境などを調査する「学生生活に関する実態調査」(大学1・4年生)、「卒業生アンケート調査及び就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート調査」を実施している。また、令和4(2022)年度から大学間の協働の場として活動する「教学比較 IR コモンズ」が実施する「ALCS 学修行動比較調査」をアセスメントチェックの要因のひとつとして扱うことを想定して試験的に導入した。「ALCS 学修行動比較調査」は、大学の1年生及び3年生の学生に対して実施し、その結果を教務委員を通じて各学科に共有を図り、学生に対して公表を行っている。【資料 3-3-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】 アセスメント・ポリシー

【資料3-3-2】 アセスメントチェックに関する資料

【資料3-3-3】 ALCS学修行動比較調査に関する資料

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善を目的に、学外実習科目を除く全ての科目で「授業評価アンケート」を実施している。授業評価アンケートの結果は科目担当教員に返却し、科目担当教員はその内容をもとに教育内容や方法について振り返りを行い、その改善方法を明確にするための「リフレクションカード」を作成している。授業評価アンケート及び「リフレクションカード」は教務部長、各学部長が点検を行い、本学ウェブサイトで公表し、学生にその内容が伝わるようにしている。その他、授業評価アンケートの結果は、冊子にしたうえで附属図書館及び非常勤講師室で閲覧可能な状態にしている。【資料 3-3-4】

【資料 3-3-5】

GPA を活用した点検・評価として、学科及び学年ごとに GPA の分布図を作成し、教務委員を通じて各学科に共有し、学生に対しても UNIPA で公開を行っている。【資料 3-3-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-4】 授業評価アンケート

【資料3-3-5】 リフレクションカード

【資料3-3-6】 GPAの分布図

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

学修成果の点検・評価は、アセスメント・ポリシーに基づいたアセスメントチェックが教育の改善のために機能することが肝要であり、引き続きその内容について検証と見直しを行っていく。令和5(2023)年7月から、UNIPAの学修ポートフォリオ機能及び学生プロフィール機能が新たに稼働することになっており、これらの機能を活用した新たな取組みも検討していく。

【基準3の自己評価】

本学では、学則に定める教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを定め、それを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを達成するための体系的な教育課程として編成され、その一貫性を確保し、カリキュラムツリーとして明示することで学生に周知している。学生は、カリキュラムマップで学修の全体像を捉えたうえで、到達目標が示されたシラバスによって学修を積み重ね、自身の到達点としてディプロマ・ポリシーを意識できる環境を整えている。

グループワークを中心とした教授方法の工夫と効果的な実施を行うとともに、組織的な教授方法の改善や開発につながる研修会を計画的に実施している。

学修成果の点検・評価は、ディプロマ・ポリシーを中心に据えたアセスメントチェックにより運用し、学修指導や教育の改善に利用している。

以上のことから、「基準3 教育課程」を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学の学長は、併設短期大学である西南女学院大学短期大学部の学長を兼任している。学長は、「学長候補者選考規程」に基づき、学内・学外から適任者を求めたうえで選任し、「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」第 5 条により、教育・研究に関する業務を理事会から委任されている。「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」第 3 条第 1 項に「校務をつかさどり、職員を統督する。」と規定し、校務における最終的な決定権が学長にあることを明確にしている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】

【資料 4-1-4】

「西南女学院大学学則」第 4 条第 2 項及び「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」第 2 条第 2 項に副学長を置くことができるとしている。学長が議長となる会議においては、「副学長を置くときは、副学長を構成員とする。」と定めており、学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。令和 4(2022)年 4 月からは、教学マネジメントに関する事項を担当する副学長を置き、学長の補佐体制を強化している。

【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】

学則第 5 条に基づき、全学的な重要事項を審議するため、「大学評議会」を設置している。大学評議会は、学長、副学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長及び事務部長をもって組織する。大学評議会は月 1 回の定例開催のほか必要に応じて臨時で開催し、学長が議長となる。学長は、大学評議会の審議事項に関して、大学評議会の意見を参酌して大学としての最終決定を行う。主として学長が意見を参酌する会議の概要は表 4-1-1 のとおりである。

大学評議会のほかに、学長が議長となる会議は、「入学試験会議」「点検評価改善会議」「教学マネジメント会議」及び「運営会議」（教授会及び別科会の議題整理を行う会議）であり、大学の意思決定及び教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮できる体制を確立している。本学の会議及び各種委員会の一覧は表 4-1-2、本学全体の運営機構は図 4-1-1 のとおりである。【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】

令和 3(2021)年 1 月には、大学及び短期大学部の運営について安定強化を図るため、学長直轄の組織として「将来計画検討プロジェクト」を設置した。将来計画検討プロジェクトは、学長、副学長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、会計課長、庶務課長及び法人事務局長をもって組織する。このプロジェクトにおいて検討を重ね、令

和 4(2022)年 3 月には「教育と学生支援の質の向上」「教育組織の改革」「社会との連携の強化」を三つの柱とした「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画『要』Transformation (2022-2026)」を策定した。将来計画プロジェクトは月 1 回、定期的に開催しており、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画『要』Transformation (2022-2026)」に掲げた目標ごとに個別のアクションプランを立て、実行と見直しを継続しており、令和 5(2023)年 3 月には「中期計画(2022-2026)令和 4(2022)年度検証」を公表した。【資料 4-1-11】

また、規定による定めはないが、平成 21(2009)年 4 月から、毎月第一、第二水曜日に水曜会と称するランチミーティングを開催している。第一水曜日は、学長、副学長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、庶務課長及び法人事務局長が参加し、第二水曜日は、学長、法人事務局長、事務部長、庶務課長、総務課長及び会計課長が参加して、法人及び大学の諸課題に対する協議の場として活用している。

さらに、学長は、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報等を「学長メッセージ」として、全教職員に発信し、大学の運営・方針について、積極的に周知し共有している。

表4-1-1 主として学長が意見を参酌する会議の概要

会議名称	学則根拠	詳細規定	役割等の概要	構成員	備考
大学評議会	大学学則第5条 短期大学部学則第47条	会議規則第1条から第10条	大学評議会は、次に掲げる事項を審議し、本学の運営方針等について学長に意見を述べるものとする。 (1) 本学の将来計画の方針に関する事項 (2) 本学の人事計画（非常勤講師を含む。）の方針に関する事項 (3) 本学の予算の方針に関する事項 (4) 入学者数に関する事項 (5) 本学の危機管理に関する事項 (6) 委員会等の設置及び廃止に関する事項 (7) 学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項 (8) 教授会又は別科会から付議された事項 (9) 学部間又は学部別科間に係る事項 (10) 法人本部に提出する事項のうち、学長が必要と認めた事項	学長 附属図書館長 各学部長 入試部長 教務部長 学生部長 事務部長 ※副学長を置くときは副学長	・併設短期大学と合同。
運営会議	大学学則第5条の3 短期大学部学則第47条の3	会議規則第23条から第28条	運営会議は、教授会及び別科会に付議又は報告する事項を整理する。 ※学長が教授会の審議事項を事前に確認できる。 ※審議機関ではない。 ※学長に意見は述べない。	学長 附属図書館長 各学部長 入試部長 教務部長 学生部長 事務部長 宗教主事 各学科長 別科長 ※副学長を置くときは副学長	・併設短期大学と合同。 ・審議機関ではない。 ・学長に対して意見は述べない。

西南女学院大学

保健福祉学部 教授会	学則 第5条の2	会議規則 第11条 から 第22条	教授会は、当該学部に係る次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	専任教授 准教授 講師 助教 その他職員	・他との合同ではなく、保健福祉学部の1学部による教授会。 ・専任教授以外の出席者は、教授会が必要と認めるとき。
人文学部 教授会	学則 第5条の2	会議規則 第11条 から 第22条	※保健福祉学部と同様の内容。	※保健福祉学部と同様。	・他との合同ではなく、人文学部の1学部による教授会。
助産別科会	学則 第5条の5	会議規則 第34条 から 第38条	別科会は、当該別科に係る次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項 (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、別科会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	専任の教員	・他との合同ではなく、助産別科の1別科による別科会。
短期大学部 教授会	短期大学部学則 第47条の2	会議規則 第11条 から 第22条	教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	専任教授 准教授 講師 助教 その他職員	・他との合同ではなく、短期大学部の1学部による教授会。

表4-1-2 会議及び各種委員会一覧

会議・委員会名称	構成員（規程より抜粋）	事務	根拠規程
入学試験会議	学長、各学部長、入試部長、事務部長、各学科長、別科長、 <u>入試課長</u> 、各学科及び別科から選出された代表者各1人 ※副学長を置くときは副学長	入試課	大学入学試験会議規程
点検評価改善会議	学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、 <u>事務部長</u> 、各学科長、別科長、宗教主事 ※副学長を置くときは副学長	庶務課 教務課 各部門*	点検評価改善会議規程
教学マネジメント会議	学長、各学部長、短期大学部学科長、別科長、教務部長、入試部長、学生部長、 <u>事務部長</u> 、 <u>教務課長</u> 、 <u>入試課長</u> 、 <u>学生課長</u> 、 <u>就職課長</u> 、 <u>庶務課長</u> 、 <u>教学IR推進室担当者</u> ※副学長を置くときは副学長	教務課	教学マネジメント会議規程
人事委員会	各学科から代表として選出された教授各1人	庶務課	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則
教務委員会	教務部長、 <u>教務課長</u> 、各学科から選出された代表者各1人	教務課	教務委員会規程
学生委員会	学生部長、 <u>学生課長</u> 、各学科から選出された代表者各1人	学生課	学生委員会規程
就職委員会	学生部長、 <u>就職課長</u> 、各学科から選出された代表者各1人	就職課	就職委員会規程
宗教委員会	宗教主事、各学科から選出された代表者各1人	学生課	大学宗教委員会規程
研究紀要委員会	附属図書館長、 <u>図書課長</u> 、各学科から選出された代表者各1人	図書課	研究紀要委員会規程
公開講座委員会	各学科から選出された代表者各1人	庶務課	公開講座委員会規程
教職課程委員会	教務部長、 <u>教務課長</u> 、教職課程担当者	教務課	教職課程委員会規程
キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会	学生部長、 <u>学生課長</u> 、各学科から選出された代表者各1人	学生課	大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程
キャンパス・ハラスメント調査委	教員又は職員2人、弁護士1人	学生課	大学キャンパス・ハラスメント調査

西南女学院大学

員会			委員会規程
国際交流委員会	学生部長、 <u>学生課長</u> 、各学科から選出された代表者各1人	学生課	国際交流委員会規程
学生募集委員会	入試部長、 <u>入試課長</u> 、各学科から選出された代表者各2人	入試課	学生募集委員会規程
教育経費予算配分委員会	各学科から選出された代表者各1人	会計課	教育経費予算配分委員会規程
倫理審査委員会	医学・医療の専門家等、自然科学に関して識見を有する教員 2人／倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学に関して識見を有する教員 2人／研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べる事ができる学外者 2人を含む複数名 ※委員は、男女両性で構成する	庶務課	倫理審査委員会規程
動物実験委員会	保健福祉学部長／動物実験に関して識見を有する者で、学長が指名する教員1人／実験動物に関して識見を有する者で、学長が指名する教員1人／その他学識経験を有する者で、学長が指名する教員2人	庶務課	動物実験委員会規程
学生個人情報保護委員会	学生部長、事務部長、 <u>学生課長</u> 、各学科から選出された代表者各1人	学生課	学生個人情報保護委員会規程
情報システム管理運用委員会	事務部長、情報システム管理課長、学生募集委員長、各学科から選出された代表者各1人	情報システム管理課	情報システム管理運用委員会規程
セミナーハウス運営委員会	教務部長、学生部長、 <u>事務部長</u> 、 <u>教務課長</u> 、 <u>学生課長</u> 、 <u>庶務課長</u>	学生課	大学セミナーハウス運営委員会規程
図書委員会	附属図書館長、 <u>図書課長</u> 、各学科から選出された代表者各1人	図書課	図書委員会規程
※上記の会議及び各種委員会に関する規程 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則 委員会及び執行機関の役割に関する規程 ※各会議・委員会は、併設短期大学（西南女学院大学短期大学部）選出構成員を含む ※下線は事務職員		*各部門は次のとおり 学部点検部門 学科点検部門 別科点検部門 事務点検部門 ファカルティ・デベロップメント部門(FD部門) 実施部門	

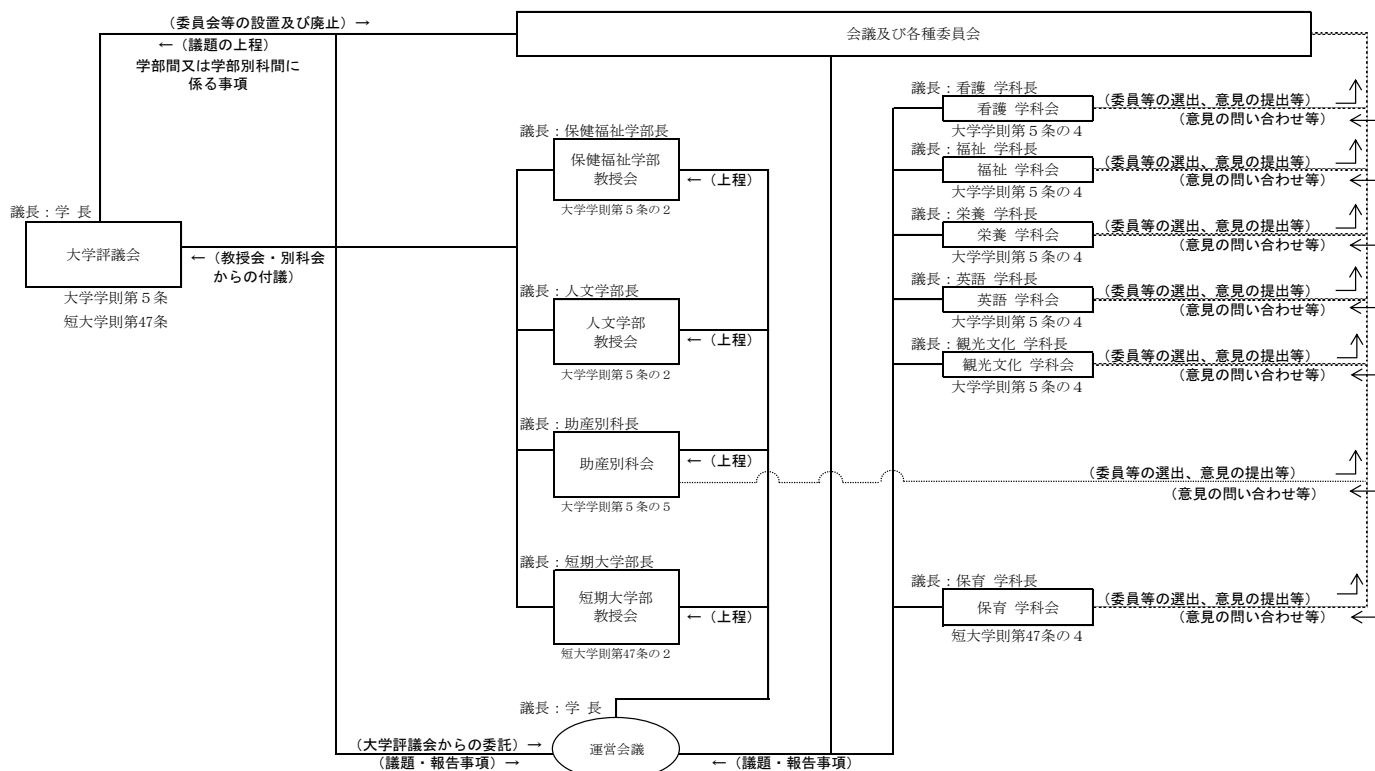


図 4-1-1 学内運営機構図 (学内審議機関等の組織及び議題等の流れ)

【エビデンス集・資料編】

- 【資料4-1-1】学長候補者選考規程
- 【資料4-1-2】学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則
- 【資料4-1-3】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則
- 【資料4-1-4】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部ガバナンス・コード
「教学ガバナンス（権限・役割の明確化）」
- 【資料4-1-5】西南女学院大学学則
- 【資料4-1-6】学長決定（副学長）
- 【資料4-1-7】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則
- 【資料4-1-8】大学入学試験会議規程
- 【資料4-1-9】点検評価改善会議規程
- 【資料4-1-10】教学マネジメント会議規程
- 【資料4-1-11】将来計画プロジェクトに関する資料
 - ①2020年度第14回大学評議会議事録（抜粋）
 - ②2021年度第16回大学評議会議事録（抜粋）
 - ③西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画 「要」
Transformation (2022-2026)
 - ④2022年度第13回大学評議会議事録（抜粋）
 - ⑤中期計画(2022-2026) 令和4(2022)年度検証

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

継続的な改革・改善を行うとともに質の向上を図ることを目的として、内部質保証に責任を負う組織である「点検評価改善会議」及び教育に関する内部質保証を推進する組織である「教学マネジメント会議」を設置している。点検評価改善会議は、学長、副学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、各学科長、別科長及び宗教主事をもって組織する。点検評価改善会議には、学部点検部門、学科点検部門、別科点検部門、事務点検部門、FD部門、実施部門を置くことにより、組織的で妥当性のある自己点検・評価を担保している。「教学マネジメント会議」は、令和4(2022)年10月、暫定的な組織であった「教学マネジメント検討会」を改め、恒常的かつ責任ある会議体として設置し体制を強化した。学長、副学長、各学部長、短期大学部学科長、別科長、教務部長、入試部長、学生部長、事務部長、教務課長、入試課長、学生課長、就職課長、庶務課長、教学IR推進室担当者をもって組織する。教学マネジメント体制の円滑な運営、教学に関する全学的な内部質保証を一元的に行うための基本方針の策定等に必要な協議を行っている。【資料4-1-12】【資料4-1-13】

令和4(2022)年4月から、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」第4条「副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。」に基づき、教学マネジメントに関する事項（教学マネジメントに関するすべての決裁を含む。）を担当する副学長を置いている。副学長を置き、教学マネジメント会議を設置することで、教学マネジメント体制の再構築を行った。

「西南女学院大学学則」第5条の2及び第5条の5に基づき、教授会及び別科会を設置

している。教授会及び別科会は、学部長（別科長）が議長となって招集する。当該学部（別科）に係る学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会（別科会）の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしている。【資料 4-1-14】

学長は、学則第 5 条の 2 第 8 項第 3 号及び第 5 条の 5 第 7 項第 2 号並びに「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」第 16 条第 1 項第 3 号及び第 37 条第 1 項第 2 号に基づき、教育研究に関する重要な事項で教授会及び別科会の意見を聴くことが必要なものを「学長決定」として定めて周知している。学長は教授会及び別科会の意見を参酌して校務に関する最終的な決定をしている。【資料 4-1-15】

学長は学校教育法施行規則の定めに従い、学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについて「大学学生懲戒規程」に適切に定めている。【資料 4-1-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-12】 西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の諸活動に関する方針

【資料4-1-13】 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部における内部質保証体制図

【資料4-1-14】 2022年度第22回保健福祉学部教授会議事録

【資料4-1-15】 教授会及び別科会の意見を聴くことが必要なものとして
学長が定める事項について（学長決定）

【資料4-1-16】 大学学生懲戒規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化に配慮した教学マネジメントの機能性

管理運営を適正に行うため、入試部、教務部、学生部、事務部、附属図書館を置き、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」に、その体制、業務の効率的な執行のための職制及び所掌を定めている。また、「委員会及び執行機関の役割に関する規程」により、組織・機関における委員会の役割及び関係教職員の責任を明確にしている。【資料 4-1-17】

事務部には、事務組織全体を総括する事務部長を置いている。事務部長は、学長が自ら議長となる会議に構成員として、教授会及び別科会にはオブザーバーとして出席する。「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」第 27 条第 1 項に、①学長の政策、運営方針その他重要事項の意思決定への参画 ②学長の職務の遂行上必要な情報等の収集分析及び適時適切な情報提供 ③管理運営に係る政策、方針及び改革の具申を事務部長の職務として定め、学長を補佐している。

さらに、事務部長は、毎月第二、第四火曜日に課長連絡会を開催し、各課の課長（法人事務局長及び法人本部の課長を含む）を招集して、業務に関する連絡等、情報の共有に努めている。

事務職員は、学内の会議、委員会及び検討会に構成員、オブザーバーとして参画し、教職協働による大学運営体制をとっており、本学の教学マネジメントが円滑に機能するようにしている。事務職員については、「学校法人西南女学院就業規則」をはじめ、関係の規則にのっとり適切に採用し、配置している。【資料 4-1-18】【資料 4-1-19】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-17】委員会及び執行機関の役割に関する規程

【資料4-1-18】学校法人西南女学院就業規則

【資料4-1-19】学校法人組織機構図

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

学長は、「大学評議会」をはじめ、「点検評価改善会議」「教学マネジメント会議」等、自ら議長となり大学としての意思決定を行うなど、教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップが発揮できる体制を確立している。また、令和4(2022)年4月からは、教学マネジメントに関する事項を担当する副学長を置き、学長の補佐体制を強化している。

「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」「委員会及び執行機関の役割に関する規程」等で、職員の配置や役割を明確化しており、教職協働で教学マネジメントが円滑に機能するよう整備している。

今後は、学長のリーダーシップのもと、令和5(2023)年1月に点検評価改善会議において策定した「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部における内部質保証体制図」に則した活動を継続して行い、教学マネジメント体制の定着を図っていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の専任教員及び専任助手の数は、表 4-2-1-1 のとおりである。教員・助手組織は、大学設置基準を満たしている。

教育上主要と認める授業科目には専任教員を配置し、教育内容の充実を図るために必要に応じて非常勤教員を配置している。また、「特色ある教育」を推進するため、特別契約教員（専任教員）を任用している。【資料 4-2-1】

演習・実習・実験等の授業には、助手又は教育支援職員を配置している。助手及び教育支援職員は、授業・研究を円滑に進めるため、「大学専任助手の服務に関する申合せ」及び「教育支援職員規程」に基づいたきめ細かい支援を行っている。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

表4-2-1-1 専任教員数（学部学科）

令和5(2023)年5月1日現在

学部・学科等の名称	専任教員					助手	設置基準上 必要専任 教員数	設置基準上 必要専任 教授数
	教授	准教授	講師	助教	計			
保健福祉学部 計	27人	9人	20人	5人	61人	14人	34人	17人
看護学科	11人	2人	8人	4人	25人	9人	12人	6人
福祉学科	7人	3人	8人	1人	19人	1人	12人	6人
栄養学科	9人	4人	4人	0人	17人	4人	10人	5人
人文学部 計	9人	4人	2人	0人	15人	0人	12人	6人
英語学科	5人	1人	2人	0人	8人	0人	6人	3人
観光文化学科	4人	3人	0人	0人	7人	0人	6人	3人
大学全体の収容定員に 応じ定める専任教員数							18人	9人
計	36人	13人	22人	5人	76人	14人	64人	32人

学部・学科等の名称	専任教員					助手
	教授	准教授	講師	助教	計	
助産別科	1人	0人	2人	2人	5人	1人

教員及び助手の採用・昇任等は、「学校法人西南女学院就業規則」を最上位規程に置き、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則」、西南女学院大学「教員及び助手選考基準」及び「大学昇任人事の評価に関する申し合わせ事項」に基づき、適切に実施している。

採用にあたっては、原則として本学ウェブサイト、国立研究開発法人科学技術振興機構の「JREC-IN」で募集情報を掲載し、学外に向けて広く公募を行い、真正な学位、教育活動、研究業績、制作物発表、人物、その他の経歴等を審査のうえ、決定している。なお、人事の手順は表4-2-1-2及び表4-2-1-3のとおりである。【資料4-2-4】【資料4-2-5】【資料4-2-6】【資料4-2-7】【資料4-2-8】

表4-2-1-2 教員及び助手採用人事の手順

採用人事の手順		会議・委員会等	事項
1	人事方針の決定	大学評議会	・人事方針について学長に意見を述べる。 ・人事委員長は大学評議会に陪席する。
		学長	・人事方針を決定し、人事委員長に申し渡す。
2	選考の開始	人事委員会	・採用選考委員（3人）を選出する。
3	公募要項の作成	採用選考委員会	・公募要項を確定する。
4	公募	—	・本学ウェブサイト及びJREC-IN（研究者人材データベース）に公開する。
5	応募書類の確認	採用選考委員会	・応募者全員について応募要項を満たしているかどうかを確認し、選考対象者を確定する。
6	選考作業	人事委員 採用選考委員	・個人調書、業績等を精査する。 ・必要に応じ、応募者に照会を行う。
7	面接候補者の確定	採用選考委員会	・面接候補者（原則として3人以内）を確定する。
8	面接	人事委員 採用選考委員	・面接日程を調整し、実施する。 ・必要に応じて、人事委員及び採用選考委員以外の者が陪席する場合がある。

西南女学院大学

9	採用候補者の選定	採用選考委員会	<ul style="list-style-type: none"> 書類審査及び面接結果に基づき評価表を作成し、採用候補者を選定する。 教授会での推薦文案の確認をする。
10	採用候補者の最終確認	人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> 採用選考委員会で選定された採用候補者について、人事委員会で最終確認をする。
11	採用候補者の決定	教授会	<ul style="list-style-type: none"> 人事委員長は教授会に出席し、選考過程及び採用候補者について説明する。 投票により、採用候補者とする事について学長に意見を述べる。
		学長	<ul style="list-style-type: none"> 教授会の意見を参酌し、採用候補者を決定する。 学長名で理事会に上程する。
12	任用者の確定	理事会 (法人本部)	<ul style="list-style-type: none"> 学長が採用候補者について説明する。 候補者について審議・決定する。

表4-2-1-3 昇任人事の手順

昇任人事の手順		会議・委員会等	事項
1	人事方針の決定	大学評議会	<ul style="list-style-type: none"> 人事方針について学長に意見を述べる。 人事委員長は大学評議会に陪席する。
		学長	<ul style="list-style-type: none"> 人事方針を決定し、人事委員長に申し渡す。
2	昇任基礎資格者の確認	人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> 昇任基礎資格のある教員の確認を行い、対象者に通知文及び申請書類等の様式を送付する。
3	昇任選考委員の選定	人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> 昇任審査に応募した各教員について、昇任選考委員(3人)を選出する。
4	候補者の審査	昇任選考委員会	<ul style="list-style-type: none"> 昇任選考委員が調査を行い、人事委員会に報告し、審査を行う。
5	候補者の教授会への推薦	採用選考委員会 人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教授会へ推薦する昇任候補者を決定する。
6	昇任候補者の決定	教授会	<ul style="list-style-type: none"> 人事委員長は教授会に出席し、選考過程及び昇任候補者について説明する。 投票により、昇任候補者とする事について学長に意見を述べる。
		学長	<ul style="list-style-type: none"> 教授会の意見を参酌し、昇任候補者を決定する。 学長名で理事会に上程する。
7	昇任者の確定	理事会 (法人本部)	<ul style="list-style-type: none"> 学長が昇任候補者について説明する。 候補者について審議・決定する。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】 大学特別契約教員規程

【資料4-2-2】 大学専任助手の服務に関する申合せ

【資料4-2-3】 教育支援職員規程

【資料4-2-4】 学校法人西南女学院就業規則

【資料4-2-5】 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則

【資料4-2-6】 西南女学院大学「教員及び助手選考基準」

【資料4-2-7】 大学昇任人事の評価に関する申し合わせ事項

【資料4-2-8】 本学ウェブサイト「教職員公募」

<https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/offer/>

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、点検評価改善会議 FD 部門により、教育内容等の改善を目的とした組織的な活動・研修を実施するための実務を行っている。

教員は、年度末の「教育研究活動報告」による自己点検・評価に加え、「授業評価アンケート」及び「リフレクションカード」を用いた教育活動の評価・改善を行っている。「授業評価アンケート」は、①受講動機 ②到達度自己評価 ③授業の質評価 ④学習量の評価 ⑤学修のための情報利用 ⑥図書館及びインターネットの利用で30程度の設問から構成される。原則として非常勤教員を含む全教員が担当する全科目（学外実習を除く）を評価の対象として実施している。各教員は、「授業評価アンケート」の結果を基に改善に向けて「リフレクションカード」を作成する。「リフレクションカード」は、①基本情報 ②観点・DP上の位置 ③授業準備 ④学生の目標達成状況 ⑤DP、CP、カリキュラムマップ上の本科目の位置づけに関する評価 ⑥授業の進め方とその向上について ⑦総括的評価と次年度に向けての課題で構成され、教務部長及び各学部長が確認を行う。「授業評価アンケート」及び「リフレクションカード」については、本学ウェブサイトにて5年間分を掲載し公表している。また、教員の教育改善に対する意識を高め、本学の教育向上に資することを目的として授業表彰を行っている。表彰者選考の際は、シラバス及び当該授業履修者の成績とあわせて、「授業評価アンケート」の結果を活用している。表彰者は、各学部長、教務部長で協議のうえ、決定している。【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】【資料 4-2-11】【資料 4-2-12】【資料 4-2-13】【資料 4-2-14】【資料 4-2-15】

FD 実施の方針のもと、FD を実効的なものとするため、FD 研修会を平成 20(2008)年度から毎年開催している（令和 2(2020)年度はコロナ禍のため未実施）。平成 28(2016)年度からは、大学全体の FD 研修会を年 3 回、各学科の FD 研修会を年 2 回実施して、教育内容・方法等の改善の工夫・開発の情報共有が行われている。

令和 4(2022)年度の全体 FD 研修会は、「西南女学院大学の個性を發揮できる多様で魅力的な教育の在り方」をテーマに掲げ、学部学科というミクロな視点に留まらず、大学全体の教育として捉えるマクロな視点を持つことを目的として実施した。令和 5(2023)年度も引き続き同じテーマで理解を深めていくことが決定している。なお、令和 4(2022)年度の FD 研修会の実施状況は表 4-2-2-1 及び表 4-2-2-2 のとおりである。【資料 4-2-16】

表4-2-2-1 全体FD

年度	テーマ	実施日
令和 4 (2022)	大学までの“今”の教育を紐解く「学生像」	2022.8.18
	高大接続、トランジションを踏まえて、 大学全体でどのような学生の育成を目指すか	2022.8.25
	学修成果の可視化を可能にするための教育改革 ～三つのポリシーとアセスメント・プラン～	2023.3.23

表4-2-2-2 学科FD

年度	学科	テーマ	実施日
令和 4 (2022)	看護学科 助産別科	スタートした現行カリキュラムの基盤と教育の在り方①	2022.9.1
		スタートした現行カリキュラムの基盤と教育の在り方②	2022.9.15
	福祉学科	障がいのある学生の実習における合理的配慮	2022.7.28
		「令和 3(2021)年度学生生活に関する実態調査報告書」における問題点と改善について	2022.11.24
	栄養学科	栄養学科を取り巻く学生募集マーケットの整理と募集成功への考え方	2022.8.18
		栄養学科が「選ばれる学校」になるために、国家試験合格率向上に向けた教員同士の意志統一	2022.9.21
	英語学科	令和 3(2021)年度学生生活に関する実態調査について	2023.1.12
		英語学科のカリキュラム再構成	2023.3.9
	観光文化学科	令和 3(2021)年度学生生活に関する実態調査【調査結果報告書】を踏まえての学科としての取組みについて	2022.11.24
		よりよい授業方法についての情報共有	2022.12.22

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-9】西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の諸活動に関する方針

FD(Faculty Development)実施の方針

【資料4-2-10】点検評価改善会議規程

【資料4-2-11】本学ウェブサイト「教育研究活動報告・教員紹介」

<https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/tenken2/>

【資料4-2-12】授業評価アンケート

【資料4-2-13】リフレクションカード

【資料4-2-14】本学ウェブサイト「授業評価アンケート・リフレクションカード」

<https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/anq/>

【資料4-2-15】大学授業表彰に関する申合せ

【資料4-2-16】FDに関する資料

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学設置基準及び関係法令等に従い、規則及び規程等を整備し、教育目的及び教育課程に即した教員の確保及び適切な配置を実施していく。

FD については、FD 実施の方針のもと、全学的な FD 活動を企画・実施する。「教育研究活動報告」による自己点検・評価に加え、「授業評価アンケート」及び「リフレクションカード」を用いた教育活動の評価・改善を継続する。また、FD 研修をとおして、最新の知識や技術の修得に努め、資質向上につなげていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、SD 実施の方針のもと、大学職員として職務の遂行に必要な知識及び技能等の習得、並びにその能力及び資質の向上を目的として「西南女学院職員研修(SD)規程」を定め、SD を実施している。「西南女学院職員研修(SD)規程」の第3条には、監督者(学校、学部、学科、部、課、室及びこれに相当する部署の長をいう。)の責務として、職員個々の研修の必要性について計画的・組織的に判断しながら、研修計画の立案及び実施(職員の自発的参加を含む。)に努め、職員が研修を受ける機会を設けなければならないと定めている。また、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」では、事務部長及び課長の役割として、人材育成のため、職員を研修に参加させること、また自ら研修に参加することを定めており、積極的かつ組織的にSDに取組み、能力の開発と向上に努めている。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】【資料 4-3-4】

法人全体の取組みとして、昭和38(1963)年度から職員研修懇談会を毎年度開催している(令和2(2020)年度はコロナ禍のため未開催)。開催にあたっては、各所属が選出した委員が企画立案運営を行っている。【資料 4-3-5】

平成27(2015)年7月、北九州地区の私立4大学、2短期大学による「北九州私立大学・短期大学連携事業」の協定を締結した。当該事業の取組みの一つとして、共同SD活動を毎年開催している(令和2(2020)年度以降は、コロナ禍のため未開催)。【資料 4-3-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の諸活動に関する方針
SD(Staff Development)実施の方針

【資料4-3-2】西南女学院職員研修(SD)規程

【資料4-3-3】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則

【資料4-3-4】SD実施状況一覧

【資料4-3-5】職員研修懇談会に関する資料

①西南女学院職員研修懇談会規程・西南女学院職員研修委員会規程

②西南女学院職員研修委員会議事録

③職員研修懇談会報告書

【資料4-3-6】北九州私立大学・短期大学連携事業協定書

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も SD 実施の方針のもと、「西南女学院職員研修(SD)規程」に基づき、SD を行っていく。また、所属等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、学内における階層別研修及び業務別研修等を体系的に整備し、推進していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任の教授、准教授及び講師に個人研究室、助教及び助手に助教（助手）共同研究室を貸与している。各研究室には、机、椅子、書架、空調、水道、パソコン及びインターネット環境等を整備している。学内には、専門的な機材等を配置した実習室、実験室等のほか、データベースが利用できる図書館を設置している。また、専任の教授、准教授及び講師は、学長に届け出て許可を得ることにより、業務の遂行に支障をきたさない範囲で「学外研修日」を1週あたり1日取得できる。学会活動及び研究活動にともなう出張についても、学長の許可を得て行うことができるなど、研究環境を十分に整備している。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】

また、保健福祉学に関する研究を推進し、科学と地域社会に貢献することを目的とした「保健福祉学部附属保健福祉学研究所」を設置している。研究・調査の実施のほか、研究費の助成及び研究会・講演会・公開講座等の開催などを行っている。研究所には、現在 36 人の研究員が所属しており、「健康・環境研究部門」「栄養研究部門」「心身機能研究部門」の 3 部門体制で研究を行っている。【資料 4-4-3】

研究成果については、「西南女学院大学研究紀要」「保健福祉学部附属保健福祉学研究所報告書」の発行及び学術機関リポジトリを通じて、広く公表している。【資料 4-4-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-4-1】 大学専任教育職員の服務に関する申合せ

【資料4-4-2】 大学専任助手の服務に関する申合せ

【資料4-4-3】 西南女学院大学「保健福祉学部附属保健福祉学研究所規則」

【資料4-4-4】 本学ウェブサイト「図書館データベースポータル」

<https://www.seinan-jo.ac.jp/library/index.html>

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究を適正に実施するため、「研究取扱規則」及び「研究不正防止に関する取扱指針」を定め、「倫理審査委員会規程」及び「動物実験委員会規程」にのっとり、研究及び実験の審査を実施している。「研究取扱規則」及び「倫理審査委員会規程」については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の令和3(2021)年6月30日の施行にともない、倫理審査申請に係る書類も含め大幅な見直しを行い、令和4(2022)年4月から運用を開始した。また、公的研究費の不正使用を防止するため、「公的研究費の適正な取扱いに関する規程」「科学研究費補助金事務取扱規程」「公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範」「公的研究費の内部監査内規」を定めている。不正防止計画推進部署である会計課は、「公的研究費運営・管理体制」を整え、公的研究不正を発生させる要因を把握し不正の発生を防止するため、「不正防止対策の基本方針と不正防止計画」を定め、毎年見直しを行っている。【資料4-4-5】【資料4-4-6】【資料4-4-7】【資料4-4-8】

これらの規則及び規程等を実効的なものとするため、「人を対象とする研究に関する倫理審査申請の手続き」「研究活動をする学生・教職員のみなさまへ」（リーフレット）、「公的研究費の不正使用及び研究不正行為防止ハンドブック」「研究費に関する取扱いマニュアル」及び「啓発活動ポスター」を作成・配付して、適正に運用している。

さらに、研究倫理の確立のため、研究倫理講習会及びコンプライアンス教育を毎年実施している。全専任教員（助手を含む）及び担当課の職員の出席を義務付けており、欠席した場合は、録画した講習会等を視聴させるなど、受講を徹底している。学生に対しても、初年次セミナーにおいて研究倫理教育を行うとともに、「研究活動をする学生・教職員のみなさまへ」（リーフレット）を配付し、研究倫理意識の向上を図っている。

研究倫理の確立に関する取組みは、学内情報ポータルサイト及び本学ウェブサイト公表し、学内外に周知している。【資料4-4-9】【資料4-4-10】【資料4-4-11】【資料4-4-12】
【資料4-4-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-4-5】 研究取扱規則

【資料4-4-6】 倫理審査委員会規程

【資料4-4-7】 動物実験委員会規程

【資料4-4-8】 不正防止対策の基本方針と不正防止計画

【資料4-4-9】 本学ウェブサイト「研究倫理」

<https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/rinri/>

【資料4-4-10】 研究活動をする学生・教職員のみなさまへ

【資料4-4-11】 研究費に関する取扱いマニュアル（研究費一覧）

【資料4-4-12】 令和4(2022)年度研究倫理講習会資料

【資料4-4-13】 令和4(2022)年度コンプライアンス教育資料

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源として、専任の教員及び助手に個人研究費を支給している。個人研究費は、当該研究を遂行するために直接必要な経費（研究に必要な図書、備品、学会参加費及び研究調査等の旅費等）に充てることができる。さらに、公的研究費採択への研究支援を目的とした「共同研究費」、保健福祉学に関する研究を推進し科学と地域社会に貢献することを目的とした「保健福祉学部附属保健福祉学研究所共同研究費」に応募が可能であり、採択されれば、個人研究費とは別に助成を行っている。

会計課は、研究活動のための外部資金について情報収集を行い、得られた情報は、学内情報ポータルサイトに掲出し周知している。また、助成金の対象や内容によっては学科や教員に対して個別に案内している。過去5年間の科学研究費補助金（文部科学省・厚生労働省）の採択状況は表4-4-3-1、受託研究費受入状況は表4-4-3-2、共同研究費(学内)・保健福祉学研究所研究助成金の状況は表4-4-3-3、共同研究費の状況（学外）は表4-4-3-4のとおりである。【資料4-4-14】

なお、これら研究費については、適正な支出を促すため、「研究費に関する取扱いマニュアル」を学内情報ポータルサイトに掲出し周知を図っている。

物的支援については、4-4-①に述べたとおりである。人的支援については、保健福祉学部附属保健福祉学研究所において、所長（保健福祉学部長）、副所長及び研究所運営委員（保健福祉学部各学科及び助産別科から各々2人）で組織する研究所運営委員会が研究活動の企画や方法について研究員に助言を行っている。また、「外部資金導入促進プロジェクト」による外部資金獲得に向けた研修会の実施、科学研究費の採択実績を持つ学内の研究者による助言制度といった外部資金獲得のための支援を積極的に行っている。さらに、倫理審査委員会では、倫理審査申請前に申請者から事前相談を受ける等の取組みを行っている。

【資料4-4-15】

表 4-4-3-1 科学研究費補助金（文部科学省・厚生労働省）の採択状況（大学・短期大学部）

（単位：円）

年 度	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)
申請件数	19	16	15	6	9
採択件数	1	1	3	4	0
金 額	10,300,000	2,300,000	2,860,000	6,500,000	0

表 4-4-3-2 受託研究費受入状況（大学・短期大学部）

（単位：円）

年 度	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)
件 数	0	1	1	2	2
金 額	0	550,000	550,000	1,140,000	1,430,000

表 4-4-3-3 共同研究費(学内)・保健福祉学研究所研究助成金 (大学・短期大学部)

(単位：円)

年 度		平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)
共同研究費	件数	9	7	4	3	1
	金額	10,798,000	9,222,000	4,369,000	2,938,380	1,360,000
保健福祉学 研究所研究 助成金	件数	5	5	5	2	2
	金額	1,176,440	1,214,000	1,416,284	333,500	450,000

表 4-4-3-4 共同研究費の状況 (学外)

(単位：円)

年 度		平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)	令和 3(2021)	令和 4(2022)
共同研究費	件数	0	0	1	2	1
	金額	0	0	0	40,000	100,000

【エビデンス集・資料編】

【資料4-4-14】 大学共同研究費取扱規程

【資料4-4-15】 外部資金導入促進プロジェクトに関する資料

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 4(2022)年 3 月に策定した「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画『要』Transformation (2022-2026)」のもと、教職員による研究活動がさらに活性化するよう、支援を強化していく。具体的には、「外部資金導入促進プロジェクト計画」による外部資金獲得に向けた研修会の実施、科学研究費を申請する研究者に学内の採択実績を持つ研究者による助言制度を活用していくことで、外部資金獲得のための支援を積極的に行っていく。また、研究倫理の確立のため、研究倫理講習会及びコンプライアンス教育を継続し、規則及び規程等は、適宜見直しを行う。

【基準4の自己評価】

学長は、「大学評議会」をはじめ、「点検評価改善会議」「教学マネジメント会議」等、自ら議長となり大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮できる体制を整備している。教授会（別科会）は学長の諮問機関として位置付け、審議すべき教育に関する重要事項を学長があらかじめ定めて周知している。令和4(2022)年4月、教学マネジメントに関する事項を担当する副学長を置き、教学マネジメントにおける学長補佐体制を強化した。事務職員は、学内の会議及び委員会等に参画し、教職協働の運営体制により教学マネジメントが円滑に機能するようにしている。

教員の確保と配置については、大学設置基準及び関係法令等に沿って専任教員及び助手を配置し、教育目的及び教育課程に沿った教育活動が適切に行えるよう実施している。採用及び昇任は、教員及び助手選考規則等に基づき適切に行っている。教員の職能開発等については、点検評価改善会議FD部門が中心となり、組織的に活動している。教員は、「教育研究活動報告」による自己点検・評価に加え、「授業評価アンケート」及び「リフレクションカード」を用いて教育活動を評価し、改善を行っている。大学全体のFD研修会を年3回、各学科のFD研修会を年2～3回実施し、教育内容や手法等の改善、工夫、開発の情報共有を行っている。

職員の研修は、「西南女学院職員研修(SD)規程」「西南女学院職員研修懇談会規程」を定め、SD研修を行っている。教職員に対して定期的に学内で研修を行い、学外への研修にも適宜参加させ、大学職員として職務の遂行に必要な知識及び技能等の習得、並びにその能力及び資質の向上に努めている。

研究支援については、専任の教授、准教授及び講師に個人研究室、助教及び助手に助教(助手)共同研究室を貸与し個人研究費を支給するなど、研究環境を整備している。また、学外からの研究資金獲得のための情報提供、研究所運営委員会や「外部資金導入促進プロジェクト」による研修会の実施及び助言制度、倫理審査委員による倫理審査申請前の事前相談など人的支援を行っている。研究倫理の確立のため、「研究取扱規則」等の研究に関する規則及び規程等を整備し、厳正に運用している。

以上のことから、「基準4 教員・職員」を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人西南女学院寄附行為」第3条に「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教に基づく女子教育を行うことにより、個性豊かな人間を育成することを目的とする。」と規定している。また、「学校法人西南女学院就業規則」前言に、「全職員は寄附行為並びに本規則の精神と諸規程を認めて、キリスト教に基づく教育事業達成のために誠意をもって協力し、この規則を遵守」すること、さらに「学院もまた同じ精神に基づいて誠意をもって協力すること」を表明している。本学院の規則等の遵守を自浄作用の観点から担保していくために「学校法人西南女学院公益通報に関する規程」を制定している。この規程は、「法令若しくは学院規則等に違反する行為又は違反する恐れがある行為が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見と是正を図るために必要な体制を整備し、もって本学院の健全な発展に資すること」を目的としている。【資料5-1-1】【資料5-1-2】【資料5-1-3】

法人運営・教育研究活動等について透明性の確保及びステークホルダーへの説明責任を果たすため、学校法人に関する情報、教育研究に関する情報などを主体的に公表している。

【資料5-1-4】

【エビデンス・資料】

【資料5-1-1】学校法人西南女学院寄附行為

【資料5-1-2】学校法人西南女学院就業規則

【資料5-1-3】学校法人西南女学院公益通報に関する規程

【資料5-1-4】本学ウェブサイト 学校法人に関する情報

<https://www.seinan-jo.ac.jp/houjin/information/>

本学ウェブサイト 教育研究に関する情報の公表

https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学院全体に及ぶ健全な組織運営と組織倫理を基礎に、本学院の使命・目的の実現と教育活動の永続的な運営を維持する経営基盤の強化を図るため「学校法人西南女学院 中期計画 2022-2026」を定め、①法人設置各校の教育の質保証、②経営基盤の安定を図ること、③少子化、学校数の増加等を要因とした学校間競争を耐え抜くための西南女学院の魅力の積極的発信に努めることの3つをミッションに掲げている。【資料5-1-5】

本学にあつては、大学教育の質保証を担保するために、「西南女学院大学学則」第1条に教育基本法及び学校教育法にのっとり、教育を行うことを規定するとともに、第1条の2に教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検及び評価を行い、その結果を本学の目標及び計画に反映させ、不断の改善に努めることを規定している。また、本学は併設短期大学部と組織が一元化されており、学内においては短期大学を1学部の取扱いとすることによって運営していることも踏まえ、1組織としての大学及び併設短期大学部の適切な業務運営のために「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」を制定し、組織や執行体制について規定している。【資料5-1-6】【資料5-1-7】

本学では、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画(2022-2026)」を策定している。①建学の精神、教育理念、使命・目的、②教育の質保証、③ガバナンス機能の強化、④教学マネジメント、⑤学生支援、⑥財政基盤の安定、⑦安心安全な教育環境の確保、⑧教授方法の開発支援、⑨研究活動の支援、⑩社会との連携の強化、⑪事務組織の改編、以上11項目に分けて取り組んでいく。また、令和4(2022)年度 of 取組みを振り返り、令和5(2023)年度に向けて「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画(2022-2026)」を見直していく。【資料5-1-8】

【エビデンス・資料】

【資料5-1-5】学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026) Mission 「要」

【資料5-1-6】西南女学院大学学則 (第1条、第1条の2)

【資料5-1-7】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則

【資料5-1-8】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」
Transformation(2022-2026)

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関しては、省エネルギー対策として、教職員、学生、来校者に対しクールビズの実施や節電を促す掲示を行うことで励行している。電力使用については、デマンド監視装置による使用量の監視を行い、エネルギーの適正な使用に努めている。学内照明のLED化工事は、令和元(2019)年度から開始し、令和4(2022)年度までに図書館を含む11棟の校舎で施工済みである。施行率は、延べ面積を基準にして93.8%である。また、LED化により67.3%の電力量の削減を見込んでいる。

人権については、就業規則前言に、理事者も職員もすべて神による同労者であつて、互いにまた学生に対して上下の感をもたず人を人として尊重し、その人格を認めることを示している。学院としての「ハラスメントの防止等に関する規則」及び本学としての「大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程」等が体系的に整えられ、人権、人格又は尊厳を侵害する言動、指導、待遇を行わないように規定し、研修会を開催している。新任教職員を対象とした人権教育は、専門講師による講演を4月から5月にかけて行っている。【資料5-1-9】

学生、教職員の安全については、学院の定める「西南女学院防災管理規程」に基づき本学としての「西南女学院大学消防計画」を定めている。主として発生を予見すべき自然災害への対応としては、「防災ガイド2022」を作成して学生と教職員へ配付し、「キャンパ

スライフ 学生生活ガイドブック」には避難経路を併せて掲載するなどの対処をしている。

【資料5-1-10】【資料5-1-11】【資料5-1-12】【資料5-1-13】

耐震補強改修工事については、2013年度から段階的に実施し、令和3(2021)年度をもって予定の工事はすべて終了した。

【エビデンス・資料】

【資料5-1-9】 ハラスメントについて定めた規程等一式

- ①ハラスメントの防止等に関する規則
- ②ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針
(ハラスメントの防止等に関する規則第5条関係)
- ③大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程
- ④大学キャンパス・ハラスメント調査委員会規程
- ⑤大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程
- ⑥大学キャンパス・ハラスメント相談員規程
- ⑦大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン

【資料5-1-10】 西南女学院防災管理規程

【資料5-1-11】 キャンパスライフ2023 (学生生活ガイドブック) p.71-84

【資料5-1-12】 防災ガイド2022

【資料5-1-13】 自衛防災訓練結果報告書

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本法人は、「学校法人西南女学院寄附行為」及び学内諸規則等に基づき関連法規を遵守し、経営の規律と誠実性を維持している。今後も法令の制定・改正等の動向を注視し、適切に運営を行っていく。

使命・目的の達成に向けた「西南女学院 中期計画 (2022-2026) Mission 「要」」を策定し、展開している。Missionの達成のための計画の実現に向け、全教職員が一体となって取り組み、地域社会に信頼され得る高等教育機関を目指す。

環境保全、人権、安全への配慮については、老朽化に伴う改修、LED化、バリアフリー化等をさらに進め、快適な環境形成を目指す。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

私立学校法に基づき、「学校法人西南女学院寄附行為」第17条に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定し、最終的な意思決定機関としての権限を明示している。【資料5-2-1】

また、寄附行為第18条により、理事長及び理事長を補佐する職務にある常任理事をもって組織する常任理事会を置き、「学校法人西南女学院常任理事会規程」にのっとり、(1)理事会の決議によって委任を受けた法人業務に関する事項、(2)非常事態発生の場合の緊急対策に関する事項、(3)理事長の諮問事項の3種を掌ることで、戦略的意思決定を支援する体制を整備し、充実強化している。加えて、常任理事会及び理事会の構成員である院長（理事長の委嘱により法人設置各校を統督し、各学校長に指導及び助言を行うとともに、学院内部の事務を総轄する職）の諮問に応じ本学院の管理運営に関して審議を行う「運営協議会」が設置されている。【資料5-2-2】【資料5-2-3】【資料5-2-4】

理事会は、建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有した理事で構成されており、寄附行為第6条及び第7条に人数と選任区分を規定している。また、学院内の所属の長、評議員、外部の学識経験者など学内外の様々な観点から協議・決定できる体制となっている。【資料5-2-5】

理事会は、寄附行為第17条に基づき、適切に開催・運営し、「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」第2条に規定する役員及び評議員並びに理事長の選任、予算（補正予算含む）及び事業計画並びに決算及び事業の実績に関する事項をはじめとする学院の業務について審議、決定している。【資料5-2-6】

理事会は、寄附行為第17条第10項に基づき、開催・議決しており、理事が欠席する場合は、「書面議決書」により理事会に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示し、委任することができる。なお、令和4(2022)年度理事会は、新型コロナウイルス感染防止対策をとりながら、全6回を対面で開催した。委任出席を除く理事の出席率は、第1回100%、第2回100%、第3回85.7%、第4回100%、第5回100%、第6回100%であった。【資料5-2-7】【資料5-2-8】

【エビデンス・資料】

【資料5-2-1】 学校法人西南女学院寄附行為

【資料5-2-2】 学校法人西南女学院常任理事会規程

【資料5-2-3】 学校法人西南女学院院長規則

【資料5-2-4】 西南女学院本部規程

【資料5-2-5】 理事、監事、評議員などの名簿（内部・外部）

【資料5-2-6】 理事会・評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況、議事）

【資料5-2-7】 学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則

【資料5-2-8】 書面議決書（様式）

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

学校法人を取り巻く環境に対応するため、理事会、常任理事会及び評議員会の役割は、法人全般にわたる重要案件等を審議するなど戦略的意思決定が極めて重要であることから、適宜理事会の開催を検討するなど、機能を強化し機動的に対応していく。

また、今後は、令和7(2025)年4月1日施行の改正私立学校法にのっとり法人の運営体制を準備していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は常任理事として、常任理事会及び理事会並びに評議員会に出席し、大学及び短期大学部に関する議題審議等において法人との意思決定の円滑化に寄与している。

本学院では、理事会への報告・承認が必要な案件について、院長の諮問に応じ本学院の管理運営に関して審議を行う「運営協議会」を置いている。この会議には、理事長、院長をはじめ本学院内の所属長などの職責理事及び法人本部役職者が出席しており、経営と教学の両面から連絡調整を行う体制を整え、意思決定の円滑化やガバナンスの機能性を担保している。また、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部ガバナンス・コード」を制定し、組織が透明性を保ち、誠実かつ適切なガバナンスを確保していることを外部に公表している。【資料5-3-1】

理事長は、理事の互選により選任され、建学の精神及びこれを受けた明確な教育目的のもと、法人の運営に努め、法人を代表して法人の業務を総理し、理事会を招集し、その議長となり、法人及び設置する各学校の業務を決している。また、理事長を補佐する体制として、寄附行為の規定による常任理事会を置き、その構成員である各部門の長は、設置学校の管理運営に関する業務のうち、理事会決定業務を除いた、教育・研究に関する業務の設置学校長への委任事項を含む「学校法人西南女学院常任理事会規程」等により、理事長のリーダーシップのもと、戦略的意思決定ができる体制を整備し、機能的に運営されている。【資料5-3-2】

学内の各委員会には、関連する事務を取り扱う事務課の職員が構成員あるいは陪席者として出席している。教職員間での様々な角度からの意見交換を通して、教学面、管理運営面からの幅広い意見や提案を委員会として吸い上げ、上位の審議機関である教授会あるいは大学評議会につなげ、大学運営のための施策に反映している。また、法人に対する直接の意見等は、大学及び短期大学部の役職者のほか職員互選による大学及び短期大学部の教育職員から各2人、学院全事務職員から2人が評議員会に出席して意見を述べるができる。

【エビデンス・資料】

【資料5-3-1】 西南女学院本部規程

【資料5-3-2】 学校法人西南女学院寄附行為

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会には、大学から学長と学部長が理事として出席することによって経営に関与できる仕組みをとっている。諮問機関である評議員会については、理事、入試部長、教務部長及び教育職員から選出の2人が評議員として出席する。これらによって、学院が意思決定を行う際には大学の意向が適切に反映されるようになっている。状況を報告・説明するとともに、法人の業務について説明を受けて意見を述べるなど法人と大学間のコミュニケーションは円滑に行われ、さらに相互チェックをする体制を整備している。【資料5-3-3】【資料5-3-4】【資料5-3-5】【資料5-3-6】

監事は、「学校法人西南女学院寄附行為」第6条第1項第2号及び第8条の規定により適切に選考しており、全ての理事会及び評議員会に出席し、決算及び事業の実績について監査報告を行うとともに、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べている。【資料5-3-7】

評議員会は、寄附行為第21条に基づき理事長が招集し、理事長は、寄附行為第23条に規定する予算、借入金、事業計画をはじめとする法人の業務に関する重要事項について諮問している。評議員の選任については、寄附行為第25条の規定に基づき、理事定数の2倍を超える評議員を適切に選任している。なお、現在、理事は14人（定数16人）、監事2人、評議員は32人（定数36人）である。これは、一部役職者の兼務によるもので、理事は寄附行為第7条第2項に、評議員は寄附行為第25条第4項にそれぞれを減じる規定を設けている。令和4(2022)年度評議員会は、新型コロナウイルス感染防止対策をとりながら、全3回を対面で開催した。委任出席を除く評議員の出席率は、第1回81.3%、第2回75.0%、第3回96.9%であった。

理事長は、私立学校法第46条及び寄附行為第36条第2項に基づき、決算及び事業の実績について毎会計年度終了後2月以内に理事会の議決を経た後、評議員会に報告し意見を求めている。

【エビデンス・資料】

【資料5-3-3】理事、監事、評議員などの名簿（内部・外部）

【資料5-3-4】理事会・評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況、議事）

【資料5-3-5】理事会議事録

【資料5-3-6】評議員会議事録

【資料5-3-7】監事の監査報告書

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学は、理事長、学長のリーダーシップのもとに適切な連携が保たれているが、今後さらに加速する少子化をはじめ、私立学校を取り巻く様々な課題に対応するために、策定している中期計画に沿いつつも検証を加えながら、さらに円滑な意思の疎通を行い、実行に努める。

また、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会については、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、その権限分配を整理する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学院では、「学校法人西南女学院寄附行為」に基づき、理事会が決定した「予算基本方針」をもとに予算を編成している。「予算基本方針」において示された次年度入学者数等によって収入を積算し、教育計画・事業計画を立案している。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】

適正な財務運営を踏まえた「学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026)」を策定し、中期計画における財務シミュレーションに沿って、それぞれの時代にふさわしい教育研究活動を支える安定した事業の運営を行っている。【資料 5-4-3】

私立学校を取り巻く環境が著しく変化するなか、将来に向けての財務基盤の安定と、教育の質向上を図るため、収入の増強策及び経費削減等のために「予算基本方針」と大学・短期大学部における中期計画を連動・対比させながら、業務効率化及び改善を進めている。

【資料 5-4-4】

特に、学院全体として収支の均衡が取れていないことを重く受け止め、経常費収入に占める固定費割合の低下に努めること、非常勤講師の人数・時間数を抑制し、専兼比率を引き上げること、また職員人件費は在籍学生数（見込み）を基に按分し、大学又は短期大学部に割り当てることが方策としてあげられる。過去 5 年間の推移をみると表 5-4-1 のとおりである。

表 5-4-1 過去 5 年間の非常勤講師数、時間数、専兼比率の推移（大学）

	平成 30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度
専任教員数（人）	99	96	98	91	94
非常勤講師数（人）	81	85	85	76	68
時間数（時間）	5702	5536	5566	5224	4755
専兼比率（%）	55.0	53.0	53.6	54.5	58.0

【エビデンス集・資料編】

【資料5-4-1】学校法人西南女学院寄附行為

【資料5-4-2】令和5(2023)年度予算基本方針

【資料5-4-3】学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026) Mission 「要」

【資料5-4-4】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」
Transformation(2022-2026)

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学院の主な収入は、学生生徒納付金で経常収入の70%程度を占めている。さらに20.9%程度の補助金、1.7%程度の寄附金等を加える形で経常収入を構成している。令和4(2022)年度決算においては、経営状況を判断する基礎となる基本金組入前当年度収支差額は約4億3,674万円の支出超過となった。

なお、過去5年間の推移は、表5-4-2のとおりである。

表 5-4-2 基本金組入前当年度収支差額の推移（大学）

(単位：千円)

	平成 30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度
大 学	142,487	150,418	129,263	160,933	△165,054
法 人	9,543	31,930	△53,747	12,241	△436,738

法人全体としては、学生数の減少にともない短期大学部、高等学校、中学校、幼稚園の翌年度繰越収支差額の支出超過が続いている。収支バランスの改善を要する点はあるが、運用資産余裕比率、純資産構成比率及び積立率は高く安定した財務基盤を確保しており、運用資産は「西南女学院資産運用規程」に基づき、安全・確実に運用している。【資料 5-4-5】

なお、過去5年間の推移は、表5-4-3及び表5-4-4のとおりである。

表 5-4-3 過去5年間の在籍者数、入学者数、充足率の推移（大学）

	平成 30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度
在籍者数（人）	1508	1449	1455	1405	1285
収容定員充足率（%）	96.7%	92.9%	93.3%	90.0%	82.4%
入学者数（人）	392	333	382	318	263
入学定員（人）	390	390	390	390	390
入学定員充足率（%）	100.5%	85.4%	97.9%	81.5%	67.4%

表 5-4-4 運用資産余裕比率、純資産構成比率、積立率の推移（全体）

(単位：%)

	平成 30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度
運用資産余裕比率	184.5	195.5	184.8	191.4	173.1
純資産構成比率	88.0	87.7	87.8	88.5	88.1
積立率	97.1	96.2	93.8	91.5	84.3

学生生徒納付金以外の収入においては、外部資金の獲得を目指し、毎年度「外部資金導入促進プロジェクト」による「科研費研修会」等を実施している。研修会では、過去に採択された教員を講師として外部資金獲得のための申請書作成方法や研究リテラシー等のア

ドバイスを受けるなど若手研究者のための科研費を中心とした研究費獲得支援を行っている。また、北九州市や国内助成団体の研究募集案内を随時、学内情報ポータルサイトへの掲示や書面の回覧を行うことで情報共有のための環境を整えている。

全学的な取組みである「外部資金導入促進プロジェクト」における研修は、コロナ禍においてもオンラインや掲示等で開催し、外部資金獲得に向けて研究支援体制の強化を進めている。

なお、科学研究費補助金・外部資金獲得状況については、表 5-4-5、表 5-4-6 のとおりである。

表 5-4-5 科学研究費補助金（文部科学省・厚生労働省）の採択状況

	平成 30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度
申請件数 (件)	19	16	15	6	9
採択件数 (件)	1	1	3	4	0
金額 (円)	10,300,000	2,300,000	2,860,000	6,500,000	0

表 5-4-6 受託研究費・共同研究費・市助成金受入状況（大学・短期大学部）

	令和元(2019)年度		令和 2(2020)年度		令和 3(2021)年度		令和 4(2022)年度	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
受託研究費	1	550,000	1	550,000	2	1,140,000	2	1,430,000
共同研究費	0	0	0	0	1	40,000	1	60,000
市助成金費	0	0	0	0	0	0	2	240,000
合計金額	550,000		550,000		1,180,000		1,730,000	

【エビデンス集・資料編】

【資料5-4-5】西南女学院資産運用規程

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生・生徒・園児数の減少のなか、中期計画に沿って教育研究活動の充実を図り、かつ長期的にわたり安定した財政基盤の確立を図るためには、入学者の確保が最重要課題であり、あらゆる収入の方策を検討する必要がある。外部資金獲得もその一つであり、補助金のほか、特に寄付金については同窓会及び後援会に対する働きかけを強化するとともに、寄付しやすい環境を整え、これまで以上に積極的な活動を展開し、収入増を図っていく。支出面に関しては、老朽化した校舎改築など多額の費用を要するが、計画的に設備の改修を行うことにより校舎の維持保存を図り経費削減を行う。

今後とも教育研究活動の充実を図りながら、中長期計画に沿って収支バランスの確保に向け、長期的に安定的な財務運営がされるよう、より一層の財政基盤の強化に取り組んでいく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準や本学の経理に関する規程等にのっとり、適正な会計処理を実施している。会計処理を行ううえで取扱いに疑義が生じた場合には、公認会計士から適宜指導を受けて適切に業務を遂行している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

本学院の予算単位は本部、大学、短期大学部、高等学校、中学校及び幼稚園の 6 部門で構成しており、すべて法人本部にて統括している。毎月末、会計諸帳簿を整理し、これに基づいて、試算表及び資金収支計算書を作成し、理事長に報告している。

予算については、理事会において「予算基本方針」が決定された後に予算編成を行っている。事務局長は、「予算基本方針」に基づき、予算単位ごとに費用対効果を十分に検討し、恒常的に発生する通常経費と特別経費を区別し、教育研究活動の内容・目的を明確にして予算原案を策定している。理事長は予算原案に基づき予算案を作成し、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の議決を経て予算を決定している。さらに、毎年度 5 月 1 日現在の入学者数をもとに補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】

決算については、毎会計年度終了後 2 か月以内に各予算単位をもとに法人全体の決算書を作成している。作成した計算書類は監事の監査の後、理事会の承認を経て評議員会に報告を行うとともに、その後に資産登記を行い、文部科学省等へ提出している。【資料 5-5-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 学校法人西南女学院経理規程

【資料 5-5-2】 調達規程

【資料 5-5-3】 令和 4(2022)年度第 3 回理事会議事録

【資料 5-5-4】 令和 4(2022)年度第 2 回評議員会議事録

【資料 5-5-5】 決算報告書（過去 5 年間）

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学院の会計監査については、公認会計士による監査及び監事による監査を行っている。公認会計士による監査は年間約 15 日で会計帳簿書類、証憑書類及び理事会の議事録等の確認、組織運営状況等内部統制の検証などについても監査を受けている（表 5-5-1）。さらに、監査の一環として、監査時には、学校法人全体の運営状況及び中期経営方針等について公認会計士、監事、理事長、院長、事務局長、総務課長及び経理課長を交えた意見交換会を行っており、法人の内部監査及び公的研究等の内部監査について報告している。また、監事は公認会計士から監査状況や決算報告及び説明を受け、計算書類につき検討を加える

など連携を図っている。

監事は、文部科学省主催学校法人監事研修会に参加し、資質向上に努めており、業務監査及び会計監査の重点項目を挙げた監査計画書を理事長に提出する等、監査業務を担っている。監事へのサポートは、法人本部が担っている。

監事は、法人の業務の監査及び法人の財務の状況を監査し、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べる機会を設けている。毎会計年度終了後、改めて監事監査を実施、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に報告している。【資料 5-5-6】【資料 5-5-7】

なお、研究活動における会計等に関しては、本学及び併設短期大学部に共通の内部規程等として「公的研究費の適正な取扱いに関する規程」「公的研究費の内部監査規程」「公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範」等を整備している。【資料 5-5-8】

表 5-5-1 公認会計士往査計画表

日 程	主な内容
令和 4(2022)年 8 月 29 日	理事長へのヒアリングと意見交換 辞令原簿、給与明細、職員録、市県民税、動態報告等
令和 4(2022)年 9 月 9 日	給与明細、職員録、市県民税・特別徴収税等
令和 4(2022)年 11 月 7 日	学納金明細、補助金
令和 4(2022)年 12 月 15 日	大学・短大図書（納品・請求書、支払いの確認）
令和 5(2023)年 1 月 6 日	事業計画にかかる工事等の現場確認等 内部監査及び監事との意見交換
令和 5(2023)年 2 月 7 日	工事関係資料等
令和 5(2023)年 3 月 14 日	諸会費、旅費交通費等の証憑、有価証券、園納金
令和 5(2023)年 3 月 31 日	定期預金関係、貯蔵品
令和 5(2023)年 4 月 13 日	財産明細表、入学金、学納金、未収入金他
令和 5(2023)年 4 月 14 日	大学・短大図書、機器備品（中高、幼稚園も含む）
令和 5(2023)年 4 月 26 日	消費税、資金収支計算書（前期末未払金支出と期末未払金）
令和 5(2023)年 5 月 2 日	退職金、退職給与引当金、施設型給付費
令和 5(2023)年 5 月 11 日	決算書、財産目録、補助金関係
令和 5(2023)年 5 月 16 日	監事との意見交換 前受金、減価償却明細表他

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-6】 令和 5(2023)年度第 1 回評議員会議事録

【資料 5-5-7】 監事の監査報告書

【資料 5-5-8】 公的研究費に関する資料

- ①公的研究費の適正な取扱いに関する規程
- ②公的研究費の内部監査規程
- ③公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

予算編成については、厳しい財務状況のもと収入の確保と経費の削減に努める。支出については費用対効果を検証し、教育研究活動や入学者の確保に有効であると考えられる予算については強化し、予算の効率的な配分を行う。あらゆる予算の見直し、経費の削減に努めて収支バランスを図る。

また、経理・会計担当者の会計知識の向上を図るとともに、公認会計士の指導や助言を受けながら、今後も適切な会計処理を常に心がけて業務を遂行する。

さらに、監事監査をより有効的なものにする方策として、公認会計士及び監事との情報交換の場を設け、法人の内部監査及び公的研究費の内部監査の状況を報告するなど監事をサポートする体制及び公認会計士との連携について一層の充実を図る。

【基準5の自己評価】

教育基本法、学校教育及び私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為及び学院諸規則に基づき、理事会（理事長）及び学長のリーダーシップのもと、適切な管理運営が行われるよう、収支バランスの安定化に向け、入学者の確保による学生生徒納付金の増加及び教育研究活動の充実を図りながら、より一層の財務基盤の強化に取り組んでいる。会計については、学校法人会計基準及び「学校法人西南女学院経理規程」等にのっとり、厳正に実施しているが、引き続き学校法人としての社会的使命を認識し、適正な会計処理に努めていく。

以上のことから、「基準5 経営・管理と財務」を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画『要』Transformation (2022-2026)」の中で、「教育の質保証」を重点項目として掲げており、継続的な自己点検・評価を通じて内部質保証の機能性を高めていくことを明示し、本学ウェブサイトで公表している。内部質保証のための組織としては、「点検評価改善会議」「教学マネジメント会議」が中心となり、大学及び学部等の点検・評価を推進しており、その結果をもとに改革・改善に努め、内部質保証を実現している。全学的な内部質保証は、学長の責任のもと、大学執行部と全ての教職員が連携・協力して推進する。学部・学科、その他組織の内部質保証は、当該構成員の責任に基づいて行い、推進することとしている。【資料 6-1-1】

令和 4(2022)年度には、教育・研究活動をはじめとした本学の様々な活動の更なる向上に向けて、「西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の諸活動に関する方針」(以下、「諸活動に関する方針」という。)の策定を行い、本学ウェブサイトで公表し、学内外へ周知している。内部質保証の組織体制及び手続き等に関しては、諸活動に関する方針内の「内部質保証の方針」に詳細を明示しており、本学の内部質保証の体制については、図 6-1-1 に示す「内部質保証体制図」を作成している。【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】

全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長を議長とする「点検評価改善会議」であり、点検評価改善会議に機能別・階層別に各部門を設けることで、全学の諸活動を網羅的に検証し、質的水準の向上とその質の保証に努めている。組織別の内部質保証に関しては、「点検評価改善会議規程」に基づき、点検評価改善会議の点検部門が実施しており、各種委員会及び事務組織等と連携しながら、組織別に内部質保証を担保している。各部門の点検の実務は、それぞれの関係部門の長が責任をもって行っている。教職員個人の自己点検・評価は、学部・学科・別科・各事務組織が確認し、必要に応じて助言及び指導を行っている。【資料 6-1-4】

教育に関する内部質保証については、点検評価改善会議と連携・協働する会議体として学長を議長とする「教学マネジメント会議」を組織している。教学マネジメント会議は、本学における教学マネジメント体制の円滑な運営、教学に関する全学的な内部質保証を一元的に行うための基本方針の策定等に必要な協議を担い、アセスメント・ポリシーに基づいた点検評価により教育の質保証に努めている。この点検評価に関するデータの分析・提供は、「教学 IR 推進室」により行われ、教学マネジメント会議や各組織の意思決定、改善計画等を支援している。【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】

このようにエビデンスに基づき大学の現状を把握し、改善に向けた施策が実施されるように、恒常的な PDCA サイクルの循環を促進し、内部質保証の改善・充実のための実施体制を組織整備し、責任体制を確立している。本学の教職員及び各組織は、本学の理念・目

的、教育目的及び各種方針の実現に向けて、諸活動について自己点検・評価を行い、その結果に基づいて恒常的・継続的に質的水準の向上とその質の保証に取り組んでいる。また、これらの取組み内容について学外に積極的に発信することで、社会に対する説明責任を果たすとともに、社会的信頼の向上を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料6-1-1】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部
中期計画 「要」 Transformation (2022-2026)

【資料6-1-2】西南女学院大学及び西南女学院短期大学部の諸活動に関する方針

【資料6-1-3】内部質保証の方針

【資料6-1-4】点検評価改善会議規程

【資料6-1-5】教学マネジメント会議規程

【資料6-1-6】アセスメント・ポリシー

【資料6-1-7】教学IR推進室内規

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証のための組織は、方針及び規程に基づき、適切に整備している。「内部質保証の方針」を定め全学に周知するとともに、各組織及び全学におけるPDCAサイクルを循環させている。今後も継続して内部質保証のための組織整備を推進し、責任体制を確立して、更なる質の充実に努めていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「西南女学院大学学則」第1条の2に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、大学の使命・目的の達成と教育研究水準の向上のために自主的に点検・評価を行うと明示している。さらに、前述した「諸活動に関する方針」「内部質保証に関する方針」を策定し、内部質保証のための自己点検・評価を行い、結果を公表している。【資料 6-2-1】

学長を議長とする「点検評価改善会議」は学部点検部門、学科点検部門、別科点検部門、事務点検部門、FD 部門及び実施部門の6つの部門で構成している。各部門の点検の実務は、それぞれの関係部門の長が責任をもって行っている。

本学の自己点検・評価は毎年実施し、教育研究及び管理運営における内部質保証の実現を図っている。教育に関する自己点検・評価については、「教学マネジメント会議」により管理され、アセスメント・ポリシーに基づいて「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の3段階で、学修成果等の測定・評価を実施している。

委員会別・課別業務評価及び教育研究活動報告の結果は、「点検評価改善報告書」として本学ウェブサイト上で学内外に公表し、広く周知するとともに、社会への説明責任を果たしている。「点検評価改善報告書」の結果は、学長及び大学執行部で共有され、その結果をも

とに、次年度の事業計画、学修・学生生活支援のあり方等の改善・向上に反映させている。

【資料 6-2-2】 【資料 6-2-3】

自己点検・評価活動によって明らかになった改善・向上のために必要な事項については、各種委員会や部署において具体策を検討し改善が図られている。課別・委員会別の各評価シートは、「P 計画欄」「D 実施欄」「C 評価欄」「A 改善欄」「次年度見通し（次年度における計画(P)の修正・変更・廃止の見通し）」に分けられた記述様式となっており、PDCA サイクルの意識を浸透させながら、改善・向上の取組みが進められている。

自己点検・評価における計画や改善の内容の一部は、本学の目標及び計画に反映されるとともに、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画『要』Transformation (2022-2026)」の検証及び今後の改善向上方策の策定にもいかされている。自己点検・評価の結果を有効に活用することによって、PDCA サイクルの仕組みの確立につなげている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料6-2-1】 西南女学院大学学則（第1条の2）

【資料6-2-2】 点検評価改善報告書 各様式（委員会別業務評価、課別業務評価、教育研究活動報告、事務職員自己点検評価）

【資料6-2-3】 本学ウェブサイト 「点検評価改善報告書」

<https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/tenken/>

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、平成 27(2015)年度に「教学 IR 推進室内規」を策定し、IR を活用した調査・データ収集と分析を行うための「教学 IR 推進室」を設置している。教学 IR 推進室は、教学マネジメントを推進し、教育の内部質保証に関わる組織として必要な業務を担っており、入学時のフレッシュャーズチャレンジ、在学中の授業評価アンケート、学生生活に関する実態調査、卒業後の卒業生アンケート、就職受け入れ先アンケートなど、学生の入学から卒業まで様々に収集される情報を取りまとめ、各組織の意思決定、改善計画等の支援のための情報提供を行っている。

令和 4(2022)年度に策定したアセスメント・ポリシーでは、「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の3段階で、学修成果等の測定・評価を行うが、その測定に活用するデータは教学 IR 推進室により管理・提供され、そのデータ種別は「アセスメントチェックリスト」として表している。教学 IR 推進室は各組織や学部学科の要望によりデータを提供・分析することに加え、収集するデータ自体の検討を行っており、令和 4(2022)年度は、学修行動調査 ALCS を試験的に導入・実施し、今後のアセスメントチェックへの活用につながるよう分析を開始した。

全学的に収集・分析する情報を整理し、三つのポリシーを踏まえた取組みの適切性にかかる点検・評価にも活用できる基盤を整えるために、令和 5(2023)年度から教務部で組織・活動してきた教学 IR 推進室に、入試部及び学生部を加えた新しい体制として機能するよう「教学 IR 推進室内規」の改正の手続きを行った。実際に情報を扱う部門が集結することで、情報の整理・分析を加速し、横断的な情報活用と即時的な情報提供を行うことのできる体制づくりを目指している。【資料 6-2-4】

【エビデンス集（資料編）】

【資料6-2-4】 教学IR推進室内規改正に関する資料

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

本学では、エビデンスに基づいた自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を本学ウェブサイトで公表し、教職員へ周知するとともに、社会への説明責任を果たしている。教学IR推進室は各学部・学科・事務部署と連携し、主に教学に関するデータ収集・分析等を行い、自己点検・評価及び教育の質の向上・改善につなげている。今後は、学内の組織体制及び連携をより発展させ、本学の教育及び諸活動の質の向上を教職協働により推進していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学での内部質保証は、図6-1-1の「内部質保証体制図」に示すとおり、「教学マネジメント会議」によるアセスメント・ポリシーに基づく学部・学科・別科の教育面での点検・評価と、「点検評価改善会議」による自己点検・評価様式に基づくその他委員会・事務組織、教職員個人の点検・評価で構成している。

教育の内部質保証の推進に向けては、アセスメント・ポリシーに基づいて「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の三つの段階においてアセスメントチェックを行うことで、PDCAサイクルの循環を実現している。これらの段階でそれぞれ三つのポリシーを起点にした点検・評価がなされることで、大学全体で連続性をもったアセスメントチェックとなるよう機能している。各段階のアセスメントチェックの実施については、教学マネジメント会議において統括している。「機関レベル」のアセスメントチェックは、教学マネジメント会議で実施し、「教育課程レベル」のアセスメントチェックは、教学マネジメント会議の指示のもと、教務委員会及び学部・学科・別科で、「科目レベル」のアセスメントチェックは、教務委員会及び科目担当教員によって実施している。

アセスメントチェックに使用するデータの種別は、各段階別に入学前・入学直後、在学中、卒業時・卒業後で整理され、「アセスメントチェックリスト」としてまとめており、教学IR推進室と連携しながら内部質保証を推進している。【資料6-3-1】

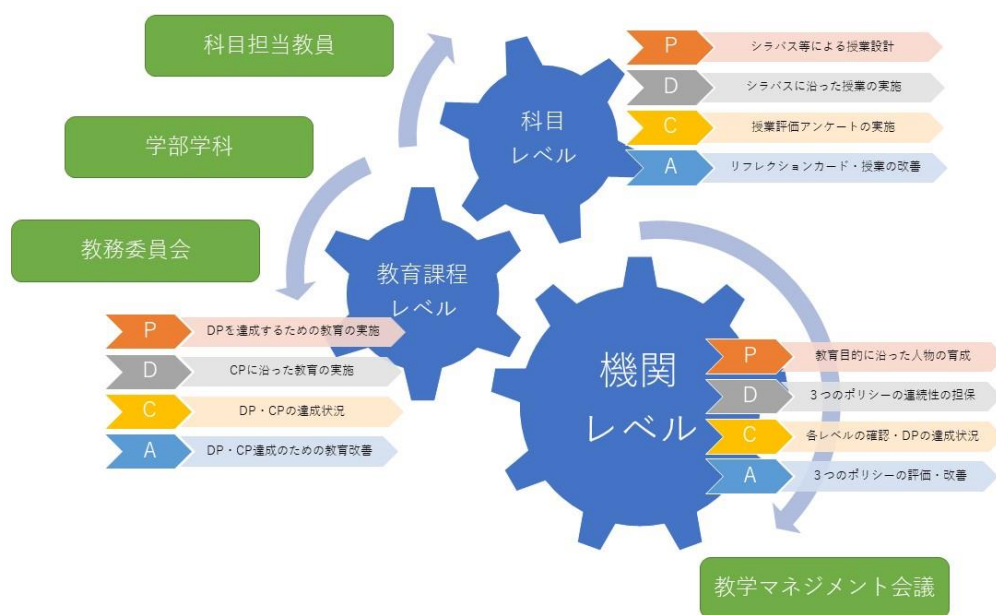


図 6-3-1 アセスメントチェックのイメージ図

教育面以外の内部質保証の推進に向けては、組織レベルでの点検評価である「委員会別業務評価」「課別業務評価」及び個人レベルでの点検評価である「教育研究活動報告」「事務職員自己点検評価」について、学内の指定様式に基づき、点検評価を進めている。各部門の点検の実務は、それぞれの関係部門の長が責任をもって行い、各部門から提出された様式については、必要に応じて記載内容の改善を求め修正を行った後に「点検評価改善報告書」として本学ウェブサイト公表している。完成した「点検評価改善報告書」は、次年度以降の改善向上方策の策定にいかされており、PDCAサイクルを確立している。

また、教育面での自己点検評価と組織別の自己点検評価に加えて、令和 4(2022)年度は認証評価機関 (JIHEE) の評価基準様式に基づく点検・評価を実施し、前年度の取組みについて、自己点検評価書を作成した。今後も定期的に認証評価機関の評価基準に基づいた点検・評価を並行して行うことで、本学の内部質保証のより一層の充実を図っていく。

作成した自己点検評価書の内容については、学外者からの意見聴取として、令和 4(2022)年度から地域懇談会の学外構成員に配付し、意見を求めている。地域連携室が主催する「地域懇談会」では、学外構成員である自治体、地域諸団体の代表者等、学外有識者 11 人と本学関係者による意見交換を年 1 回行っている。そこでは、学外の有識者の参画を得て、三つのポリシーを踏まえた本学の取組み全般の点検・評価についての意見交換も行っている。学外の方の意見を取り入れ、次年度の諸活動の参考にすることで、内部質保証の透明性・機能性の向上を目指している。

教育面及びその他諸活動に関する点検・評価の結果については、学部・学科・別科の定員管理計画、将来計画検討プロジェクトの検討、中期計画の策定等にかされ、次年度以降への改善へとつながる PDCA サイクルが循環している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料6-3-1】アセスメントチェックに関する資料

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のために、大学・各学部学科・教職員のレベルにおいて、PDCAサイクルが循環する仕組みを構築している。三つのポリシーを起点とした教育における内部質保証については、教学マネジメント会議による全学的なアセスメントチェック体制の構築に取り組んでおり、引き続き教育改善につながる体制の強化に努めていく。

三つのポリシーを起点とした教育における内部質保証については、令和3(2021)年度から開始した教育課程のアセスメントチェックを、全学的なアセスメントチェック体制につなげ、改善・向上を図っている。今後も継続したアセスメントチェックを実施しながら、その質を向上していく。

組織的な自己点検・評価活動である内部質保証を通して、適切にPDCAサイクルを循環させることで、本学の教育・学生支援の更なる向上を目指し、全学を挙げて取り組んでいく。

【基準6の自己評価】

本学は、内部質保証に関する全学的な方針を明示し、内部質保証体制図のとおり、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。学長を中心に点検評価改善会議、教学マネジメント会議、教学IR推進室を設置し、大学、学部・学科、教職員の各レベルでPDCAサイクルを循環させることで、自主的・自律的な自己点検・評価に取り組んでいる。

教育の内部質保証は、教学マネジメント会議を中心に、「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」のそれぞれの学修成果の評価に連続性を持たせ、全学的な教育改善につなげる体制を構築しており、教学IR推進室は、教学マネジメント会議の自己点検・評価の妥当性と客観性を高めるための役割を果たしている。

以上のことから、「基準6 内部質保証」を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域貢献

A-1-① 地域貢献に関する方針と地域連携室

A-1-② 地域貢献活動の具体的な取組み

A-1-③ 看護キャリア支援センターの取組み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域貢献に関する方針と地域連携室

ア 地域貢献に関する方針と活動の概況

本学は、学生への教育的効果の向上と本学に対する理解の促進を図ることを地域貢献活動の意義ととらえ、平成 28(2016)年 8 月に学長直轄の部局横断的組織として、「地域連携室」を開設した。大学及び短期大学部の中期計画「要」Transformation (2022-2026) の柱の一つに「社会との連携の強化」を掲げており、地域連携室をその推進のための中核組織に位置づけている。高度な研究能力を有する高等教育機関としての役割と地域の文化や歴史を発展・継承していく観点からの教育研究が、地域における本学が果たす重要な役割の一つと考えている。【資料 A-1-1】

本学が所在する北九州市とは、地域社会の発展と大学における教育研究の充実に寄与することを目的として、包括連携協定を締結している。

イ 地域連携室

地域連携室の目的は、本学における教育・研究と地域社会をつなぐ地域貢献活動拠点として、地域社会との連携を組織的に遂行することである。主な役割は、本学で取り込まれるさまざまな地域貢献活動について、学生教育に資するべく、円滑かつ計画的な実施及び質向上を図るための支援を行うことにある。【資料 A-1-2】

地域連携室には、室長以下 10 人（学内の教職員の兼務者 9 人、専属の職員 1 人）を配置し、学外有識者（自治体、地域諸団体等の代表者）11 人を学外構成員として委嘱している。【資料 A-1-3】

令和 4(2022)年度、地域連携室は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み対面で実施できていなかった「地域貢献活動交流会」及び「地域懇談会」の開催、「地域連携室の運営に関する要項」の見直しにともなう「地域連携室規程」の制定、商船三井テクノトレード株式会社及び株式会社 MOTENA-Sea との先進船舶活用企画である「MOTENA-Sea プロジェクト」の推進の 3 つの業務を重点項目としながら、地域貢献活動を推進するために必要な業務を行った。令和 4(2022)年度に地域連携室が関わった地域貢献活動は 12 件であった。【資料 A-1-4】

なお、本学が所在する北九州市とは、地域連携室がコーディネーターとなって、市及び

大学が相互の連携協力により地域社会の発展と大学における教育研究の充実に寄与することを目的に、平成 29(2017)年に包括連携協力に関する協定を締結した。地域課題解決、地域創生、観光・インバウンド、健康医療、子育て支援、SDGs 推進などの取組みへ学生・教職員が参加し、大学は学術成果の地域への還元を行っている。【資料 A-1-5】

地域連携室を中心とした地域貢献活動の実施体制は、図 A-1-1 のとおりである。

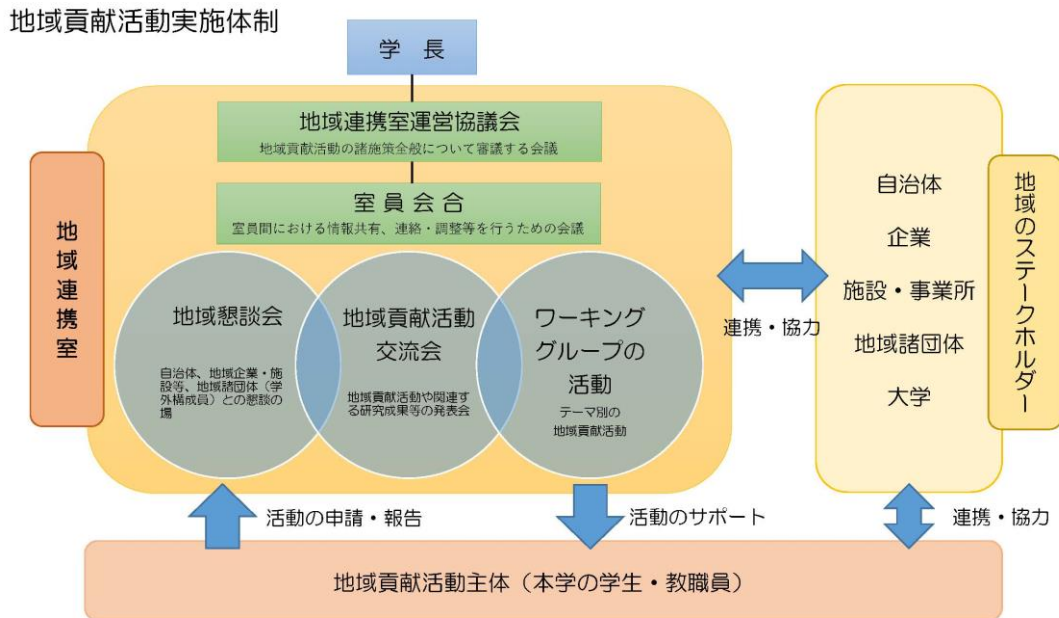


図 A-1-1 地域貢献活動実施体制図

ウ 地域連携室運営協議会

地域連携室の運営管理に必要な事項を審議するために、「地域連携室運営協議会」を置き、地域貢献活動計画、予算計画、教職員から提出された活動計画の企画内容、SDGs への取組み、安全管理、DP への対応等のチェックをはじめとして、地域貢献活動の諸施策全般についての審議を行っている。構成員は学長、室長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長及び事務部長となっている。【資料 A-1-6】

エ 地域懇談会

「地域懇談会」では、学外構成員である自治体、地域諸団体等の代表者など学外有識者 11 人と本学関係者による意見交換を行っている。本学の地域貢献活動について意見交換をするだけでなく、三つのポリシーを踏まえた本学の取組み全般の点検・評価について、学外の有識者の参画を得て意見交換をする場ともなっている。【資料 A-1-7】

オ 地域貢献活動交流会

「地域貢献活動交流会」は、地域貢献の活動内容の発表と活動者の相互交流の場である。地域貢献活動交流会は例年、ポスターセッション形式で参加者に活動内容を紹介する方式で行っている。新型コロナウイルス感染症の感染状況により、令和 4(2022)年度は 4 年ぶりの対面での交流会開催となった。12 グループの活動報告の発表が学生及び教職員から

行われ、活発な意見交換が行われた。【資料 A-1-8】

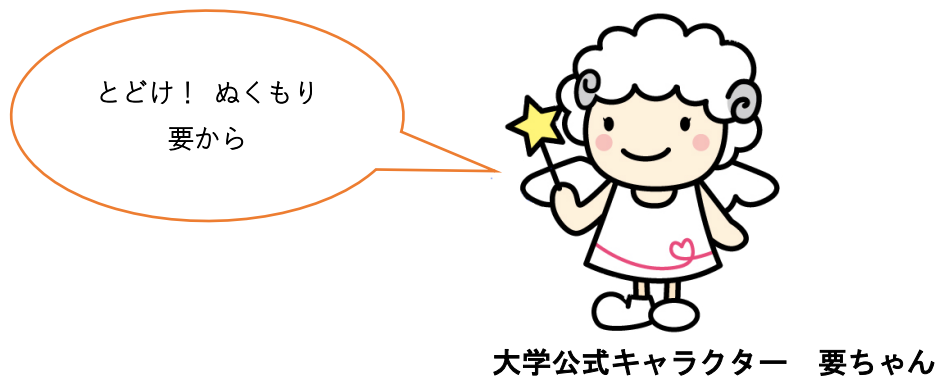
カ 地域連携室室員会合及びワーキンググループ

地域連携室の日常業務を担う地域連携室の室員は、月 1 回の室員会合を開催して、地域貢献活動に関しての情報共有を行うとともに、各種施策の実行部隊として実務に関する具体的な協議を行っている。

室員が自発的に地域貢献活動の計画を立案し、実施できるように、平成 29(2017)年から、「子ども・子育て」及び「女性活躍」の二つのワーキンググループを発足させ、活動を行っている。令和 4(2022)年度、「子ども・子育てワーキンググループ」は、「中高生のための絵本講座」を 2 回行った。「女性活躍ワーキンググループ」は、創立 100 周年記念式典会場において、卒業生の社会での活躍を紹介するための「卒業生パネル展」を開催した。【資料 A-1-9】

キ キャッチコピーとイメージキャラクター

地域連携室発足後、本学の地域貢献活動を広報するためにツールとして、地域貢献活動のキャッチコピーを作ることとなり、イメージキャラクターを加えて募集することとなった。多くの学生、教職員からの応募があり、平成 29(2017)年 8 月、本学の特色やメッセージ性の観点から、キャッチコピー「とどけ! ぬくもり 要 (かなめ) から」とキャラクター「要 (かなめ) ちゃん」が誕生した。要ちゃんは、平成 30(2018)年度には本学の公式キャラクターとなり、各種広報に活用されている。なお、要ちゃんのキャラクター考案者の一人は、当時人文学部英語学科の学生だったが、後に本学の事務職員として採用され、現在入試課に勤務している。



【エビデンス集】

【資料A-1-1】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation(2022-2026)

【資料A-1-2】地域連携室規程

【資料A-1-3】地域連携室構成員に関する資料

【資料A-1-4】西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部と商船三井テクノトレード株式会社、株式会社MOTENA-Seaとの包括連携協定書

【資料A-1-5】北九州市と西南女学院大学との包括連携協力に関する協定書

【資料A-1-6】 地域貢献活動計画申請書

【資料A-1-7】 地域懇談会に関する資料

【資料A-1-8】 地域貢献活動交流会に関する資料

【資料A-1-9】 中高生のための絵本講座に関する資料

A-1-② 地域貢献活動の具体的な取組み

A 地域貢献に関する活動の状況

本学では、建学の精神「感恩奉仕」に基づき人材育成をしていく中で、座学に加え、学生たちが自ら学外に出向き、さまざまな課題に向き合い、できることを見つけていくことを大切にしている。

これまでの学生参加の地域貢献活動を活動形態別にみると次の6つに分けることができる。

- (ア) 市民公開講座：最新の知識・技術、生活の知恵などを提供する講義や演習
- (イ) 体験・アクティビティ：あそぶ、食べる、学ぶ、語り合うなどの体験型の企画
- (ウ) ピアサポートグループ活動：介護や子育ての悩みなどを参加者同士で受けとめ支え合うグループ活動
- (エ) 提案とアクション：若い女性の視点を取り入れた商品開発や地域活性化への提案とアクション
- (オ) 海外における貢献活動：アジア地域での地域貢献活動
- (カ) そのほか

また、課題別にみると次の6つに分けることができる。

- (ア) 健康・食・運動
- (イ) 福祉・介護
- (ウ) 子ども・子育て
- (エ) 学校教育
- (オ) 産業・観光
- (カ) 地域づくり

令和4(2022)年度は、地域連携室運営協議会においては、表A-1-1のとおり12件の活動を審査・承認した。運営協議会での審査の前には、必要に応じてCOVID-19対策班による新型コロナ感染対策の確認を行った。これらの活動に対し、1件当たり50,000円(上限)の活動助成金を支出している。

なお、本学における地域貢献活動や地域連携室の1年間の取組みをまとめた「地域活動論叢」を年度ごとに発行している。発行部数は500部で、学内のみならず、地域連携室学外構成員、マスコミ、行政、市内大学、高校等に配布している。【資料A-1-10】

表A-1-1 2022年度に地域連携室が取り扱った地域貢献活動

	地域貢献活動	協働のパートナーあるいは支援の対象
子ども・子育て支援と学校教育	① 田舎にあそぼう	障害のある子どもとそのきょうだい
	② ひぼりの森の《みんな、だぁ～い好き！！》 “みんな♪フレアイ隊”	地域の未就園児
	③ 音楽DEあそぼう	6歳未満の子ども
	④ だいすきにつぼん	小学生
	⑤ World Foods! ~どの国の食べ物かな?~	幼児・小学生
食と健康	⑥ 「食と健康」に関する地域連携公開講座	高校生・保護者・教員
	⑦ むかだきを若い世代へ	市民
観光と地域活性化	⑧ SNS情報発信活動を用いた上海・仁川学生との交流	外国人観光客
	⑨ 北九州市のインバウンド観光振興活動	市民・観光客
	⑩ 小倉北区魅力向上事業	北九州市内及び市街近隣エリアの市民
	⑪ MOTENA・Seaプロジェクト	市民、観光客
	⑫ 行橋市看板商品開発事業	市民・観光客

前述のほか、地域連携室では、北九州市民対象の生涯学習講座「北九州市民カレッジ」及び「周望学舎シニア・サマーカレッジ」の開催、未使用・未開封食品を持ち寄りフードバンク団体に無償で提供するフードドライブキャンペーン活動も行っている。【資料 A-1-11】【資料 A-1-12】【資料 A-1-13】

【エビデンス集】

【資料A-1-10】2022年度地域活動論叢

【資料A-1-11】北九州市民カレッジ講座に関する資料

【資料A-1-12】周望学舎シニア・サマーカレッジに関する資料

【資料A-1-13】フードドライブキャンペーンに関する資料

A-1-③ 看護キャリア支援センターの取組み

本学は、看護学科において看護・保健の専門職を養成していることから、看護に関するリカレント教育・生涯学習機会の提供を目的として、平成 18(2006)年度に認定看護管理者教育課程「ファーストレベル」（定員 80 人）、平成 22(2010)年度に同「セカンドレベル」

(定員 40 人) 及び認定看護師教育課程「集中ケア」(定員 30 人、令和 3(2021)年度末で閉講)を開講し、2,000 人を超える現役看護専門職に対して質の高い看護を実践できるキャリアアップ支援活動を行ってきた。【資料 A-1-14】

これらの教育活動を充実させるために、運営体制の見直しを行い、平成 27(2015)年度に「看護キャリア支援センター」を設置した。センター長は看護学科長が務めており、各教育課程 1 人、計 2 人の専任教員及び 2 人の事務職員を雇用している。当センターが運営する教育運営委員会は 9 人の構成員で構成されており、その内看護学科長(教育運営委員長)を含む 3 人の看護学科教員が構成員となっている。

現在、両課程とも「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定したプログラムとなっており、さらに学校教育法第 105 条に基づく履修証明プログラムに定められた教育課程でもある。

以上のように、看護キャリア支援センターは、地域にとって欠くことのできない人材養成機関としての役割を果たしている。

認定看護管理者

認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると公益社団法人日本看護協会が認定する資格である。

認定看護師

ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者として、公益社団法人日本看護協会の認定を受けた看護師をいう。

【エビデンス集】

【資料 A-1-14】 本学ウェブサイト 認定看護管理者教育課程に関する箇所

https://www.seinan-jo.ac.jp/extension_lectures/ninteikanri/

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

地域連携室に関連する活動については、今後、本学における地域貢献活動をさらに促進・活性化する観点から、活動実施に係る申請書類、手続き等についての必要な見直しを行うとともに、地域連携室の機能強化による地域貢献活動支援の実効性の向上に取り組む。

令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症に最大限の注意を払いながらの地域貢献活動となった。引き続き、学生、教員、その他関係者が、安心・安全に地域貢献活動に取り組める環境を整えていく。

看護キャリア支援センターでは、看護職の教育のみならず、保健医療福祉専門職の支援及び教育の地域拠点となるべく、組織体制の在り方を含めて検討する。

【基準 A の自己評価】

本学において、地域貢献への取り組みは、中期計画の 11 の基本方針の中の一つに位置づけられており、その中核を担う地域連携室については、十分な組織体制が整えられ、学生教育の一環としての地域貢献活動の推進に資するべく、適切な運営がなされていると評価

できる。看護キャリア支援センターは、看護に関するリカレント教育・生涯学習機会を提供することで、地域にとって欠くことのできない人材養成機関としての役割を果たしている。

また、行政や企業と連携した地域貢献活動の取組みなどにより、幅広い分野での地域貢献が展開している。

以上のことから、「基準 A 地域貢献」を満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. 西南女学院創立 100 周年

米国南部バプテスト派の宣教師の奉仕によって、キリスト教に基づく女子に対する教育の場として設立された西南女学院は、令和 4(2022)年 4 月に創立 100 周年を迎えた。

令和 3(2021)年度から、100 周年事業としていくつかのイベントを実施する計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見られないなかで限定的に「西南女学院 100 年のあゆみ写真展」「西南女学院創立 100 周年記念コンサート」等を実施した。

令和4(2022)年4月18日が本来の創立記念日であったが、創立100周年記念式典は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み半年延期した同年10月18日に、会場の変更や参加者の制限など十分な感染対策を講じ、学生・生徒・園児、関係者約800人の出席のもと執り行った。(表V-1-1)

式典は、教育理念に基づきキリスト教の礼拝の形をもって行うとともに、創立期の高等女学校から戦禍を越えて現代の総合学園に至るまでの「西南女学院の100年のあゆみ」が中学校・高等学校生徒のナレーションによりスライドで紹介された。

院長は式辞で「私たちは建学の精神をつなぐランナーとして、これから進むべき道のりに思いを馳せ、祈りを合わせなければならない。一人の宣教師によって蒔かれた一粒の種が、100年の時代の流れの中で幾多の試練と変遷を耐え抜いて、大輪の花として成長させていただいた。神様は人為的な思いを越えて歴史を築き、導き給う主の慈しみ、深い恩寵と多くの先達の労苦に心より感謝を捧げ、私達の思いを越えて導き給う主の御旨を尋ね求め、西南女学院の新たなる飛躍を祈りつつ、次の100年に向かって歩みだしたい。」と宣言した。

表 V-1-1 100周年記念事業

年度	事業名	時期・期間	内容・備考
令和3 (2021) 年度	西鉄大牟田線車内広告	令和3(2021)年10月1日～ 令和4(2022)年9月30日	西鉄福岡(天神)駅～大牟田駅間13本の列車の1車両に掲出(出入口扉上)
	創立100周年記念動画	令和3(2021)年11月22日～	西南女学院、西南女学院大学・短期大学部、中高、幼稚園のホームページ掲載 https://www.youtube.com/watch?v=uxTpU65hsg0
	西南女学院100年のあゆみ写真展	令和3(2021)年12月1日～ 令和4(2022)年1月5日	小倉井筒屋本館・新館間5階と8階連絡通路に西南女学院の現在と創立期～飛躍期7期の展示ボード8枚に各12枚の写真パネルを展示
	郵便局ロビー設置の液晶ディスプレイ広告放映	令和3(2021)年1月～ 令和4(2022)年12月	小倉駅前郵便局郵便窓口上とATM横のディスプレイ2台に15秒広告が1日100回以上放映
令和4 (2022) 年度	西南女学院創立100周年記念コンサート	令和4(2022)年12月3日	出演 森野由み氏(ソプラノ歌手・卒業生)他 昼の部：中学・高校 ロウ講堂 夜の部：本部 マロリーホール
	創立100周年記念式典	令和4(2022)年10月18日	会場を西日本総合展示場新館から北九州ソレイユホールへ変更し、規模を大幅に縮小して開催。
	宣教師記念碑建立	令和5(2023)年3月22日	マロリー記念館ロータリー横に建立
令和5 (2023) 年度	創立100周年記念誌	令和5(2023)年6月発行	100周年記念誌編集委員による編纂

西南女学院大学

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に大学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条に学部について定め、保健福祉学部及び人文学部を設置している。	1-2
第 87 条	○	学則第 9 条に修業年限 4 年と定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 17 条（再入学）、第 18 条（転入学）、及び第 19 条（編入学）に相当年に入学を許可することがある旨を定めている。	3-1
第 89 条	—	該当なし。	3-1
第 90 条	○	学則第 12 条に入学資格について定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 4 条に職員について定め、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」に、その体制、業務の効率的な執行のための職制及び所掌を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 5 条の 2 に教授会について定め、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」に教授会の運営について必要な事項を定めている。学校教育法第 93 条第 3 項に関する事項は、「学長決定」として定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 38 条に学位について定め、学位の授与を行っている。	3-1
第 105 条	○	認定看護管理者教育課程ファーストレベル・セカンドレベルの履修証明プログラムを開設しており、修了者に対して履修証明書を交付している。	3-1
第 108 条	○	寄附行為第 4 条に西南女学院大学短期大学部の設置を定めている。	2-1
第 109 条	○	学則第 1 条の 2 及び「点検評価改善会議規程」に自己点検・自己評価について定め、その結果を本学ウェブサイト公表している。	6-2
第 113 条	○	学則第 1 条の 2 に基づき、本学ウェブサイト公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 4 条に職員について定め、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」に、その体制、業務の効率的な執行のための職制及び所掌を定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	西南女学院大学「転入学・編入学規程」第 2 条第 2 項に定めている。	2-1
第 132 条	○	西南女学院大学「転入学・編入学規程」第 2 条第 2 項に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

西南女学院大学

第 4 条	○	学則に定めている。第 9 号については、寄宿舍がないため該当しない。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿、成績原簿、健康診断結果を管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 40 条に学生の懲戒について定め、適正かつ公正な運用を図るため「大学学生懲戒規程」を定めている。	4-1
第 28 条	○	所定の表簿を備え、「大学文書処理等細則」に基づき、各担当部署で適切に管理している。	3-2
第 143 条	—	該当なし。	4-1
第 146 条	—	該当なし。	3-1
第 147 条	—	該当なし。	3-1
第 148 条	—	該当なし。	3-1
第 149 条	—	該当なし。	3-1
第 150 条	○	学則第 12 条に高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の入学資格について定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	—	該当なし。	2-1
第 154 条	—	該当なし。	2-1
第 161 条	○	学則第 21 条及び編入学生募集要項に基づき運用している。	2-1
第 162 条	—	該当なし。	2-1
第 163 条	○	学則第 6 条に学年の始期及び終期を定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 164 条	○	認定看護管理者教育課程ファーストレベル・セカンドレベルの履修証明プログラムを開設しており、修了者に対して履修証明書を交付している。	3-1
第 165 条の 2	○	学則第 2 条の 4 に三つの方針について定め、「卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマポリシー）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）」、「入学者の受入れに関する方針（アドミッションポリシー）」を「学長決定」として策定している。また、本学ウェブサイト等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 1 条の 2 及び「点検評価改善会議規程」に自己点検・自己評価について定め、適切に実施し、その結果を本学ウェブサイトにて公表している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況について、本学ウェブサイトにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 37 条に卒業について定め、卒業証書を授与している。	3-1

西南女学院大学

第 178 条	○	学則第 21 条及び編入学生募集要項に基づき運用している。	2-1
第 186 条	○	編入学生募集要項に明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令の定めるところにより設置し、学則第 1 条の 2 に基づき、教育研究水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 条の 3 に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「大学入学試験会議規程」を定め、入学者の受入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。	2-1
第 3 条	○	学則第 2 条第 1 項に学部について定めており、各学部は、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他を適切に配置している。	1-2
第 4 条	○	学則第 2 条第 2 項に学科について定めており、各学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	該当なし。	1-2
第 6 条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 4 条に職員について定め、必要な教員及び事務職員その他必要な職員を適切に配置している。また、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」に、その体制、業務の効率的な執行のための職制及び所掌を定めている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	教育上主要と認める授業科目には専任の教授又は准教授が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員数及び教授数は大学設置基準が定める必要数を上回って配置している。	3-2 4-2
第 11 条	○	SD 実施の方針及び FD 実施の方針のもと、組織的な研修を実施している。	3-2 3-3 4-2

西南女学院大学

			4-3
第 12 条	○	「学長候補者選考規程」第 3 条に学長の資格について定めている。	4-1
第 13 条	○	西南女学院大学「教員及び助手選考基準」第 2 条に教授の資格について定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	西南女学院大学「教員及び助手選考基準」第 3 条に准教授の資格について定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	西南女学院大学「教員及び助手選考基準」第 4 条に講師の資格について定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	西南女学院大学「教員及び助手選考基準」第 5 条に助教の資格について定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	西南女学院大学「教員及び助手選考基準」第 6 条に助手の資格について定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 2 条第 2 項に収容定員について定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 2 条の 4 に定める「教育課程の編成及び実施に関する方針」にのっとり、体系的な教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 20 条	○	学則第 22 条に教育課程について定め、別表第一、別表第二及び別表第三に明記している。	3-2
第 21 条	○	学則第 24 条に単位計算の方法について定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 6 条第 2 項に 1 学年の授業期間について定めている。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は、各学期 15 週を確保している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、教育効果を十分に上げられるよう適切な人数で実施している。	2-5
第 25 条	○	学則第 24 条に授業の方法について定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目ごとにシラバスに明示している。	3-1
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	○	学則第 25 条に単位の授与について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	西南女学院大学「履修規程」第 5 条第 6 項に履修科目の登録の上限について定め、キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）に各学科の上限単位数を明記している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。	3-1
第 28 条	○	学則第 26 条及び第 27 条に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 26 条及び第 27 条に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 27 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	○	学則第 43 条及び西南女学院大学「科目等履修生規程」に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 36 条に卒業の要件について定めている。	3-1

西南女学院大学

第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	○	校地について要件を満たしている。	2-5
第 35 条	○	運動場等の厚生補導施設について要件を満たしている。	2-5
第 36 条	○	校舎について要件を満たしている。	2-5
第 37 条	○	校地の面積について要件を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積について要件を満たしている。	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料は図書館を中心に整備している。	2-5
第 39 条	—	該当なし。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境の整備については、必要な経費を確保し、環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称については、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 41 条	—	該当なし。	3-2
第 42 条	—	該当なし。	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし。	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし。	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし。	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし。	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし。	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし。	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし。	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし。	2-5
第 43 条	—	該当なし。	3-2
第 44 条	—	該当なし。	3-1
第 45 条	—	該当なし。	3-1
第 46 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2
第 58 条	—	該当なし。	1-2

西南女学院大学

第 59 条	—	該当なし。	2-5
第 61 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 38 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 38 条に学位の名称について定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 13 条	○	学則第 11 章に「卒業及び学位」を定めており、この学則を文部科学省に提出している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務について、「学校法人西南女学院 中期計画 2022－2026」を定め、①法人設置各校の教育の質保証、②経営基盤の安定を図ること、③少子化、学校数の増加等を要因とした学校間競争を耐え抜くための西南女学院の魅力の積極的発信に努めることの 3 つをミッションに掲げ、学院全体に及ぶ健全な組織運営と組織倫理を基礎に、本学院の使命・目的の実現と教育活動の永続的な運営を維持する経営基盤の強化を図っている。ガバナンス・コードに学校法人の責務を定め、設置する学校の教育の質向上に努めている。また、本学ウェブサイト公表することにより、運営の透明性の確保を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 21 条第 12 項において、評議員会で、「学校法人西南女学院理事会会議規則」第 10 条第 2 項において理事会で利害関係者が議決に加わることができない旨定めている。また、学校法人西南女学院利益相反に関する指針を定め、利益相反に関するマネジメントに取り組んでいる。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 37 条に寄附行為等の備置き及び閲覧について定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 6 条に役員について定め、理事 16 人、監事 2 人を置いている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」に理事会の業務及びその職務権限の委任について定め、運営している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 17 条に理事会について定めている。	5-2

西南女学院大学

第 37 条	○	寄附行為第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、第 7 条及び第 8 条に役員を選任について定め選任している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 8 条に役員兼職禁止について定め、監事の独立性を確保している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条に役員補充について定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 21 条に評議員会について定め、理事長の諮問機関として、運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 23 条に評議員会の諮問事項について定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 24 条に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 25 条に評議員の選任について定め、選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 37 条の 4 に役員学校の学校法人に対する損害賠償責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為第 37 条の 4 に役員学校の学校法人に対する損害賠償責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 37 条の 4 に役員学校の学校法人に対する損害賠償責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法第 44 条の 5 を遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 34 条に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 36 条第 2 項に定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 37 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条の 3 に役員報酬について定め、「学校法人西南女学院役員報酬等の基準に関する内規」に基づき算定した額を支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 37 条の 2 に定め、本学ウェブサイト公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係） 「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	—		1-1
第 100 条	—		1-2
第 102 条	—		2-1

西南女学院大学

学校教育法施行規則（大学院関係） 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—		2-1
第 156 条	—		2-1
第 157 条	—		2-1
第 158 条	—		2-1
第 159 条	—		2-1
第 160 条	—		2-1

大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 1 条の 2	—		1-1 1-2
第 1 条の 3	—		2-1
第 2 条	—		1-2
第 2 条の 2	—		1-2
第 3 条	—		1-2
第 4 条	—		1-2
第 5 条	—		1-2
第 6 条	—		1-2
第 7 条	—		1-2
第 7 条の 2	—		1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—		1-2 3-2 4-2
第 8 条	—		2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	—		3-2

西南女学院大学

			4-2
第 9 条の 3	—		3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	—		2-1
第 11 条	—		3-2
第 12 条	—		2-2 3-2
第 13 条	—		2-2 3-2
第 14 条	—		3-2
第 14 条の 2	—		3-1
第 15 条	—		2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—		3-1
第 17 条	—		3-1
第 19 条	—		2-5
第 20 条	—		2-5
第 21 条	—		2-5
第 22 条	—		2-5
第 22 条の 2	—		2-5
第 22 条の 3	—		2-5 4-4
第 22 条の 4	—		1-1
第 23 条	—		1-1 1-2
第 24 条	—		2-5
第 25 条	—		3-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	—		3-2 4-2
第 28 条	—		2-2 3-1 3-2
第 29 条	—		2-5
第 30 条	—		2-2

西南女学院大学

			3-2
第30条の2	—		3-2
第31条	—		3-2
第32条	—		3-1
第33条	—		3-1
第34条	—		2-5
第34条の2	—		3-2
第34条の3	—		4-2
第42条	—		2-3
第43条	—		2-4
第45条	—		1-2
第46条	—		2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—		6-2 6-3
第2条	—		1-2
第3条	—		3-1
第4条	—		3-2 4-2
第5条	—		3-2 4-2
第5条の2	—		3-2 3-3 4-2
第6条	—		3-2
第6条の2	—		3-2
第6条の3	—		3-2
第7条	—		2-5
第8条	—		2-2 3-2
第9条	—		2-2 3-2
第10条	—		3-1
第11条	—		3-2
第12条	—		3-1

西南女学院大学

第 13 条	—		3-1
第 14 条	—		3-1
第 15 条	—		3-1
第 16 条	—		3-1
第 17 条	—		1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—		1-2 3-1 3-2
第 19 条	—		2-1
第 20 条	—		2-1
第 21 条	—		3-1
第 22 条	—		3-1
第 23 条	—		3-1
第 24 条	—		3-1
第 25 条	—		3-1
第 26 条	—		1-2 3-1 3-2
第 27 条	—		3-1
第 28 条	—		3-1
第 29 条	—		3-1
第 30 条	—		3-1
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-2
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		3-1
第 42 条	—		6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		3-1

西南女学院大学

第5条	—		3-1
第12条	—		3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—		6-2 6-3
第2条	—		3-2
第3条	—		2-2 3-2
第4条	—		3-2
第5条	—		3-1
第6条	—		3-1
第7条	—		3-1
第8条	—		3-2 4-2
第9条	—		2-5
第10条	—		2-5
第11条	—		2-2 3-2
第13条	—		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

西南女学院大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人西南女学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内 2024	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	西南女学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 6 (2024)年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	キャンパスライフ 2023 学生生活ガイドブック	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2023 年度新規事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2022 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	本学ウェブサイト (アクセスマップ) https://www.seinan-jo.ac.jp/access/ (キャンパスマップ) https://www.seinan-jo.ac.jp/school_life/campus_map/	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人西南女学院規程集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算報告書、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	本学ウェブサイト（三つの方針） https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/course/	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

西南女学院大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	西南女学院大学学則（第 1 条、第 2 条の 3）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	西南女学院大学学則（第 1 条、第 2 条の 3）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	キャンパスライフ 2023（学生生活ガイドブック） p.4, p.86	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 入学案内 2024 p.7, p.9	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	本学ウェブサイト 建学の精神に関する箇所 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/foundingspirit 本学ウェブサイト 教育目的に関する箇所 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/object/	
【資料 1-1-6】	学校法人西南女学院寄附行為（第 3 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-7】	西南女学院大学学則（第 2 条の 3）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-8】	シラバス「キリスト教学（旧約聖書）」「キリスト教学（新約聖書）」	
【資料 1-1-9】	学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026) Mission「要」	
【資料 1-1-10】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation (2022-2026)	
【資料 1-1-11】	令和 4(2022)年度第 1 回教学マネジメント会議議事録	
【資料 1-1-12】	将来計画検討プロジェクトに関する資料	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	マロリー記念館の銘板	
【資料 1-2-2】	キャンパスライフ 2023（学生生活ガイドブック） p.17	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	チャペルアワーに関する資料	
【資料 1-2-4】	学院聖書学課に関する資料	
【資料 1-2-5】	学校法人西南女学院寄附行為（第 3 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-6】	学校法人西南女学院常任理事会規程（第 2 条）	
【資料 1-2-7】	学校法人西南女学院理事会業務及び 理事会業務委任規則（第 2 条～第 6 条）	
【資料 1-2-8】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則（第 5 条、第 16 条）	
【資料 1-2-9】	教学マネジメント会議規程（第 3 条）	
【資料 1-2-10】	学校法人西南女学院 令和 4(2022)年度第 1 回理事会議事録（抜粋）	
【資料 1-2-11】	本学ウェブサイト 建学の精神に関する箇所 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/foundingspirit 本学ウェブサイト 教育目的に関する箇所 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/object/	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-12】	「広報 西南女学院」及び「西南女学院月報」	
【資料 1-2-13】	2022(令和 4 年度)新任職員オリエンテーション 「学院の宗教教育について」	
【資料 1-2-14】	本学公式 YouTube チャンネル 【建学の精神】西南女学院の歴史とキリスト教教育 https://www.youtube.com/watch?v=rV3EpC_uCwQ	
【資料 1-2-15】	シラバス「キリスト教と西南女学院のあゆみ」	
【資料 1-2-16】	西南女学院キリスト教センター規則	
【資料 1-2-17】	マロリーホールのステンドグラスに関するリーフレット	
【資料 1-2-18】	クリスマスイルミネーション点灯式に関する資料	
【資料 1-2-19】	クリスマス礼拝に関する資料	

西南女学院大学

【資料 1-2-20】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 ガバナンス・コード	
【資料 1-2-21】	西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の 諸活動に関する方針	
【資料 1-2-22】	西南女学院将来計画委員会内規（第 3 条）	
【資料 1-2-23】	中期計画の策定・検証に関する資料 ①令和 3(2021)年度第 1 回西南女学院将来計画委員会議事録 ②令和 3(2021)年度第 16 回大学評議会議事録（抜粋） ③令和 3(2021)年度第 17 回運営協議会議事録（抜粋） ④令和 3(2021)年度第 18 回運営協議会議事録（抜粋） ⑤令和 3(2021)年度第 20 回運営協議会議事録（抜粋） ⑥令和 3(2021)年度第 3 回評議員会議事録（抜粋） ⑦令和 3(2021)年度第 4 回理事会議事録（抜粋） ⑧令和 4(2022)年度第 13 回大学評議会議事録（抜粋） ⑨令和 4(2022)年度第 1 回西南女学院将来計画委員会議事録 ⑩令和 4(2022)年度第 20 回運営協議会議事録（抜粋） ⑪令和 4(2022)年度第 3 回評議員会議事録（抜粋） ⑫令和 4(2022)年度第 6 回理事会議事録（抜粋）	
【資料 1-2-24】	学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026) Mission 「要」	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-2-25】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画 「要」 Transformation (2022-2026)	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 1-2-26】	学則第 2 条の 4 に定める西南女学院大学の三つの方針	
【資料 1-2-27】	キャンパスライフ 2023（学生生活ガイドブック） p.87-101	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-28】	平成 28(2016)年度第 2 回 DP・CP・AP 検討会議事録	
【資料 1-2-29】	本学ウェブサイト 大学概要、組織図に関する箇所 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/outline/	
【資料 1-2-30】	教学 IR 推進室内規（第 2 条）	

西南女学院大学

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学則第 2 条の 4 に定める西南女学院大学の三つの方針	【資料 1-2-26】と同じ
【資料 2-1-2】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 入学案内 2024	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	令和 6(2024)年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	本学ウェブサイト アドミッション・ポリシーに関する箇所 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/course/	
【資料 2-1-5】	入学者選抜説明会案内文書・式次第	
【資料 2-1-6】	大学入学試験会議規程、 大学入学試験会議実務細則	
【資料 2-1-7】	将来計画検討プロジェクト検討内容一覧	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	WEB サービス学生支援システムに関する資料	
【資料 2-2-3】	SA(Student Assistant)に関する資料	
【資料 2-2-4】	キャンパスライフ 2023 (学生生活ガイドブック) p.58	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	令和 5(2023)年度前期オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-6】	令和 5(2023)年度アドバイザー一覧	
【資料 2-2-7】	障害学生支援に関する基本方針	
【資料 2-2-8】	学生総合支援室規程	
【資料 2-2-9】	修学支援振り返りチェックシート	
【資料 2-2-10】	本学ウェブサイト「障害学生支援」 https://www.seinan-jo.ac.jp/school_life/s-shien/	
【資料 2-2-11】	看護学科での「医学的緊急対応 (エピペン注射等)」に 関する案内・資料	
【資料 2-2-12】	緊急時の連絡先	
【資料 2-2-13】	職員研修懇談会に関する資料	
【資料 2-2-14】	令和 4(2022)年度職員研修懇談会報告書	
【資料 2-2-15】	退学防止のための学科における取組み状況	
【資料 2-2-16】	学生の履修状況について	
【資料 2-2-17】	学生の出欠状況の把握について (お願い)	
【資料 2-2-18】	退学願及び休学願の様式	
【資料 2-2-19】	西南女学院大学「転学部・転学科規程」	
【資料 2-2-20】	「転学部・転学科」に関する資料	
【資料 2-2-21】	令和 5(2023)年度オリエンテーション日程	
【資料 2-2-22】	ピアサポート報告書	
【資料 2-2-23】	STEP UP に関する資料	
【資料 2-2-24】	フリースペースの利用案内	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリア支援に関するシラバス	
【資料 2-3-2】	インターンシップ関連	
【資料 2-3-3】	学生との面談記録	
【資料 2-3-4】	「Google Classroom」掲載情報	
【資料 2-3-5】	就職 (進路) 報告届・受験報告書	
【資料 2-3-6】	就職支援行事	
【資料 2-3-7】	就活手帳	

西南女学院大学

【資料 2-3-8】	学内合同企業説明会	
【資料 2-3-9】	企業との連携記録	
【資料 2-3-10】	卒業生アンケート報告書	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	保護者懇談会に関する資料	
【資料 2-4-3】	サークル活動の手引き (令和 5(2023)年度版)	
【資料 2-4-4】	令和 4(2022)年度サークル別決算額一覧表	
【資料 2-4-5】	課外活動の行動指針	
【資料 2-4-6】	活動再開に係る掲出文書	
【資料 2-4-7】	令和 4(2022)年度大学祭の開催案内	
【資料 2-4-8】	福祉学科ボランティア相談室 「ボランティア案内」について	
【資料 2-4-9】	学生課「ボランティア」掲示について	
【資料 2-4-10】	学生の海外渡航等に係る判断基準について	
【資料 2-4-11】	新型コロナウイルス感染症の流行下における 海外渡航に係る誓約書	
【資料 2-4-12】	海外安全対策ガイドブック 2023	
【資料 2-4-13】	改訂版「(留学者用) 誓約書」 (令和 5(2023)年 4 月から)	
【資料 2-4-14】	西南女学院大学「学生海外留学規程」、 キャンパスライフ 2023 (学生生活ガイドブック) p.49	
【資料 2-4-15】	保健室規程	
【資料 2-4-16】	令和 4(2022)年度保健室利用状況	
【資料 2-4-17】	COVID-19 対策班についての資料	
【資料 2-4-18】	学生総合支援室に関する資料	
【資料 2-4-19】	キャンパス・ハラスメントに関する資料	
【資料 2-4-20】	遠隔授業支援金案内文書	
【資料 2-4-21】	学納金の延納・分納の状況について (2018～2022)	
【資料 2-4-22】	西南女学院教育ローン金利助成奨学金	
【資料 2-4-23】	ウクライナ避難学生の受入れに関する資料	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校地・校舎の概要図	
【資料 2-5-2】	附属図書館利用内規	
【資料 2-5-3】	附属図書館の基本情報に関する書類	
【資料 2-5-4】	ラーニング・コモンズ・スペースについて	
【資料 2-5-5】	令和 5(2023)年度指定図書関連資料	
【資料 2-5-6】	令和 4(2022)年度図書館ガイダンスに関する資料	
【資料 2-5-7】	情報処理研修に関する資料	
【資料 2-5-8】	ほほえみ project に関する資料	
【資料 2-5-9】	学修コンセプトルーム「SWITCH」に関する資料	
【資料 2-5-10】	貸出用車いす、介助用電動車いす及び AED 設置について	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	「令和 3(2021)年度学生生活に関する実態調査」 調査結果報告書	
【資料 2-6-2】	「令和 3(2021)年度学生生活に関する実態調査」 回答	
【資料 2-6-3】	意見箱ポスター	
【資料 2-6-4】	各課意見箱への回答について	

西南女学院大学

【資料 2-6-5】	「健康管理カルテ」	
【資料 2-6-6】	令和 5(2023)年度第 1 回学生総合支援室 運営連絡協議会議事録	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	西南女学院大学 三つの方針について (キャンパスライフ 2023 p.87-101)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	単位認定に関する資料 ①西南女学院大学学則 (第 28 条) ②西南女学院大学履修規程 (第 11 条) ③西南女学院大学助産別科履修規程 (第 8 条) ④キャンパスライフ 2023 (p.114, p.214)	
【資料 3-1-3】	実習科目の履修要件に関する資料	
【資料 3-1-4】	卒業認定基準、修了認定基準に関する資料 ①西南女学院大学学則 (第 28 条) ②西南女学院大学助産別科規程 (第 19 条) ③キャンパスライフ 2023 (p.109-110, p.212)	
【資料 3-1-5】	シラバス作成要領	
【資料 3-1-6】	GPA に関する申合せ	
【資料 3-1-7】	成績評価に対する照会と申立手続きについて	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	西南女学院大学 三つの方針について (キャンパスライフ 2023 p.87-101)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-3】	カリキュラムツリー	
【資料 3-2-4】	シラバス様式	
【資料 3-2-5】	履修登録上限単位数に関する資料	
【資料 3-2-6】	教務総合人間科学小委員会内規	
【資料 3-2-7】	初年次教育に関するシラバス	
【資料 3-2-8】	MOTENA-Sea に関する資料	
【資料 3-2-9】	点検評価改善会議規程	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	アセスメントチェックに関する資料	
【資料 3-3-3】	ALCS 学修行動比較調査に関する資料	
【資料 3-3-4】	授業評価アンケート	
【資料 3-3-5】	リフレクションカード	
【資料 3-3-6】	GPA の分布図	

西南女学院大学

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学長候補者選考規程	
【資料 4-1-2】	学校法人西南女学院理事会業務及び 理事会業務委任規則	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 4-1-3】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則	
【資料 4-1-4】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 ガバナンス・コード 「教学ガバナンス（権限・役割の明確化）」	【資料 1-2-20】と同じ
【資料 4-1-5】	西南女学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-6】	学長決定（副学長）	
【資料 4-1-7】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則	
【資料 4-1-8】	大学入学試験会議規程	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 4-1-9】	点検評価改善会議規程	【資料 3-2-9】と同じ
【資料 4-1-10】	教学マネジメント会議規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 4-1-11】	将来計画プロジェクトに関する資料 ①2020 年度第 14 回大学評議会議事録（抜粋） ②2021 年度第 16 回大学評議会議事録（抜粋） ③西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation (2022-2026) ④2022 年度第 13 回大学評議会議事録（抜粋） ⑤中期計画(2022-2026) 令和 4(2022)年度検証	
【資料 4-1-12】	西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の 諸活動に関する方針	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 4-1-13】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部における 内部質保証体制図	
【資料 4-1-14】	2022 年度第 22 回保健福祉学部教授会議事録	
【資料 4-1-15】	教授会及び別科会の意見を聴くことが必要なものとして 学長が定める事項について（学長決定）	
【資料 4-1-16】	大学学生懲戒規程	
【資料 4-1-17】	委員会及び執行機関の役割に関する規程	
【資料 4-1-18】	学校法人西南女学院就業規則	
【資料 4-1-19】	学校法人組織機構図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大学特別契約教員規程	
【資料 4-2-2】	大学専任助手の服務に関する申合せ	
【資料 4-2-3】	教育支援職員規程	
【資料 4-2-4】	学校法人西南女学院就業規則	【資料 4-1-18】と同じ
【資料 4-2-5】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 教員及び助手選考規則	
【資料 4-2-6】	西南女学院大学「教員及び助手選考基準」	
【資料 4-2-7】	大学昇任人事の評価に関する申し合わせ事項	
【資料 4-2-8】	本学ウェブサイト「教職員公募」 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/offer/	
【資料 4-2-9】	西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の 諸活動に関する方針 FD(Faculty Development)実施の方針	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 4-2-10】	点検評価改善会議規程	【資料 3-2-9】と同じ

西南女学院大学

【資料 4-2-11】	本学ウェブサイト「教育研究活動報告・教員紹介」 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/tenken2/	
【資料 4-2-12】	授業評価アンケート	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 4-2-13】	リフレクションカード	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 4-2-14】	本学ウェブサイト「授業評価アンケート・リフレクションカード」 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/anq/	
【資料 4-2-15】	大学授業表彰に関する申合せ	
【資料 4-2-16】	FDに関する資料	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の諸活動に関する方針 SD(Staff Development)実施の方針	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 4-3-2】	西南女学院職員研修(SD)規程	
【資料 4-3-3】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-3-4】	SD 実施状況一覧	
【資料 4-3-5】	職員研修懇談会に関する資料 ①西南女学院職員研修懇談会規程・ 西南女学院職員研修委員会規程 ②西南女学院職員研修委員会議事録 ③職員研修懇談会報告書	【資料 2-2-13】と同じ 【資料 2-2-14】と同じ
【資料 4-3-6】	北九州私立大学・短期大学連携事業協定書	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大学専任教育職員の服務に関する申合せ	
【資料 4-4-2】	大学専任助手の服務に関する申合せ	
【資料 4-4-3】	西南女学院大学 「保健福祉学部附属保健福祉学研究所規則」	
【資料 4-4-4】	本学ウェブサイト「図書館データベースポータル」 https://www.seinan-jo.ac.jp/library/index.html	
【資料 4-4-5】	研究取扱規則	
【資料 4-4-6】	倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-7】	動物実験委員会規程	
【資料 4-4-8】	不正防止対策の基本方針と不正防止計画	
【資料 4-4-9】	本学ウェブサイト「研究倫理」 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/rinri/	
【資料 4-4-10】	研究活動をする学生・教職員のみなさまへ	
【資料 4-4-11】	研究費に関する取扱いマニュアル（研究費一覧）	
【資料 4-4-12】	令和 4(2022)年度研究倫理講習会資料	
【資料 4-4-13】	令和 4(2022)年度コンプライアンス教育資料	
【資料 4-4-14】	大学共同研究費取扱規程	
【資料 4-4-15】	外部資金導入促進プロジェクトに関する資料	

西南女学院大学

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人西南女学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人西南女学院就業規則	【資料 4-1-18】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人西南女学院公益通報に関する規程	
【資料 5-1-4】	本学ウェブサイト 学校法人に関する情報 https://www.seinan-jo.ac.jp/houjin/information/ 本学ウェブサイト 教育研究に関する情報の公表 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/	
【資料 5-1-5】	学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026) Mission 「要」	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 5-1-6】	西南女学院大学学則 (第 1 条、第 1 条の 2)	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-7】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-1-8】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」 Transformation(2022-2026)	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 5-1-9】	ハラスメントについて定めた規程等一式 ①ハラスメントの防止等に関する規則 ②ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針 (ハラスメントの防止等に関する規則第 5 条関係) ③大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程 ④大学キャンパス・ハラスメント調査委員会規程 ⑤大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程 ⑥大学キャンパス・ハラスメント相談員規程 ⑦大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン	
【資料 5-1-10】	西南女学院防災管理規程	
【資料 5-1-11】	キャンパスライフ 2023 (学生生活ガイドブック) p.71-84	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-12】	防災ガイド 2022	
【資料 5-1-13】	自衛防災訓練結果報告書	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人西南女学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人西南女学院常任理事会規程	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人西南女学院院長規則	
【資料 5-2-4】	西南女学院本部規程	
【資料 5-2-5】	理事、監事、評議員などの名簿 (内部・外部)	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-6】	理事会・評議員会の開催状況 (開催日、開催回数、出席状況、議事)	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-7】	学校法人西南女学院理事会業務及び 理事会業務委任規則	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 5-2-8】	書面議決書 (様式)	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	西南女学院本部規程	【資料 5-2-4】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人西南女学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-3】	理事、監事、評議員などの名簿 (内部・外部)	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-4】	理事会・評議員会の開催状況 (開催日、開催回数、出席状況、議事)	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-5】	理事会議事録	
【資料 5-3-6】	評議員会議事録	
【資料 5-3-7】	監事の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人西南女学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ

西南女学院大学

【資料 5-4-2】	令和 5(2023)年度予算基本方針	
【資料 5-4-3】	学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026) Mission 「要」	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 5-4-4】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」 Transformation(2022-2026)	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 5-4-5】	西南女学院資産運用規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人西南女学院経理規程	
【資料 5-5-2】	調達規程	
【資料 5-5-3】	令和 4(2022)年度第 3 回理事会議事録	
【資料 5-5-4】	令和 4(2022)年度第 2 回評議員会議事録	
【資料 5-5-5】	決算報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-6】	令和 5(2023)年度第 1 回評議員会議事録	
【資料 5-5-7】	監事の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-8】	公的研究費に関する資料 ①公的研究費の適正な取扱いに関する規程 ②公的研究費の内部監査規程 ③公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範	

西南女学院大学

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation(2022-2026)	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 6-1-2】	西南女学院大学及び西南女学院短期大学部の 諸活動に関する方針	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 6-1-3】	内部質保証の方針	
【資料 6-1-4】	点検評価改善会議規程	【資料 3-2-9】と同じ
【資料 6-1-5】	教学マネジメント会議規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 6-1-6】	アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-1-7】	教学 IR 推進室内規	【資料 1-2-30】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	西南女学院大学学則（第 1 条の 2）	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-2-2】	点検評価改善報告書 各様式（委員会別業務評価、課別業務評価、 教育研究活動報告、事務職員自己点検評価）	
【資料 6-2-3】	本学ウェブサイト 「点検評価改善報告書」 https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/tenken/	
【資料 6-2-4】	教学 IR 推進室内規改正に関する資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	アセスメントチェックに関する資料	【資料 3-3-2】と同じ

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域貢献		
【資料 A-1-1】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画「要」Transformation(2022-2026)	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 A-1-2】	地域連携室規程	
【資料 A-1-3】	地域連携室構成員に関する資料	
【資料 A-1-4】	西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部と 商船三井テクノトレード株式会社、株式会社 MOTENA・Sea との包括 連携協定書	
【資料 A-1-5】	北九州市と西南女学院大学との包括連携協力に 関する協定書	
【資料 A-1-6】	地域貢献活動計画申請書	
【資料 A-1-7】	地域懇談会に関する資料	
【資料 A-1-8】	地域貢献活動交流会に関する資料	
【資料 A-1-9】	中高生のための絵本講座に関する資料	
【資料 A-1-10】	2022 年度地域活動論叢	
【資料 A-1-11】	北九州市民カレッジ講座に関する資料	
【資料 A-1-12】	周望学舎シニア・サマーカレッジに関する資料	
【資料 A-1-13】	フードドライブキャンペーンに関する資料	
【資料 A-1-14】	本学ウェブサイト 認定看護管理者教育課程に関する箇所 https://www.seinan-jo.ac.jp/extension_lectures/ninteikanri/	